年を經過したる爲め日本銀行に於て支拂を拒絶したる場合には、小切手所持人は支出官に對し償還の請求を爲すべく、支出官償還の請求を受けたる場合に於ては之を調査し、償還すべきものと認むるときは事由を具し證憑書類を添へて之を所管大臣に提出し、所管大臣は審査の上之が支拂を大藏大臣に請求すべきものとす（同規則第五十五條）。以上述べたる所は債主が支出官所在地に於て支拂を受くる場合なるが、債主が隔地に在る場合に於ては直接之に小切手を交付するを得ざるが故に、新制度に於ては隔地者に對する支拂に關しては特別の方法を設けたり。改正會計法第二十條に於て『國務大臣隔地者ニ支拂ヲ爲サムトスルトキハ必要ナル資金ヲ日本銀行ニ交付シ之カ支拂ヲ爲サシムルコトヲ得』とあるは卽ち右に關する原則を定めしものにして、斯かる場合に於ては支出官は、支拂場所に指定したる日本銀行に對し之が資金を交付すると共に、其の旨を債主に通知すべく（會計規則第四十八條）、債主は其の通知書を支拂地の日本銀行に提出して現金の支拂を受くるものとす。而して其の期間は小切手の場合と同じく滿一箇年とす（同規則第五十二條）。以上は歲出金支拂に關する制度の大綱なるが、尙之が詳細の手續に就ては別に規程を設くる所あり、卽ち支出官の小切手の振出に關する手續は支出官事務規程（大正十一年大藏省令第一號）に於て之を規定し、又其の小切手の支拂に關しては日本銀行國庫金取扱規程（大正十一年大藏省令第十號）に於て之が細則を定めたり。

次に從來は各官廳に於て管理する政府所有の有價證券、竝に各種法令の規定に依り政府に於て保管の義務を有する公有私有の金錢及有價證券は、之を大藏省預金局（預金部）に寄託すべきものとし（明治二十三年勅令第二號及同年勅令第七十號）、而して斯かる預金局保管の金錢及有價證券は各地金庫をして之が取扱を爲さしむることとし（明治二十三年勅令第二百七十三號）、更に又法令の規定に依り政府に供託する金錢及有價證券に就ても、總て金庫をして之が保管及取扱を爲さしめたり（明治三十二年法律第十五號供託法）。然るに金庫制度廢止、預金制度採用の結果、國庫金は總て政府預金として之を日本銀行に取扱はしむることと爲すと同時に、此等の有價證券の取扱に就ても、國庫金の出納と同じく日本銀行を して之に當らしむるを相當なりと認め、改正會計法に於て之に關する規定を設けて『政府ハ其ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券ノ取扱ヲ日本銀行ニ命スルコトヲ得』と定め（第四十條）、且つ此の規定に基き大藏省は政府所有有價證券取扱規程・政府保管有價證券取扱規程・供託有價證券取扱規程に於て、此等有價證券を日本銀行に寄託せしむる旨を規定し、同時に日本銀行政府有價證券取扱規程を以て、日本銀行に於ける此等政府の所有又は保管に係る有價證券の取扱手續を定めたり。尙金庫制度の廢止と同時に供託法に改正を加へ、從來金庫をして取扱はしめ來れる供託事務は、新に司法大臣監督の下に供託局を置きて之を掌理せしむることと爲せしが（供託法第一條及第二條）、右供託局は供託に關する行政的事務を取扱ふに止まるものにして、同局に於て保管する金錢又は有價證券は、上述會計法の規定に依り結局日本銀行に於て保管出納せらるるものとす。此等保管及供託に關する制度の改正に就ては、本編第五章に於て之を詳述すべし。以上の外從來金庫制度の下に於ては、金庫をして各種の財政的事務を行はしめしが、金庫制度廢止の結果此等の事務の多くは日本銀行をして之を取扱はしむることとなれり。

次に金庫制度の下に於ては、日本銀行は金庫の資格に於て國庫金の出納其の他の財政的事務を取扱ふものなるが故に、此等國庫金の出納竝に政府の所有又は保管に係る有價證券の受拂、其の他國債元利拂の取扱等に關しては、日本銀行は出納官吏として賠償責任を負ひ、會計檢査院の檢査判決を受

くべきものとせられたり。然るに預金制度採用の結果、國庫金の出納は政府の日本銀行に對する預金の收支として取扱はれ、從つて國庫金出納其の他に關する政府と日本銀行との間の財產上の關係は、總て私法的性質に屬するものとせられしを以て、之が賠償責任に就ては司法裁判所の判決に依つて之を決すべく、出納官吏の責任の如く會計檢查院の判決に服せしむべからざることとなれり。然りと雖も預金制度の下に於ても、日本銀行が國家に對する特別の公法的關係に基きて、國庫金の出納其の他の重要なる會計事務を取扱ふの點に至りては、敢て金庫制度の下に於けると異る所なきが故に、新制度の下に於ても此等會計事務の取扱に關しては會計檢查院をして之を檢查せしめ、以て一面には政府財政の運用を監視し、一面には政府の日本銀行に對する監督を勵行せしむるを必要と認めたり。玆に於て改正會計法第四十一條に於て日本銀行に對する會計檢查院の檢查に關する規定を設け、日本銀行は其の取扱に係る國庫金の出納・國債發行に依る收入金の收支・國債元利拂及隔地者拂の爲に日本銀行に交付したる資金の收支竝に政府有價證券の受拂に關して、會計檢查院の檢查を受くべきものと爲したり。卽ち此の規定に依り日本銀行に對しては、會計檢查院は檢查を爲すも判決を爲さざることと爲し、日本銀行と出納官吏との責任を區別せしものなるが、更に又改正會計規則第百五十一條に於て『政府ノ爲ニ取扱フ現金又ハ有價證券ノ出納保管ニ關シ政府ニ損害ヲ與ヘタル場合ニ於ケル日本銀行ノ賠償責任ニ付テハ民法及商法ニ依ル』べき旨を規定し、以て一層其の趣旨を明かにしたり。

以上述べたる所は國庫預金制度の大綱なり。而して右預金制度に關する原則を定めしものは固より會計法及會計規則なるが、前述の如く預金制度の採用は會計制度改正の根幹を成すものにして其の關係する所最も廣汎に亙れるを以て、會計制度改正に伴ひて制定せられたる各種の法規中、預金制度の實施に關係あるものは甚だ多く、其の主要なるものを擧ぐるも、國庫金の出納に關しては支出官事務規程・出納官吏事務規程・保管金取扱規程・預金部預金取扱規程・供託物取扱規則・日本銀行國庫金取扱規程等あり、政府有價證券の保管出納に關しては政府所有有價證券取扱規程・政府保管有價證券取扱規程・日本銀行政府有價證券取扱規程等を存したり。此等諸規程の中預金・保管金・供託金竝に有價證券に關するものは之を第五章に讓り、本款に於ては左に國庫出納制度に最も關係深き支出官事務規程・出納官吏事務規程及日本銀行國庫金取扱規程の全文を掲ぐべし。

支出官事務規程（大正十一年一月十一日大藏省令第一號）

第一章　總則

第一條　支出官ハ本令ノ定ムル所ニ依リ支出ニ關スル事務ヲ處理スヘシ

第二條　支出官ハ支拂豫算ニ依リ定メラレタル日本銀行（本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ）ヲ以テ其ノ振出ス小切手ノ支拂店ト爲スヘシ

第三條　支出官ノ更迭アリタルトキハ各省大臣ハ直ニ大藏大臣及小切手ノ支拂店ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

各廳長官又ハ部局長ヲ支出官トスル場合ニ於テ其ノ更迭ヲ官報ニ揭載シタルトキハ前項ノ通知ヲ要セス但シ至急支拂ヲ要スル場合又ハ特ニ各廳長官若ハ部局長以外ノ者ヲ以テ支出官トスル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第四條　會計規則第四十二條ノ規定ニ依ル代理官ノ任免アリタルトキハ前條第一項ノ規定ニ準シ之カ通知ノ手續ヲ爲スヘシ

第五條　支出官及其ノ代理官ハ照較ノ用ニ供スル爲其ノ印鑑ヲ小切手ノ支拂店ニ送付スヘシ

第六條　支出官特別會計支拂元受高ノ內ヲ翌年度ノ支拂元受高ニ組入ヲ要スルトキハ其ノ旨ヲ小切手ノ支拂店ニ請求スヘシ

第七條　支出官特別會計支拂元受高ノ內ヲ當該會計ノ他ノ支出官ノ支拂元受高ニ轉換ヲ要スルトキハ其ノ旨ヲ小切手ノ支拂店ニ請求シ振替受拂ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第八條　本令中各省大臣ノ職務ハ朝鮮ニ在リテハ樺太廳長官、關東州ニ在リテハ關東長官之ヲ行フ

第二章　小切手ノ振出

第一節　總則

第九條　支出官ハ其ノ振出ス小切手ニ支拂金額、支拂店名及受取人ノ氏名ト共ニ其ノ小切手ノ持參人カ支拂ヲ受クルコトヲ得ヘキコト、振出ノ年月日及支拂地ヲ記載スルノ外年度、所管、會計名、經常臨時部別、款項及番號ヲ附記スヘシ

第十條　官廳、出納官吏又ハ日本銀行ヲ受取人トシテ振出ス小切手ハ之ヲ記名式トシ之ニ裏書禁止ノ旨ヲ記載スヘシ

前項ノ小切手金額ニシテ振替拂込ヲ要スルモノナルトキハ表面餘白ニ「要振替」ノ印ヲ押捺スヘシ

第十一條　支出官受取人ニ小切手ヲ交付シ支拂ヲ了シタルトキハ之カ領收證書ヲ徵スヘシ

第十二條　支出官本章ノ規定ニ依リ小切手ヲ振出シタルトキハ其ノ都度第一號書式ノ小切手振出濟通知書ヲ小切手ノ支拂店ニ送付スヘシ

第二節　隔地者ニ支拂ヲ爲サシムル爲振出ス小切手

第十三條　支出官小切手ノ支拂店所在地外ニ在ル債主ニ支拂ヲ爲サムトスルトキハ其ノ振出ス小切手ノ裏面ニ第二號書式ニ依リ債主ノ住所氏名及支拂場所等ヲ記載シ之ヲ小切手ノ支拂店ニ交付スヘシ

第十四條　前條ノ場合ニ於テ數人ノ債主ニ對シ同一支出科目ヨリ支拂ヲ爲サムトスルトキハ其ノ合計額ヲ券面金額トスル小切手ヲ振出スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ其ノ小切手ノ裏面ニ第二號書式ニ依リ記入ヲ爲シ第三號書式ノ金額氏名表ヲ添附スヘシ

第十五條　前二條ノ場合ニ於テ支出官ハ債主ノ爲最便利ナリト認ムル日本銀行ヲ支拂場所トスヘシ但シ運輸交通不便ナル地方ニ在ル債主ノ請求ニ依リ其ノ住所又ハ居所ニ送金ヲ爲スノ必要アリト認ムルトキハ其ノ住所又ハ居所ヲ支拂場所ニ指定スルコトヲ得

第十六條　支出官第十三條又ハ第十四條ノ手續ヲ爲シタルトキハ第四號書式ノ歲出金支拂通知書ヲ債主ニ送付スヘシ但シ前條但書ノ規定ニ依リ支拂場所ヲ指定シタル場合ニ於テハ歲出金支拂通知書ニ代ヘ適宜ノ通知書ヲ債主ニ送付シ電信送金ノ場合ニ於テハ電信ヲ以テ其ノ旨ヲ通知スルモノトス

第十七條　支出官歲出金支拂通知書ノ送付ヲ爲シタル後債主ヨリ該通知書ヲ添ヘ支拂場所變更ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ支拂未濟ナルコトヲ確メタルトキハ前條ノ規定ニ準シ電信ヲ以テ之カ變更ノ手續ヲ爲スヘシ

第十八條　支出官電信送金ノ通知ヲ爲シタル後債主ヨリ支拂場所變更ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ支拂未濟ナルコトヲ確メタルトキハ前條ノ規定ニ準シ電信ヲ以テ之カ變更ノ手續ヲ爲スヘシ

第十九條　支出官外國ニ在ル債主ニ對シ邦貨ヲ基礎トスル金額ノ支拂ヲ爲サムトスルトキハ其ノ振出ス小切手ノ裏面ニ第五號書式ノ記入ヲ爲シ之ヲ小切手ノ支拂店ニ交付シ直ニ其ノ旨ヲ債主ニ通知スヘシ但シ電信送金ノ場合ニ於テ必要アリト認メタルトキハ電信ヲ以テ其ノ旨ヲ通知スルモノトス

第二十條　支出官外國ニ在ル債主ニ對シ外國貨幣ヲ基礎トスル金額ノ支拂ヲ爲サムトスルトキハ別ニ定ムル外國貨幣換算價格ニ依リ換算シタル邦貨額ヲ券面金額トスル小切手ヲ振出シ其ノ裏面ニ第六號書式ノ記入ヲ爲シ之ヲ小切手ノ支拂店ニ交付シ前條ノ規定ニ準シ債主ニ通知ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十一條　本節ノ規定ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外支出官小切手ノ支拂店所在地外ニ在ル出納官吏ニ資金ヲ交付スル場合ニ之ヲ準用ス

第三節　國庫內移換ノ爲ニ振出ス小切手

第二十二條　支出官他ノ會計ニ資金繰入ノ爲歲出ヲ支出セムトスル場合ニ振出ス小切手ハ之カ繰入ヲ要求スル當該官廳ヲ受取人トシ其ノ裏面ニ歲入年度、所管、會計名及取扱廳名其ノ他必要ナル事項ヲ記載シ之ヲ小切手ノ支拂店ニ交付シ振替拂込ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第二十三條　前條ノ場合ニ於テ其ノ振替ニ依ル受入濟ノ旨ヲ當該官廳及當該支拂元受高ノ計算ヲ爲ス日本銀行ニ至急通知スルノ必要アルトキハ其ノ旨ヲ記載シ別ニ「要電信通知」ノ印ヲ押捺スヘシ

第四節　俸給支拂、國庫納金及相殺ノ爲ニ振出ス小切手

第二十四條　支出官文官判任以上ノ者ニ俸給支拂ヲ爲ス爲振出ス小切手ハ其ノ俸給額ヨリ國庫納金額ヲ控除シタル殘額ヲ券面金額トスヘシ

第二十五條　支出官民法ノ規定ニ依リ政府ノ債務ノ一部ニ付私人ノ債務トノ間ニ相殺アリタル場合ニ振出ス小切手ハ政府ノ支拂金額ヨリ相殺額ヲ控除シタル殘額ヲ券面金額トスヘシ」

第二十六條　政府ノ收納スヘキ金額カ相殺額ト同額ナルトキ又ハ之ヲ超過スルトキハ支出官ハ其ノ相殺額ニ付前條第二項ノ手續ニ準シ小切手ヲ振出シ其ノ收納スヘキ金額ノ相殺額ヲ

超過シタルモノニ付テハ其ノ超過額及相殺ノ相手方氏名ヲ歳入徴收官ニ報告スヘシ

第三章　定額戻入

第二十七條　支出官會計規則第八十二條ノ規定ニ依リ經費ノ定額ニ戻入ヲ爲サムトスルトキハ返納人ニ對シ第七號書式ノ返納告知書ヲ發スヘシ

第四章　證明

第二十八條　支出官小切手ノ支拂店ヨリ支拂濟小切手其ノ他ノ證憑書類ヲ添ヘ歳出金月計突合表又ハ歳出支拂未濟繰越金月計突合表ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ證明ノ上五日内ニ之ヲ小切手ノ支拂店ニ返付スヘシ但シ相違アル點ニ付テハ其ノ事由ヲ附記スルモノトス

第五章　雜則

第二十九條　支出官其ノ振出シタル小切手又ハ第二十七條ニ規定スル返納告知書ニ記載セル年度、所管、會計名、經常臨時部別又ハ款項ニ誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ翌年度五月三十一日迄ニ小切手ノ支拂店ニ之カ訂正ヲ請求スルコトヲ得

第三十條　支出官第十三條、第十九條乃至第二十二條及第二十四條ノ小切手裏面ノ記載事項ニ誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ小切手ノ支拂店ニ對シ之カ訂正ノ請求ヲ爲スヘシ

前項ノ規定ハ第十四條ニ規定スル金額氏名表中金額以外ノ誤謬訂正ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十一條　支出官歳出金支拂通知書ノ記載事項中金額以外ノモノニ付誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ之カ訂正ヲ爲スコトヲ得

支出官前項ノ訂正ヲ爲サムトスルトキハ受取人ヲシテ該歳出金支拂通知書ヲ提出セシメ相當ノ訂正ヲ爲シ之ヲ受取人ニ返付スヘシ

第三十二條　支出官第十六條ノ規定ニ依リ受取人ニ送付シタル歳出金支拂通知書ニシテ受取人ノ受領前亡失シ日本銀行ニ於テ其ノ支拂未濟ナルコトヲ確メタルトキハ之カ支拂ヲ停止セシメ更ニ歳出金支拂通知書ヲ調製シ表面餘白ニ「再發行」ノ印ヲ押捺シ之ヲ受取人ニ送付シ其ノ旨ヲ小切手ノ支拂店ニ通知スヘシ

第三十三條　支出官受取人ノ受領前亡失シタル歳出金支拂通知書ニ依リ日本銀行既ニ支拂ヲ爲シタルコトヲ確メタルトキハ事情ヲ詳具シタル書面ヲ所管大臣ヲ經由シ大藏大臣ニ送付スヘシ

支出官大藏大臣ヨリ支拂ヲ爲スヘキ旨ノ通知ヲ受ケタルトキハ前條ノ規定ニ準シ之カ支拂ニ必要ナル手續ヲ爲スヘシ

第三十四條　受取人支出官ヨリ送付ヲ受ケタル歳出金支拂通知書ヲ亡失シタルトキハ直ニ支拂場所タル日本銀行ニ支拂停止ノ請求ヲ爲シ且支拂未濟ナルトキハ當該日本銀行ヲ經由シ支出官ニ屆出ツヘシ

前項ノ屆書ニハ歳出金支拂通知書ニ記載シタル金額、番號、年度、發行官廳及支拂場所ヲ記載スヘシ

前二項ノ規定ハ歳出金支拂通知書ヲ毀損シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十五條　支出官前條ノ屆書ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ支拂ヲ要スルモノト認メタルトキ

キハ第三十二條ノ規定ニ準シ之カ支拂ニ必要ナル手續ヲ爲スヘシ

第三十六條　第三十三條ノ規定ハ受取人ノ亡失シタル歲出金支拂通知書ニ依リ既ニ支拂ヲ受ケタル者アル場合ニ付之ヲ準用ス

第三十七條　支出官歲出金月計突合表又ハ歲出支拂未濟繰越金月計突合表ニ證明ヲ爲シタル後其ノ證明ニ誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ事由ヲ記載シテ證明ヲ爲シ之ヲ小切手ノ支拂店ニ送付スヘシ

附　則

第三十八條　本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十九條　左ノ大藏省令ハ之ヲ廢止ス

前金渡概算渡ノ返納金ヲ定額ニ戻入ルル取扱規程

明治二十三年大藏省令第十七號

明治二十三年大藏省令第二十七號

明治三十四年大藏省令第十二號

仕拂命令等盜難又ハ亡失ノ場合ニ關スル取扱手續

第四十條　歲出金仕拂通知書ニシテ本令施行前其ノ支拂ヲ了セサルモノハ從前ノ手續ニ依リ日本銀行ニ於テ本令施行後一年間之カ支拂ヲ取扱ハシム

第四十一條　前條ニ規定スル支拂期間經過後仍時效ノ完成セサル債務ノ支拂ニ付テハ會計規則第百六十九條第二項ノ規定ニ依ル

（書式省略）

〔參照〕明治二十三年七月十七日大藏省令第十七號ハ文官判任以上ノ者俸給支給ニ係ル仕拂命令仕拂請求書及金額氏名表仕拂命令官ヨリ交付スル通知書書式ノ件同年十月八日同第二十七號ハ會計主務官ヨリ金庫ニ送付セル仕拂命令同請求書ニシテ受取人ニ現金交付前誤拂過渡發見ノトキ整理手續ノ件同三十四年六月二日同第十二號ハ政府ト私人トノ債務ヲ相殺シタル場合ニ於テ發スル仕拂命令書式ノ件ナリ。

出納官吏事務規程（大正十一年一月十一日大藏省令第二號）

第一章　總則

第一條　出納官吏ハ本令ノ定ムル所ニ依リ現金ノ出納保管ニ關スル事務ヲ處理スヘシ

第二條　出納官吏法令ノ規定ニ依リ現金ニ代ヘ證券ヲ受領シタルトキハ現金ニ準シ之カ取扱ヲ爲スヘシ

第三條　出納官吏其ノ手許ニ保管スル現金ハ之ヲ堅牢ナル容器中ニ藏置スヘシ但シ特別ノ事由アルトキハ自己ノ責任ヲ以テ之ヲ郵便局若ハ確實ナル銀行ニ預入レ又ハ資產信用アル者ニ其ノ保管ヲ託シ其ノ他適當ノ方法ニ依リ之ヲ保管スルコトヲ得

第四條　出納官吏其ノ取扱ニ係ル現金ハ私金ト混同スルコトヲ得ス

第五條　出納官吏他ノ公金ノ出納保管ヲ兼掌スル場合ニ於テハ其ノ現金ハ官金ト區分シ同一容器中ニ之ヲ保管スルコトヲ得

第六條　出納官吏本令ノ定ムル所ニ依リ振出ス小切手ハ本令中別段ノ定アル場合ヲ除クノ外之ヲ記名式持參人拂ト爲スヘシ

第七條　官廳、出納官吏又ハ日本銀行ヲ受取人トシテ振出ス小切手ハ之ヲ記名式トシ之ニ裏書

禁止ノ旨ヲ記載スヘシ

前項ノ小切手金額ニシテ振替拂込ヲ要スルモノナルトキハ表面餘白ニ「要振替」ノ印ヲ押捺スヘシ

第八條　現金出納簿ハ一人一冊トシ出納官吏ハ職務及所管廳ノ如何ヲ問ハス其ノ取扱ニ係ル現金ノ出納ヲ總テ之ニ記入スヘシ

第九條　外國ニ於ケル出納官吏ノ事務取扱ニシテ本令ニ依リ難キモノニ付テハ特例ヲ設クルコトヲ得

第十條　各省大臣ハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外其ノ所屬出納官吏ノ事務取扱ニ付大藏大臣ト協議シ之カ必要ナル事項ヲ定ムルコトヲ得

第十一條　本令ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出納員ノ事務取扱ニ付之ヲ準用ス

第十二條　本令中各省大臣ノ職務ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、關東州ニ在リテハ關東長官之ヲ行フ

第二章　收入官吏

第一節　收入金ノ領收

第十三條　收入官吏納人ヨリ納稅告知書、納入告知書又ハ納付書ヲ添ヘ現金ノ納付ヲ受ケタルトキハ之ヲ收納シ領收證書ヲ納人ニ交付シ其ノ報告書ヲ歲入徵收官ニ送付スヘシ

第十四條　收入官吏納人ヨリ納稅告知書、納入告知書又ハ納付書ヲ添附セスシテ現金ノ納付ヲ受ケタルトキ又ハ歲入徵收官ノ口頭告知ニ依リ現金ノ納付ヲ受ケタルトキハ之ヲ收納シ領收證書ヲ納人ニ交付シ其ノ報告書ヲ歲入徵收官ニ送付スヘシ

第十五條　收入官吏外國ニ於テ納人ヨリ邦貨ヲ基礎トスル收入金ヲ外國貨幣ヲ以テ收納セムトスルトキハ別ニ定ムル外國貨幣換算價格ニ依リ算出シタル金額ノ外國貨幣ヲ收納スヘシ」

前項ノ場合ニ於テハ歲入徵收官ニ送付スル報告書ニ記載スヘキ邦貨額ニ外國貨幣額及外國貨幣換算價格ヲ傍記スヘシ

第十六條　收入官吏外國ニ於テ納人ヨリ外國貨幣ヲ基礎トスル收入金ヲ邦貨ヲ以テ收納セムトスルトキハ別ニ定ムル外國貨幣換算價格ニ依リ換算シタル金額ノ邦貨ヲ收納スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ歲入徵收官ニ送付スル報告書ニ邦貨額ヲ記載シ外國貨幣額及外國貨幣換算價格ヲ傍記スヘシ

第十七條　收入官吏外國ニ於テ納人ヨリ外國貨幣ヲ基礎トスル收入金ヲ外國貨幣ヲ以テ收納シタルトキハ別ニ定ムル外國貨幣換算價格ニ依リ換算シタル邦貨額ヲ歲入徵收官ニ送付スル報告書ニ記載シ其ノ收納シタル外國貨幣額ヲ傍記スヘシ

第二節　收入金ノ拂込

第十八條　日本銀行(本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ)所在地ニ在勤スル收入官吏其ノ在勤地ニ於テ現金ヲ領收シタルトキハ第一號書式ノ現金拂込書ヲ添ヘ現金領收ノ日又ハ其ノ翌日日本銀行ニ拂込ムヘシ但シ領收金額百圓未滿ナルトキハ每十日分ヲ取纏メ日本銀行ニ拂込ムコトヲ得

第十九條　日本銀行所在地外ニ在勤スル收入官吏其ノ在勤地ニ於テ現金ヲ領收シタルトキハ

左記期限内ニ現金拂込書ヲ添ヘ日本銀行ニ拂込ムヘシ但シ第二號乃至第四號ノ場合ニ於テハ最初ノ現金領收ノ日ヨリ起算シテ十五日ヲ超ユルコトヲ得ス

一　領收金高百圓未滿ナルトキハ最初ノ現金領收ノ日ヨリ起算シテ十五日内

二　領收金高百圓以上ニ達シタトルキハ其ノ日ヨリ起算シテ十日内

三　領收金高五百圓以上ニ達シタルトキハ其ノ日ヨリ起算シテ五日内

四　領收金高千圓以上ニ達シタルトキハ其ノ翌日限

第二十條　收入官吏其ノ在勤地外ニ於テ現金ヲ領收シタルトキハ第十八條ノ規定ニ準シ拂込ヲ爲シ得ル場合ヲ除クノ外前條ノ規定ニ準シ之カ拂込ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十一條　運輸交通ノ不便ナル地方ニ在勤スル收入官吏ニシテ第十九條ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ所管大臣大藏大臣ト協議シ之カ特例ヲ設クルコトヲ得

第二十二條　收入官吏外國ニ於テ現金ヲ領收シタルトキハ前四條ノ規定ニ準シ之カ拂込ノ手續ヲ爲サムトスルトキハ現金拂込書ニ邦貨額ヲ記載シ外國貨幣額ヲ傍記スヘシ

第二十三條　收入官吏外國ニ於テ領收シタル現金ニシテ前條ノ規定ニ依リ拂込ヲ爲スコト能ハサルモノニ付テハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外一月分ヲ取纏メ之ヲ爲替券ニ換ヘ現金拂込書ヲ添ヘ日本銀行本店ニ拂込ムヘシ

前項ノ現金拂込書ニハ邦貨額ヲ記載シ爲替券面額ヲ傍記スヘシ

第三節　現金拂込報告

第二十四條　收入官吏ハ現金出納簿ニ依リ毎月第二號書式ノ現金拂込仕譯書ヲ調製シ翌月五日迄ニ之ヲ歲入徵收官ニ送付スヘシ

分任收入官吏ノ調製シタル現金拂込仕譯書ハ主任收入官吏ニ於テ之ヲ取纏メ歲入徵收官ニ送付スルモノトス但シ歲入徵收官ニ於テ必要アリト認ムルトキハ分任收入官吏ヲシテ直接之カ送付ヲ爲サシムルコトヲ得

第三章　資金前渡官吏

第一節　總則

第二十五條　資金前渡官吏ヨリ日本銀行ニ資金ヲ預託スル場合ニ於テハ該資金前渡官吏ヲ任命シタル者豫メ其ノ資格氏名ヲ當該日本銀行ニ通知スヘシ

第二十六條　資金前渡官吏ハ前條ノ場合ニ於テ照較ノ用ニ供スル爲其ノ印鑑ニ官職氏名ヲ記載シ之ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

第二節　前渡資金ノ受入、保管及引出

第二十七條　日本銀行所在地ニ在勤スル資金前渡官吏ハ其ノ保管ニ屬スル現金ヲ其ノ地ノ日本銀行ニ預託スヘシ但シ常時小口ノ現金支拂ヲ要スル場合ニ於テ支出官ノ定ムル所要金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十八條　日本銀行所在地外ニ在勤スル資金前渡官吏ハ其ノ在勤地又ハ出張地最寄ノ日本銀行ニ其ノ保管ニ屬スル現金ヲ預託スルコトヲ得日本銀行所在地ニ在勤スル資金前渡官吏

在勤地外ニ於テ現金ヲ保管スルトキ亦同シ

第二十九條　資金前渡官吏前二條ノ規定ニ依リ其ノ現金ヲ日本銀行ニ預託セムトスルトキハ之ニ第三號書式ノ預託金拂込書ヲ添ヘ日本銀行ニ拂込ミ預託金領收證書及小切手用紙ノ交付ヲ受クヘシ

第三十條　資金前渡官吏日本銀行ニ預託シタル現金ヲ引出サムトスルトキハ自己ヲ受取人トスル小切手ヲ振出スヘシ

第三節　支拂

第三十一條　資金前渡官吏債主ヨリ支拂ノ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ請求ハ正當ナルカ、資金交付ヲ受ケタル目的ニ違フコトナキカヲ調査シ之カ支拂ヲ爲シ領收證書ヲ徵スヘシ

第三十二條　資金前渡官吏文官判任以上ノ者ノ俸給ノ支拂ヲ爲シ其ノ領收證書ヲ徵スヘシ

ヨリ國庫納金額ヲ控除シタル殘額ノ支拂ヲ爲サムトスルトキハ其ノ俸給額

第三十三條　民法ノ規定ニ依リ政府ト私人トノ債務ノ相殺アリタルトキハ資金前渡官吏ハ相殺額ヲ控除シタル殘額ノ支拂ヲ爲シ其ノ領收證書ヲ徵スヘシ

第三十四條　資金前渡官吏日本銀行預託金中ヨリ支拂ヲ爲サムトスルトキハ現金ノ交付ニ代ヘ該預託金ニ對スル小切手ヲ振出スヘシ但シ受取人ニ於テ特ニ現金ノ交付ヲ求メタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十五條　資金前渡官吏ハ其ノ振出シタル小切手ニシテ振出日附後一年ヲ經過シ日本銀行ニ於テ未タ支拂ヲ了セサルモノニ付テハ其ノ金額、年度、科目及債主名ヲ支出官ヲ經由シテ歲入徵收官ニ報告スヘシ

第三十六條　資金前渡官吏前條ノ金額ニ付歲入徵收官ヨリ納入ノ告知ヲ受ケタルトキハ該金額ヲ券面金額トシ當該官廳ヲ受取人トスル小切手ヲ振出シ該告知書ニ添ヘ日本銀行ニ拂込ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十七條　第三十四條ノ小切手ニシテ其ノ振出日附ヨリ一年ヲ經過シ日本銀行ニ於テ支拂ヲ拒絕セラレタルカ爲其ノ所持人ヨリ償還ノ請求アリタルトキハ資金前渡官吏ハ之ヲ調査シ償還スヘキモノト認ムルトキハ事由ヲ詳ニシ證憑書類ヲ添ヘ支出官ヲ經由シ之ヲ所管大臣ニ具申シ所管大臣ハ審査ノ上之カ支拂ヲ大藏大臣ニ請求スヘシ

第三十八條　前二條ノ場合ニ於テ資金前渡官吏交替シタルトキハ後任官吏ニ於テ之カ手續ヲ爲スヘシ但シ後任官吏ナキ場合ニ於テハ其ノ殘務ヲ引繼キタル官吏其ノ手續ヲ爲スモノトス

第三十九條　資金前渡官吏資金ヲ隔地ノ出納官吏ニ送付スル必要アル場合ニ於テハ日本銀行ニ之カ送金ヲ請求スルコトヲ得

第四十條　資金前渡官吏前條ノ送金ヲ請求セムトスルトキハ送金額ヲ券面金額トシ日本銀行ヲ受取人トスル小切手ヲ振出シ其ノ裏面ニ受取人ノ資格氏名、支拂店名及送金ヲ要スル旨ヲ記載シ之ヲ預託金ヲ取扱フ日本銀行ニ交付シ領收證書ヲ徵スヘシ

前項ノ場合ニ於テ資金前渡官吏ハ第四號書式ノ預託金支拂通知書ヲ受取人ニ送付スヘシ

第一項ノ場合ニ於テ資金前渡官吏電信送金ヲ要スルトキハ其ノ振出ス小切手ノ裏面ニ其ノ

旨ヲ記入スルト共ニ前項ノ通知書ニ代ヘ電信ヲ以テ受取人ニ通知スヘシ

第四十一條　支出官事務規程中歳出金支拂通知書所載ノ支拂場所ノ變更ニ關スル規定ハ前條ノ預託金支拂通知書ノ支拂店變更ニ付之ヲ準用ス

第四十二條　毎年度ニ屬スル歳出金ノ支拂ヲ爲シ得ルハ翌年度四月三十日限トス

第四節　拂込及返納

第四十三條　資金前渡官吏第三十二條ノ手續ヲ爲シタルトキハ國庫納金額ニ相當スル現金ニ第五號書式ノ國庫納金額表ヲ添ヘ歳入徴收官ノ指定シタル收入官吏ニ拂込ミ領收證書ノ交付ヲ受クヘシ

第四十四條　資金前渡官吏第三十三條ノ手續ヲ爲シタルトキハ相殺金額ニ相當スル現金ニ第六號書式ノ相殺額表ヲ添ヘ歳入徴收官ノ指定シタル收入官吏ニ拂込ミ領收證書ノ交付ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ政府ノ債權者資金前渡官吏所屬廳以外ノ官廳ニ對スル債務ヲ以テ相殺シタルトキハ該官廳ノ歳入徴收官ヨリ納入告知書ヲ受ケ拂込ノ手續ヲ爲スヘシ

第四十五條　政府ノ收納スヘキ金額カ相殺額ト同額ナルトキ又ハ之ヲ超過スル場合ニ於テハ資金前渡官吏相殺金額ニ付前條ノ手續ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テ收納金額ノ相殺額ヲ超過シタルモノニ付テハ資金前渡官吏ハ相殺額ヲ超過シタル金額及相殺ノ相手方ノ氏名ヲ歳入徴收官ニ報告スヘシ

第四十六條　資金前渡官吏其ノ前渡ヲ受ケタル資金ニ付支出官又ハ歳入徴收官ヨリ返納又ハ納入ノ告知書ヲ受ケタルトキハ現金ニ該告知書ヲ添ヘ拂込ノ手續ヲ爲スヘシ

第四十七條　資金前渡官吏ハ前四條ノ場合ニ於テ日本銀行ニ預託シタル金額中ヨリ拂込ヲ爲サムトスルトキハ拂込金額ヲ券面金額トスル小切手ヲ振出スヘシ

第四十八條　前條ノ規定ニ依リ振出ス小切手ハ當該官廳ヲ受取人トシ表面餘白ニ第四十三條ノ場合ニ於テハ「國庫納金」ノ印第四十四條及第四十五條ノ場合ニ於テハ「相殺額」ノ印ヲ押捺スヘシ

第五節　證明

第四十九條　資金前渡官吏日本銀行ヨリ預託金月計突合表ニ支拂濟小切手其ノ他ノ證憑書類ヲ添ヘ送付ヲ受ケタルトキハ證憑書類ト對照シ證明ノ上五日内ニ之ヲ日本銀行ニ返付スヘシ但シ相違アル點ニ付テハ其ノ事由ヲ附記スルモノトス

第四章　歳入歳出外現金出納官吏

第五十條　歳入歳出外現金出納官吏現金ヲ領收シタルトキハ領收證書ヲ交付シ其ノ旨ヲ取扱官廳ニ報告スヘシ

第五十一條　歳入歳出外現金出納官吏ノ領收シタル現金ヲ大藏省預金部預金ニ拂込ヲ爲ス場合ニ於テハ保管金取扱規程及預金部預金取扱規程ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第五十二條　歳入歳出外現金出納官吏其ノ保管ニ係ル現金ヲ拂渡シタルトキハ受取人ヨリ領收證書ヲ徴シ其ノ旨ヲ取扱官廳ニ報告スヘシ

第五章　繰替拂出納官吏

第五十三條　本令ニ於テ繰替拂出納官吏ト稱スルハ會計規則第六十三條ノ規定ニ依リ其ノ取扱ニ係ル現金ノ繰替使用ヲ爲ス出納官吏ヲ謂フ

第五十四條　繰替拂出納官吏ハ其ノ取扱ニ係ル歳入金、歳出金及歳入歳出外現金ニ付交互振替及繰替計算ヲ以テ之カ受拂ヲ爲シ其ノ現金ハ之ヲ一團トシテ取扱フヘシ

第五十五條　繰替拂出納官吏ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外其ノ保管ニ係ル現金ヲ日本銀行ニ預託スヘシ

第五十六條　第三十九條乃至第四十一條ノ規定ハ帝國鐵道官署ニ於ケル繰替拂出納官吏隔地ノ債主又ハ出納官吏ニ送金ヲ爲スノ必要アル場合ニ付之ヲ準用ス但シ預託金支拂通知書ハ第七號書式ニ依ルモノトス

前項ノ場合ニ於テ運輸交通ノ不便ノ地ニ在ル債主又ハ出納官吏ヨリ其ノ住所又ハ居所ニ送金ヲ求メタルトキハ其ノ住所又ハ居所ヲ支拂場所ニ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ預託金支拂通知書ニ代ヘ適宜ノ通知書ヲ受取人ニ送付スヘシ

第五十七條　第十三條乃至第十七條、第二十五條、第二十六條、第二十九條、第三十條、第三十四條乃至第三十八條、第四十二條、第四十九條、第五十條及第五十二條ノ規定ハ繰替拂出納官吏ニ之ヲ準用ス

第五十八條　本令ニ定ムルモノヲ除クノ外繰替拂出納官吏ノ事務取扱ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ依ルヘシ

第六章　事務引繼手續

第五十九條　出納官吏交替ノ場合ニ於テハ前任出納官吏ハ現金出納簿ニ締切ヲ爲シ引繼ノ年月日ヲ記入シ後任出納官吏ト共ニ記名捺印スヘシ

第六十條　日本銀行ニ預託金ヲ有スル前任出納官吏ハ前條ノ締切ヲ爲シタル日ニ於ケル預託金現在高ノ證明ヲ日本銀行ニ對シ請求スヘシ

第六十一條　前任出納官吏ハ第八號書式ノ現金現在高書又ハ現金及預託金現在高書竝其ノ引繼クヘキ帳簿、證憑其ノ他ノ書類ノ目錄各二通ヲ調製シ後任出納官吏立會ノ上現物ニ對照シ受授ヲ爲シタル後現在高書及目錄ニ年月日及受授ヲ了シタル旨ヲ記入シ兩出納官吏ニ於テ記名捺印シ各一通ヲ保存スヘシ

第六十二條　前條ノ手續ヲ了シタルトキハ前任出納官吏ハ後任出納官吏ト共ニ記名捺印ノ上預託金現在高引繼通知書ヲ所屬官廳及日本銀行ニ送付スヘシ

前項ノ通知書ニハ前任出納官吏ノ振出シタル小切手ニシテ日本銀行ニ於テ未タ支拂ヲ了セサル金額ヲ區分記載スヘシ

第六十三條　第二十四條ノ規定ニ依リ調製スヘキ現金拂込仕譯書ハ後任收入官吏ニ於テ之ヲ調製スヘシ

第六十四條　前任出納官吏死亡又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ引繼ヲ爲スコト能ハサルトキハ會計規則第百四十六條ノ規定ニ依リ計算書ノ調製ヲ命セラレタル官吏本章ノ定ムル所ニ依リ之カ手續ヲ爲スヘシ

第七章　雜則

第六十五條　出納官吏其ノ保管ニ係ル現金ヲ亡失シタルトキハ遲滯ナク其ノ事由ヲ具シ所屬官廳ニ報告スヘシ

第六十六條　出納官吏領收濟報告書、現金拂込書又ハ預託金拂込書ノ記載事項中誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ翌年度五月三十一日迄ニ歲入徵收官又ハ日本銀行ニ之カ訂正ヲ請求スヘシ

第六十七條　出納官吏預託金支拂通知書ノ記載事項中金額以外ノモノニ付誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ受取人ヲシテ該預託金支拂通知書ヲ提出セシメ之カ訂正ヲ爲シ其ノ事由ヲ記入シ之ヲ受取人ニ返付スヘシ

第六十八條　出納官吏第四十條及第五十六條ニ規定スル小切手ノ裏面記載事項ニ誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ遲滯ナク日本銀行ニ之カ訂正ヲ請求スヘシ

第六十九條　出納官吏現金拂込ニ係ル領收證書又ハ預託金領收證書ヲ亡失又ハ毀損シタル場合ニ於テハ日本銀行ヨリ其ノ拂込濟ノ證明ヲ受クヘシ

第七十條　支出官事務規程中歲出金支拂通知書ヲ亡失又ハ毀損シタル場合ニ於ケル取扱ニ關スル規定ハ第四十條第二項及五十六條第一項ニ規定スル預託金支拂通知書ヲ亡失又ハ毀損シタル場合ニ於ケル取扱ニ付之ヲ準用ス

第七十一條　出納官吏預託金月計突合表ニ證明ヲ爲シタル後其ノ證明ニ誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ事由ヲ記載シテ證明ヲ爲シ之ヲ日本銀行ニ送付スヘシ

第七十二條　出納官吏第三十九條又ハ第五十六條ノ規定ニ依リ送金ヲ依賴シタル後其ノ必要ナキニ至リタルトキハ支拂未了ナル場合ニ限リ日本銀行ニ對シ預託金ニ戻入ヲ請求スヘシ

附　則

第七十三條　本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第七十四條　左ノ大藏省令ハ之ヲ廢止ス

出納官吏現金取扱規則

明治三十年大藏省令第一號

帝國鐵道會計所屬出納官吏雜部保管金取扱手續

艦隊經費ヲ取扱フ出納官吏雜部保管金取扱手續

第七十五條　本令施行前金庫ニ寄託ヲ爲シタル現金ハ本令ニ依リ日本銀行ニ預託シタル現金ト看做ス

第七十六條　本令施行前發行シタル保管金引出切符又ハ雜部保管金仕拂通知書ハ本令ニ依リ發行シタル小切手又ハ預託金支拂通知書ニ準シテ之ヲ取扱フヘシ

（書式省略）

〔參照〕明治三十年一月十六日大藏省令第一號（大正十一年二月一日大藏省令第十號ヲ以テ臺灣在勤ノ收入官吏出納官吏金庫ニ現金拂込竝監守證送付ノ件ナリ。）

日本銀行國庫金取扱規程

第一章　總　則

第一條　日本銀行ハ本令ノ定ムル所ニ依リ國庫金ノ出納竝政府預金ニ關スル事務ヲ取扱フヘシ

第二條　日本銀行ハ其ノ本店、支店及代理店ヲシテ國庫金ノ出納ヲ取扱ハシムヘシ

前項ノ代理店ハ日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

第三條　日本銀行ハ地方ニ統轄店ヲ設ケ其ノ所屬店ニ於ケル國庫金出納ノ事務ヲ統轄スヘシ」

前項ノ統轄店及其ノ所屬店ハ日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

第四條　日本銀行ハ左ノ區分ニ依リ國庫金ノ出納ヲ取扱フヘシ

一　歳入金

二　歳出金

三　預託金

四　預金部預金

五　其ノ他ノ國庫金

第五條　日本銀行ハ其ノ本店ニ當座預金勘定、別口預金勘定及指定預金勘定ヲ置キ政府預金ヲ區分整理スヘシ

第六條　當座預金勘定ハ日本銀行ニ於テ取扱フ國庫金ノ受拂ヲ整理スヘキ勘定トス

第七條　別口預金勘定ハ大藏大臣ノ定ムル種別ニ屬スル現金ノ受入ニ依ル預金ノ受拂ヲ整理スヘキ勘定トス

第八條　指定預金勘定ハ大藏大臣ニ於テ特別ノ條件ヲ指定シタル預金ノ受拂ヲ整理スヘキ勘定トス

第九條　前二條ノ預金ノ受拂及其ノ預金相互間ノ組替ハ別ニ定ムル場合ヲ除クノ外總テ當座預金勘定ヲ經由スヘシ

第十條　當座預金勘定ニ屬スル預金ニハ政府ノ爲ニスル支拂ノ準備ニ必要ナル金額ヲ除クノ外相當ノ利子ヲ附スヘシ

別口預金勘定ニ屬スル預金ハ無利子トス

指定預金勘定ニ屬スル預金ニハ大藏大臣ノ指定スル條件中ニ定ムル利子ヲ附スヘシ

第十一條　日本銀行ハ國庫金ノ出納ニ關シ臨時至急ヲ要スルトキハ各廳ノ請求ニ依リ營業時間外ト雖之カ取扱ヲ爲スヘシ

第十二條　日本銀行ノ取扱フ國庫金ニシテ各店間ニ振替受拂ヲ要スルモノノ取扱手續ニ付テハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

第二章　歳入金

第十三條　日本銀行(本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ)納入告知書、納入告知書又ハ納付書ヲ添ヘ現金ノ納付ヲ受ケタルトキハ之ヲ領收シ領收證書ヲ納入者ニ交付シ領收濟通知書ハ之ヲ歳入徴收官ニ送付スヘシ

第十四條　日本銀行出納官吏又ハ收納事務ヲ取扱フ市町村、銀行、會社其ノ他ノ者ヨリ現金拂込書、送付書、所得稅拂込書又ハ通行稅拂込書ヲ添ヘ現金ノ拂込ヲ受ケタルトキハ之ヲ領收シ領收濟通知書ヲ拂込人ニ交付シ領收濟通知書ハ之ヲ歳入徴收官ニ送付スヘシ

第十五條　日本銀行納入又ハ出納官吏ヨリ支拂元受高ヲ要スル特別會計ノ歳入金ノ納付又ハ拂込ヲ受ケタルトキハ之ヲ領收シ領收證書ヲ納入又ハ出納官吏ニ交付ズヘシ

日本銀行前項ノ場合ニ於テ自店カ當該歲入徵收官ノ取扱店ナル場合ニ於テハ領收金額ニ相當スル額ヲ當該特別會計ノ支拂元受高トシテ受入ノ記入ヲ爲シ、他店カ當該歲入徵收官ノ取扱店ナル場合ニ於テハ領收濟通知書ヲ添ヘ其ノ旨ヲ當該取扱店ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル日本銀行ハ其ノ金額ヲ當該特別會計ノ歲入金トシテ其ノ支拂元受高ニ組入ノ手續ヲ爲シ領收濟通知書ハ之ヲ歲入徵收官ニ送付スヘシ

第十六條　日本銀行支出官事務規程第二十二條ノ規定ニ依リ小切手ノ交付ヲ受ケタルトキハ振替受拂ノ手續ヲ爲シ領收證書ヲ支出官ニ送付シ領收濟通知書ハ之ヲ歲入徵收官ニ送付スヘシ

前條ノ規定ハ前項ノ場合ニ於テ支拂元受高ヲ要スル特別會計ニ資金ノ振替受拂ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テ支出官事務規程第二十三條ノ規定ニ依リ電信通知ヲ要スルトキハ歲入徵收官又ハ當該取扱店ニ電信ヲ以テ通知スヘシ

第十七條　前條第一項ノ規定ハ日本銀行支出官事務規程第二十四條乃至第二十六條ノ規定ニ依リ小切手ノ交付ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス但シ支出官ニ送付スヘキ領收證書ニ付テハ其ノ餘白ニ「國庫納金」又ハ「相殺額」ノ印ヲ押捺スルモノトス

第十八條　日本銀行毎年度所屬歲入金ノ受入ヲ爲シ得ル期間經過後納入ヨリ當該年度ノ記載アル納稅告知書、納入告知書又ハ納付書ヲ添ヘ現金ノ納付ヲ受ケタルトキハ現年度ノ歲入トシテ之ヲ領收シ納稅告知書、納入告知書、納付書、領收證書又ハ領收濟通知書ニ現年度ノ押印ヲ爲シ第十三條ノ手續ヲ爲スヘシ

第十九條　日本銀行毎年度所屬歲入金ノ受入ヲ爲シ得ル期間經過後出納官吏又ハ收納事務ヲ取扱フ市町村若ハ之ニ準スヘキモノヨリ當該年度ノ記載アル現金拂込書又ハ送付書ヲ添ヘ現金ノ拂込ヲ受ケタルトキハ現年度ノ歲入トシテ之ヲ領收シ現金拂込書、送付書、領收證書又ハ領收濟通知書ニ現年度ノ押印ヲ爲シ第十四條ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十條　日本銀行毎年度所屬歲出金ノ定額戻入ヲ爲シ得ル期間經過後返納人ヨリ當該年度ノ記載アル返納告知書ヲ添ヘ現金ノ納付ヲ受ケタルトキハ現年度ノ歲入トシテ之ヲ領收シ返納告知書及領收證書ニ現年度歲入ノ押印ヲ爲シ領收證書ヲ納人ニ交付シ其ノ旨ヲ支出官及歲入徵收官ニ通知スヘシ

第二十一條　日本銀行ハ歲出支拂未濟繰越金中振出日附ヨリ一年ヲ經過シタル小切手ノ金額ニ相當スルモノハ毎月其ノ期間滿了ノ日ノ屬スル年度ノ歲入ニ組入レ翌月七日迄ニ第一號書式ノ未濟繰越金歲入組入報告書ヲ歲入徵收官ニ提出スヘシ

第二十二條　日本銀行ハ其ノ取扱ニ係ル納稅告知書、納入告知書、納付書、現金拂込書、送付書、所得稅拂込書、通行稅拂込書、其ノ他ノ證憑書類ヲ年度、會計、所管廳、取扱廳別ニ區分シ一月分ヲ取纏メ合計書ヲ調製シ共ニ保存スヘシ但シ代理店ニ於テ調製シタルモノハ其ノ證憑書類ト共ニ之ヲ所轄統轄店ニ於テ保存スルモノトス

所轄統轄店ハ前項ノ規定ニ依リ保存スル各合計書ヲ前項ノ區分ニ從ヒ取纏メ總計書ヲ調製シ共ニ保存スヘシ

第三章　歳出金

第二十三條　日本銀行ニ於テ支拂豫算通知書若ハ其ノ更定通知書又ハ年度開始前支出ノ通知書ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ヲ支拂豫算帳ニ記入スル爲必要ナル手續ヲ爲スヘシ

第二十四條　日本銀行特別會計ノ支出官ヨリ現年度ノ支拂元受高ノ內ヲ翌年度當該會計ノ支拂元受高ニ組入ヲ爲スヘキ旨ノ請求ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十五條　日本銀行特別會計ノ甲支出官ヨリ特別會計支拂元受高ノ內ヲ當該會計ノ乙支出官ノ支拂元受高ニ轉換ヲ爲スヘキ旨ノ請求ヲ受ケタルトキ自店カ乙支出官ノ取扱店ナル場合ニ於テハ之カ手續ヲ爲シ其ノ旨ヲ甲乙支出官ニ通知シ、他店カ乙支出官ノ取扱店ナル場合ニ於テハ當該店ニ對シ其ノ旨ヲ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル日本銀行ハ其ノ金額ヲ乙支出官ノ支拂元受高ニ受入レ其ノ旨ヲ甲乙支出官ニ通知スヘシ

第二十六條　日本銀行支出官ノ振出シタル小切手ノ呈示ヲ受ケタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ之カ支拂ヲ爲スヘシ

一　小切手ハ合式ナルカ

二　小切手ハ其ノ振出日附ヨリ一年ヲ經過セルモノニアラサルカ

三　小切手ノ券面金額ハ支拂豫算各項ノ殘高ニ超過スルコトナキカ

四　支拂元受高ヲ要スル特別會計ニ係ル小切手ニ付テハ前各號ノ外其ノ券面金額カ當該支出官ノ支拂元受高ヲ超過スルコトナキカ

前項ノ小切手ニシテ振出日附後一年ヲ經過シタルモノナルトキハ該小切手ノ餘白ニ支拂期間經過ノ旨ヲ記入シ之ヲ呈示シタル者ニ返付スヘシ

第二十七條　日本銀行支出官ノ振出シタル小切手ニシテ「要振替」ノ印ヲ押捺セルモノノ呈示ヲ受ケタルトキハ現金ノ支拂ヲ爲サス振替ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十八條　日本銀行毎年度所屬歳出金ノ定額戻入ヲ爲シ得ル期間內ニ返納人ヨリ返納告知書ヲ添ヘ現金ノ納付ヲ受ケタルトキハ之ヲ領收シ領收證書ヲ返納人ニ交付スヘシ

日本銀行前項ノ場合ニ於テ自店カ返納告知書ヲ發シタル支出官ノ取扱店ナル場合ニ於テハ返納金額ニ相當スル金額ヲ定額戻入トシテ記入ノ手續ヲ爲シ領收濟通知書ヲ支出官ニ送付シ、他店カ當該支出官ノ取扱店ナル場合ニ於テハ領收濟通知書ヲ添ヘ其ノ旨ヲ當該取扱店ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル日本銀行ハ其ノ金額ヲ定額戻入トシテ記入ノ手續ヲ爲シ領收濟通知書ヲ支出官ニ送付スヘシ

第二十九條　日本銀行支出官ヨリ支出官事務規程第十二條ノ規定ニ依リ小切手振出濟通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ小切手支拂未濟額調査ノ用ニ供スヘシ

第三十條　日本銀行ハ支出官ノ振出シタル小切手ニシテ毎年度所屬歳出金ノ支拂ヲ爲シ得ル期間內ニ支拂ヲ了セサルモノノ金額ヲ小切手振出濟通知書ニ依リ算出シ其ノ金額ヲ翌年度ヘ繰越整理スル爲前年度所屬歳出金トシテ拂出シ之ヲ歳出支拂未濟繰越金トシテ受入整理スヘシ

第三十一條　日本銀行前條ノ手續ヲ爲シタル後前年度所屬ニ係ル小切手ニ對シ支拂ヲ爲ス場合ニ於テハ前條ノ歲出支拂未濟繰越金ヨリ拂出スヘシ

第三十二條　日本銀行第三十條ノ歲出支拂未濟繰越金ニシテ第二十一條ノ規定ニ依リ歲入ニ組入ノ手續ヲ爲スモノニ付テハ小切手振出濟通知書ニ依リ之カ拂出ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十三條　日本銀行支出官事務規程第十三條、第十九條又ハ第二十條ノ規定ニ依リ支出官ヨリ小切手ノ交付ヲ受ケタルトキハ領收證書ヲ支出官ニ送付シ其ノ金額ヲ歲出金トシテ拂出シ隔地拂資金トシテ受入整理スヘシ

第三十四條　日本銀行ハ前條ノ小切手ノ裏面又ハ金額氏名表ニ日本銀行何店ヲ支拂場所トスル旨ノ記載アルトキハ適宜ノ方法ニ依リ支拂ニ必要ナル事項ヲ支拂場所タル當該店ニ通知スヘシ但シ電信送金ヲ要スル旨ノ記載アルトキハ電信ヲ以テ之カ通知ヲ爲スモノトス

第三十五條　前條ノ通知ヲ受ケタル日本銀行受取人ヨリ歲出金支拂通知書ノ提出ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ受取人ヲシテ該支拂通知書ニ領收ノ旨ヲ記入セシメ支拂ヲ爲スヘシ

前條但書ノ電信通知ヲ受ケタル日本銀行受取人ヨリ支出官ノ發セル電信通知ノ提出ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ領收證書ヲ徵シ支拂ヲ爲スヘシ

第三十六條　日本銀行支出官事務規程第十七條又ハ第十八條ノ規定ニ依リ支拂場所ヲ日本銀行甲店ヨリ乙店ニ變更スヘキ旨ノ通知ヲ受ケタルトキハ甲店ニ對シ取消ノ通知ヲ爲シ乙店ニ對シテハ第三十四條ノ通知ヲ爲スヘシ

第三十七條　日本銀行ハ第三十條ノ小切手ノ裏面又ハ金額氏名表ニ受取人ノ住所又ハ居所

ニ送金支拂ヲ要スル旨ノ記載アルトキハ受取人ヨリ領收證書ヲ徵シ送金支拂ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十八條　日本銀行ハ第三十三條ノ小切手ニシテ其ノ裏面ニ外國ニ在ル受取人ニ送金支拂ヲ要スル旨ノ記載アルトキハ受取人ニ對シ適宜ノ方法ニ依リ送金支拂ノ手續ヲ爲スヘシ但シ電信送金ヲ要スル旨ノ記載アルトキハ電信送金ノ手續ヲ爲スモノトス

前項ノ手續ヲ爲ス場合ニ於テ日本銀行ハ受取人ヨリ領收證書ヲ徵スヘシ

第三十九條　日本銀行前條第一項ノ手續ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ交付ヲ受ケタル資金ニシテ送金額ニ不足ヲ生スルトキハ不足額補塡ノ爲資金ノ交付ヲ受ケ之ヲ補塡シ其ノ旨ヲ大藏大臣ニ通知シ、送金額ニ過剩ヲ生シタルトキハ第二號書式ノ現金拂込書ヲ添ヘ現金ヲ歲入ニ納付スルノ手續ヲ爲スヘシ

第四十條　第三十五條、第三十七條又ハ第三十八條ノ規定ニ依リ支拂ヲ了シタルモノニ付テハ隔地拂資金ノ交付ヲ受ケタル日本銀行ニ於テ其ノ金額ヲ該資金ヨリ拂出ノ整理ヲ爲スヘシ

第四十一條　日本銀行支出官事務規程第二十七條ノ規定ニ依リ支出官ヨリ返納告知書ヲ受ケタルトキハ該告知書ヲ添ヘ返納ノ手續ヲ爲スヘシ

第四十二條　日本銀行第三十三條ノ小切手ノ振出日附ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ隔地ノ受取人ニ對シテ支拂ヲ爲スコトヲ得ス

日本銀行前項ノ期間經過後歲出金支拂通知書ノ提出ヲ受ケタルトキハ該通知書ノ餘白ニ支拂期間經過ノ旨ヲ記載シ之ヲ提出者ニ返付スヘシ

日本銀行第一項ノ期間經過後支出官事務規程第十六條但書、第十九條又ハ第二十條ノ規定ニ依リ支出官ノ通知ヲ受ケタル受取人ヨリ支拂ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ未タ支拂ヲ了セサルモノナルトキハ其ノ旨ヲ記載セル書面ヲ請求者ニ交付スヘシ

第四十三條　前條第一項ノ場合ニ於テ支拂ヲ了セサル金額ニ相當スル資金ハ一月分ヲ取纏メ翌月七日迄ニ第三號書式ノ現金拂込書ヲ添ヘ之ヲ歲入ニ納付スルノ手續ヲ爲スヘシ

第四十四條　日本銀行ハ其ノ取扱ニ係ル支拂濟ノ小切手、歲出金支拂通知書其ノ他ノ證憑書類ヲ第三十一條及第三十二條ノ規定ニ依リ支拂ヲ爲シタルモノト其ノ他ノモノトニ區分シ年度、會計、所管廳、支出官別ニ一月分ヲ取纏メ合計書ヲ調製シ共ニ保存スヘシ但シ代理店ニ於テ調製シタルモノハ其ノ證憑書類ト共ニ之ヲ所轄統轄店ニ於テ保存スルモノトス

第四章　預託金

第四十五條　日本銀行出納官吏事務規程第二十九條又ハ第五十七條ノ規定ニ依リ出納官吏ヨリ預託金拂込書ヲ添ヘ現金ノ拂込ヲ受ケタルトキハ第四號書式ノ預託金領收證書ヲ出納官吏ニ交付スヘシ

前項ノ拂込ヲ爲シタル出納官吏ニ對シテハ小切手用紙ヲ交付スヘシ

第四十六條　日本銀行出納官吏ノ振出シタル小切手ノ呈示ヲ受ケタルトキハ當該官吏ノ預託金額ヲ限度トシテ之カ支拂ヲ爲スヘシ

前項ノ小切手ニシテ其ノ振出日附ヨリ一年ヲ經過シタルモノニ對シテハ之カ支拂ヲ爲スコトヲ得ス

第二十六條第二項ノ規定ハ前項ノ期間經過後小切手ノ呈示ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十七條　第二十七條ノ規定ハ前條第一項ノ小切手ニシテ「要振替」ノ印ヲ押捺セルモノノ呈示ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十八條　第三十三條乃至第三十七條、第四十條及第四十一條ノ規定ハ日本銀行出納官吏事務規程ノ定ムル所ニ依リ出納官吏ノ請求ヲ受ケ隔地ノ受取人ニ對シ送金支拂ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第四十九條　日本銀行出納官吏事務規程第六十條ノ規定ニ依リ出納官吏ヨリ預託金現在高證明ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於ケル預託金現在高ヲ證明スヘシ

前項ノ規定ハ出納官吏ヨリ預託金現在高證明ノ請求ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第五十條　日本銀行出納官吏事務規程第六十二條ノ規定ニ依リ出納官吏ヨリ預託金現在高引繼通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ前任出納官吏ノ預託金トシテ之ヲ取扱フヘシ但シ前任出納官吏ノ振出シタル小切手ノ支拂未濟金額ニ相當スルモノハ之ヲ區分整理スルモノトス

第五十一條　日本銀行ハ其ノ取扱ニ係ル預託金拂込書、支拂濟ノ小切手、領收證書其ノ他ノ證憑書類ヲ受拂ニ區分シ所屬廳出納官吏別ニ一月分ヲ取纏メ合計書ヲ調製シ共ニ保存スヘシ但シ代理店ニ於テ調製シタルモノハ其ノ證憑書類ト共ニ之ヲ所轄統轄店ニ於テ保存スルモノトス

第五章　預金部預金

第五十二條　日本銀行預金部預金取扱規程第四條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金部預金拂込書ヲ添ヘ現金ノ拂込ヲ受ケタルトキハ第五號書式ノ預金部預金領收證書ヲ預ケ人ニ交付スヘシ

前項ノ預ケ人ニシテ供託局ナル場合ニ於テハ日本銀行ハ前項ノ手續ヲ爲スノ外其ノ提出ヲ受ケタル供託書ニ受領ノ旨ヲ記入シ之ヲ提出者ニ返付スヘシ

第五十三條　日本銀行預金部預金取扱規程第六條又ハ第七條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金購入有價證券利子受入通知書預金購入有價證券償還金預金組入請求書又ハ有價證券償還金預金組入請求書ノ送付ヲ受ケタルトキハ預金部預金領收證書ヲ預ケ人ニ交付スヘシ預金部預金取扱規程第八條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ通知書ノ送付ヲ受ケタルトキ亦同シ

第五十四條　日本銀行預金部預金取扱規程第五條ノ規定ニ依リ保管金ヲ提出スヘキ者ヨリ預ケ人ノ預金ニ振込ヲ受ケタルトキハ第六號書式ノ預金部預金振込濟通知書ヲ振込人ニ交付スヘシ

第五十五條　日本銀行預金部預金取扱規程第九條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金部預金拂戻請求書ノ提出ヲ受ケタルトキ又ハ預金部預金取扱規程第十條ノ規定ニ依リ振出シタル小切手ノ呈示ヲ受ケタルトキハ預ケ人ノ預金額ヲ限度トシテ之カ支拂ヲ爲スヘシ

第四十六條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ小切手ノ呈示ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第五十六條　日本銀行ハ日本銀行政府有價證券取扱規程第二十三條第二項ノ手續ヲ爲スモノニ付テハ預ケ人ノ預金中ヨリ有價證券購入代價ニ相當スル金額ヲ拂出スヘシ

第五十七條　日本銀行預金部預金取扱規程第十一條ノ規定ニ依リ甲預ケ人ヨリ乙預ケ人ノ預金ニ預入替ノ請求ヲ受ケタルトキハ甲預ケ人ニ領收證書ヲ交付シ自店カ乙預ケ人ノ預金取扱店ナル場合ニ於テハ預入替ノ手續ヲ爲シ預金部預金領收證書ヲ乙預ケ人ニ交付シ他店カ乙預ケ人ノ預金取扱店ナル場合ニ於テハ當該取扱店ニ對シ其ノ旨ヲ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル日本銀行ハ乙預ケ人ノ預金ニ受入ノ手續ヲ爲シ預金部預金領收證書ヲ乙預ケ人ニ交付スヘシ

第五十八條　日本銀行預金部預金取扱規程第十二條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ他店拂ノ請求ヲ受ケタルトキハ領收證書ヲ交付シ支拂店タル日本銀行ニ對シ其ノ旨ヲ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル日本銀行保管金支拂通知書又ハ供託金支拂通知書ノ提出ヲ受ケタルトキハ受取人ヨリ領收證書ヲ徵シ支拂ヲ爲スヘシ

第五十九條　日本銀行ハ毎年四月十日迄ニ預金部預金取扱規程第十三條第一項本文ノ規定ニ依リ預金利子ヲ元金ニ組入レ第七號書式ノ預金利子元加通知書ヲ預ケ人ニ交付スヘシ

預金全額拂戻ニ係ル利子ハ預金部預金取扱規程第十三條第一項但書ノ規定ニ依リ之ヲ元金ニ組入レ拂戻ノ手續ヲ爲スヘシ

前二項ノ場合ニ於テ預ケ人ヨリ預金部預金領收證書ノ請求ヲ受ケタルトキハ元加利子ニ相當スル金額ノ預金部預金領收證書ヲ交付スヘシ

第六十條　日本銀行預金部預金取扱規程第十六條ノ規定ニ依リ預金部預金利子元加請求書又ハ預金部預金利子支拂請求書ノ送付ヲ受ケタルトキハ利子元加又ハ支拂ノ手續ヲ爲スヘシ

第六十一條　日本銀行預金部預金取扱規程第十七條ノ規定ニ依リ預金部預金利子支拂ノ請求書ノ提出ヲ受ケタルトキハ受取人ヲシテ之ニ領收ノ旨ヲ記入セシメ支拂ヲ爲スヘシ

第六十二條　日本銀行ハ前二條ノ規定ニ依リ支拂フヘキ利子額ヲ預ケ人ノ預金ニ組入ルヘシ

第六十三條　日本銀行甲店預金部預金取扱規程第二十六條第一項ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金取扱店變更申込書ヲ受ケタルトキハ預ケ人ノ預金ヲ拂出シ第八號書式ノ預金部預金現在額證明書ヲ預ケ人ニ交付シ日本銀行乙店ニ對シ其ノ旨ヲ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル日本銀行乙店ハ其ノ通知金額ヲ預ケ人ノ預金トシテ受入レ預金部預金取扱規程第二十六條第二項ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金部預金現在額證明書ノ提出ヲ受ケタルトキハ該證明書ニ承認ノ旨ヲ記入シ之ヲ預ケ人ニ返付スヘシ

第六十四條　日本銀行預金部預金取扱規程第四條第二項ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金部預金帳交付ノ請求ヲ受ケタルトキハ第九號書式ノ預金部預金帳ヲ預ケ人ニ交付スヘシ

第六十五條　日本銀行ハ其ノ取扱ニ係ル預金部預金拂込書、保管金振込書、預金部預金利子元加請求書、預金部預金拂戻請求書、支拂濟ノ小切手、預金部預金利子支拂請求書、預金取扱店變更申込書其ノ他ノ證憑書類ヲ受拂ニ區分シ預金ノ種別、預ケ人別ニ一月分ヲ取纏メ合計書ヲ調製シ共ニ保存スヘシ但シ代理店ニ於テ調製シタルモノハ其ノ證憑書類ト共ニ所轄統轄店ニ於テ保存スルモノトス

第六十六條　日本銀行納入命令書、一時借入金納入命令書又ハ特別會計運用金納入命令書ヲ添ヘ現金ノ納付ヲ受ケタルトキハ之ヲ領收シ領收證書ヲ納入官吏ニ交付シ其ノ旨ヲ大藏大臣又ハ大藏大臣ノ指定スル官廳若ハ官吏ニ通知スヘシ

第六十七條　日本銀行大藏省證券發行代金納入命令書、一時借入金返償通知書又ハ特別會計運用金交付通知書、一時借入金交付通知書ニ依リ還元金交付通知書ヲ受取人ヨリ領收證書ヲ徵シ之カ支拂ヲ爲シ其ノ旨ヲ大藏大臣又ハ大藏大臣ノ指定スル官廳若ハ官吏ニ通知スヘシ

第六十八條　日本銀行ハ前二條ノ規定ニ依リ取扱ヒタル命令書、通知書其ノ他ノ證憑書類ヲ受拂ニ區分シ各科目別ニ一月分ヲ取纏メ合計書ヲ調製シ共ニ之ヲ保存スヘシ

第六十九條　日本銀行ハ本章ニ定ムルモノヲ除クノ外大藏大臣ノ特ニ指定スル國庫金ニ付テハ大藏大臣ノ別ニ定ムル所ニ依リ出納ノ手續ヲ爲スヘシ

第七章　帳簿

第七十條　日本銀行ハ會計規則第百六十條第一號、第二號及第五號ノ帳簿トシテ左ノ帳簿ヲ備フヘシ

一　國庫金總括帳
二　國庫金受拂內譯帳
三　當座預金內譯帳
四　別口預金內譯帳

五　指定預金内譯帳
六　國庫金受拂總括帳
七　國庫金受拂報告額整理帳
八　某年度一般會計内譯帳
九　某年度某特別會計内譯帳
十　隔地拂資金内譯帳
十一　歳出支拂未濟繰越金内譯帳
十二　預託金内譯帳
十三　預金部内譯帳
十四　某年度一般會計支拂豫算帳
十五　某年度某特別會計支拂豫算帳

前項ノ帳簿中第一號乃至第五號ノ帳簿ハ日本銀行本店ニ、第七號ノ帳簿ハ日本銀行統轄店ニ、第六號及第八號乃至第十五號ノ帳簿ハ日本銀行各店ニ之ヲ備フヘシ

第七十一條　國庫金總括帳ニハ大藏大臣ノ定ムル計算科目毎ニ口座ヲ設ケ國庫金ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第七十二條　國庫金受拂内譯帳ニハ大藏大臣ノ定ムル計算科目毎ニ各統轄店ヲ區分シタル口座ヲ設ケ國庫金ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第七十三條　當座預金内譯帳、別口預金内譯帳及指定預金内譯帳ニハ大藏大臣ノ定ムル口座ヲ

設ケ各預金ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第七十四條　國庫金受拂總括帳ニハ大藏大臣ノ認可ヲ經テ日本銀行ノ定ムル計算科目毎ニ口座ヲ設ケ國庫金ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第七十五條　國庫金受拂報告額整理帳ニハ國庫金受拂總括帳ノ計算科目毎ニ所屬代理店ヲ區分シタル口座ヲ設ケ國庫金ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第七十六條　某年度一般會計内譯帳ニハ左ノ區分及口座ヲ設ケ一般會計ノ受拂額ヲ記入スヘシ

一　受入ハ之ヲ歳入ト歳入外トニ區分シ歳入ニハ所管廳、取扱廳別ノ口座（第十九條ノ場合ニ於テハ尚其ノ所屬年度別ノ口座）歳入外ニハ大藏大臣ノ定ムル口座

二　拂出ハ歳出ト歳出外トニ區分シ歳出ニハ所管廳、支出官別ノ口座、歳出外ニハ大藏大臣ノ定ムル口座

第七十七條　某年度某特別會計内譯帳ハ支拂元受高ヲ要スル特別會計ノ内譯帳ト支拂元受高ヲ要セサル特別會計ノ内譯帳トヲ別冊ト爲スヘシ

支拂元受高ヲ要スル特別會計ノ内譯帳ニハ所管廳、取扱廳、支出官別ノ口座ヲ設ケ同一口座中ニ當該會計ノ歳入歳出及歳入外歳出外ノ受拂額ヲ記入シ尚第十九條ノ場合ニ於テハ其ノ所屬年度ヲ記入スヘシ

支拂元受高ヲ要セサル特別會計ノ内譯帳ニハ前條ノ規定ニ準シ當該會計ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第七十八條　隔地拂資金內譯帳ニハ年度、會計、所管廳、支出官別ノ口座ヲ設ケ隔地拂資金ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第七十九條　歲出支拂未濟繰越金內譯帳ニハ年度、會計、所管廳、支出官別ノ口座ヲ設ケ歲出支拂未濟繰越金ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第八十條　預託金內譯帳ニハ所屬廳、出納官吏別ノ口座ヲ設ケ預託金ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第八十一條　預金部內譯帳ニハ左ノ種別及口座ヲ設ケ預金部ノ受拂額ヲ記入スヘシ

一　預金規則第一條第一號及第二號ノ預金ハ取扱廳、取扱主任官別ノ口座

二　預金規則第一條第三號ノ預金、貯蓄債券法第七條ノ預金及明治三十九年勅令第二百十一號ノ預金ハ預ケ入別ノ口座

三　會計規則第百二十一條ノ規定ニ依ル預金ハ保管金、供託金ノ種別及取扱廳、取扱主任官別口座

四　各特別會計資金ノ預金ハ大藏大臣ノ定ムル種別及口座

日本銀行本店ニ備フル預金部內譯帳ニハ前項ニ規定スルモノノ外大藏大臣ノ定ムル口座ヲ設ケ預金部資金ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第八十二條　第七十條第一號乃至第十三號ノ帳簿ニハ之ヲ備フル日本銀行ニ於テ左記各號ニ依リ受拂額ヲ記入スヘシ

一　第一號ノ帳簿ニハ各統轄店每日ノ報告額但シ當座預金、別口預金及指定預金ノ計算科目ハ本店ニ於ケル受拂額

二　第二號ノ帳簿ニハ各統轄店每日ノ報告額

三　第三號乃至第五號ノ帳簿ニハ本店ニ於ケル受拂額

四　第六號ノ帳簿ニハ代理店ニ於テハ其ノ受拂額、統轄店ニ於テハ其ノ受拂額及所屬代理店每日ノ報告額

五　第七號ノ帳簿ニハ所屬代理店每日ノ報告額ニ於ケル受拂額

六　第八號乃至第十三號ノ帳簿ニハ各店ニ於ケル受拂額

第八十三條　某年度一般會計支拂豫算帳及某年度某特別會計支拂豫算帳ニハ所管廳、支出官、經常又ハ臨時部、款項別ノ口座ヲ設ケ支拂豫算額及支拂濟額ヲ記入スヘシ

第八十四條　本章ニ規定スル帳簿ノ樣式及記入ノ方法ハ日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

第八十五條　日本銀行各店間ノ振替受拂ヲ記入スヘキ帳簿ノ種類、樣式及記入ノ方法ハ日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

第八章　計算報告

第八十六條　日本銀行ハ國庫金ノ出納ニ關シ左ノ計算報告表ヲ調製スヘシ

一　國庫金貸借對照表　　第十號書式

二　國庫金受拂報告表　　第十一號書式

三　當座預金受拂內譯表　　第十二號書式

四　別口預金(指定預金)受拂內譯表　　第十三號書式

五　歳入金月計突合表　第十四號書式
六　歳出金月計突合表　第十五號書式
七　歳出支拂未濟繰越金月計突合表　第十六號書式
八　預託金月計突合表　第十七號書式
九　預金部預金月計突合表　第十八號書式
十　預金部受拂計算表　第十九號書式
十一　某月出納計算書　書式ハ別ニ之ヲ定ム
十二　某月歳入金内譯表　同　上
十三　某月歳出金内譯表　同　上

第八十七條　國庫金貸借對照表、國庫金受拂報告表、當座預金受拂内譯表、別口預金受拂内譯表及指定預金受拂内譯表ハ日本銀行本店ニ於テ毎日之ヲ調製シ大藏省ニ提出スヘシ

第八十八條　歳入金月計突合表ハ各統轄店ニ於テ其ノ取扱ヒタル收入額及所屬代理店ノ取扱ヒタル收入額ヲ掲ケ毎月之ヲ調製シ翌月七日迄ニ歳入徴收官ニ送付スヘシ但シ第十九條ノ規定ニ依リ取扱ヒタル收入額ハ所屬年度毎ニ別表ニ調製スルモノトス

第八十九條　歳出金月計突合表ハ日本銀行各店ニ於テ其ノ取扱ヒタル歳出支拂未受高(支拂元受高ヲ要スル特別會計ノ歳出金月計突合表ニ限ル)ヲ掲ケ毎月之ヲ調製シ支拂濟ノ小切手其ノ他ノ證憑書類ヲ添ヘ翌月五日迄ニ支出官ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル證憑書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

前項ノ月計突合表ニハ其ノ餘白ニ隔地拂資金ノ受拂額ヲ記入シ其ノ證憑書類トシテ受取人ノ領收證書ヲ添附スヘシ

第九十條　歳出支拂未濟繰越金月計突合表ハ日本銀行各店ニ於テ其ノ取扱ヒタル歳出支拂未濟繰越金ノ支拂額ヲ掲ケ毎月之ヲ調製シ支拂濟ノ小切手其ノ他ノ證憑書類ヲ添ヘ翌月五日迄ニ支出官ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル證憑書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

第九十一條　預託金月計突合表ハ日本銀行各店ニ於テ其ノ取扱ヒタル預託金ノ受拂額ヲ掲ケ毎月之ヲ調製シ預託金拂込書、支拂濟ノ小切手其ノ他ノ證憑書類ヲ添ヘ翌月五日迄ニ出納官吏ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル證憑書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

第九十二條　預金部預金月計突合表ハ日本銀行各店ニ於テ其ノ取扱ヒタル預金部預金ノ受拂額中預金規則第一條第三號、貯蓄債券法第七條及明治三十九年勅令第二百十一號ノ預金ノ受拂額ヲ除キタルモノヲ掲ケ毎月之ヲ調製シ預金部預金拂込書、預金部預金拂戻請求書、支拂濟ノ小切手其ノ他ノ證憑書類ヲ添ヘ翌月五日迄ニ取扱主任官ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル證憑書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

第九十三條　預金部受拂計算表ハ各統轄店ニ於テ其ノ取扱ヒタル預金部預金ノ受拂額及所屬代理店ノ取扱ヒタル預金部預金拂込書、預金部預金拂戻請求書其ノ他ノ證憑書類ヲ添ヘ翌月五日迄ニ大藏大臣ノ指定スル官吏ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル證憑書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

第九十四條　某月出納計算書、某月歲入金內譯表及某月歲出金內譯表ハ各統轄店ニ於テ其ノ取扱ヒタル國庫金ノ出納額、收入額及小切手支拂額竝所屬代理店ノ取扱ヒタル國庫金ノ出納額、收入額及小切手支拂額ヲ揭ケ每月二通ヲ調製シ一通ハ日本銀行本店ヲ經由シテ翌月中ニ之ヲ大藏省ニ提出シ一通ハ之ヲ保存スヘシ

第九章　出納證明

第九十五條　日本銀行ハ會計檢查院ノ檢查ヲ受クル爲會計檢查院ノ定ムル國庫金ノ出納計算書ヲ調製シ大藏大臣ノ定ムル期限內ニ之ヲ大藏省ニ提出スヘシ

第十章　雜則

第九十六條　日本銀行歲入徵收官、支出官又ハ出納官吏ノ送付ニ係ル納稅告知書、納入告知書、小切手、返納告知書又ハ現金拂込書ノ誤謬訂正請求書ニシテ每年度所屬歲入金又ハ歲出金ノ受入又ハ支拂ヲ爲シ得ル期間內ニ到達シタルモノニ付テハ之カ訂正ノ手續ヲ爲シ歲入徵收官又ハ出納官吏ノ請求ニ係ルモノハ歲入徵收官ニ對シ、支出官ノ請求ニ係ルモノハ支出官ニ對シ其ノ旨ヲ通知スヘシ

第九十七條　日本銀行支出官事務規程第三十條ノ規定ニ依リ誤謬訂正請求書ノ送付ヲ受ケタルトキハ之カ訂正ノ手續ヲ爲スヘシ

第九十八條　日本銀行歲入徵收官、出納官吏、預金部預金ノ預ケ人又ハ振込人ヨリ領收濟通知書、領收證書、預託金領收證書、預金部預金振込濟通知書又ハ預金購入有價證券保管通知書ノ證明請求書ノ提出アリタル場合ニ於テハ之ヲ調查シ正當ナリト認メタルトキハ該請求書ノ餘白ニ證明ノ上之ヲ歲入徵收官、出納官吏、預ケ人又ハ振込人ニ交付スヘシ但シ振込人ニ對シ證明ヲ爲シタル場合ニ於テハ預ケ人ニ對シテ其ノ旨ヲ通知スルモノトス

前項ノ規定ハ收納事務ヲ取扱フ市町村、銀行、會社其ノ他ノ者ヨリ拂込濟證明ノ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ手續ヲ爲シタルトキハ其ノ事由ヲ帳簿又ハ證憑書類ニ記入シ置クヘシ

第九十九條　日本銀行ハ支出官事務規程第三十四條、出納官吏事務規程第七十條又ハ保管金取扱規程第二十條ノ規定ニ依リ歲出金支拂通知書、預託金支拂通知書又ハ保管金支拂通知書ノ亡失又ハ毀損ニ係ル屆書ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ金額支拂未濟ナルトキハ其ノ旨ヲ屆書ノ餘白ニ記入シ之ヲ當該支出官、出納官吏又ハ保管金取扱官廳ニ送付スヘシ

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

（書式省略）

改正會計法は大正十一年四月一日より實施せらるることとなりしを以て、從來の金庫制度は同年三月三十一日限り廢止せられ、翌四月一日以降は新に預金制度に據り國庫金の出納を取扱ふこととなりしが、此等新舊兩制度交替の過渡的時期に於て生ずる取扱上の諸問題に就ては、會計規則附則（第百六十八條至第百七十三條）に於て之が規定を設けたり。今其の主なる點を述ぶれば、先づ金庫に納付せしむる爲め納入の告知を發せられたる歲入金又は返納金にして、大正十一年三月末日迄に金庫に收入未濟のものに就ては、該告知書に依り四月一日以降日本銀行に於て之が收納を取扱はしむるこ

ととし、又大正十一年三月三十一日前に發したる仕拂命令にして、同日迄に其の支拂を了せざるものに就ては、仕拂命令に關する從前の手續に依り日本銀行に於て之が支拂を取扱はしめ、該年度出納閉鎖期限（大正十一年五月三十一日）に至るも尙支拂の請求なきときは、日本銀行に於て歲出支拂未濟金として繰越整理を爲すものとす。但し假令大正十年度所屬の歲出と雖も、四月一日以降に於て之が支拂を爲す場合には、支出官に於て小切手を振出し其の支出を爲すべきことは勿論とす。尙大正十一年度所屬歲入歲出の總決算及主計簿に於ては、仕拂命令濟歲出額中に小切手振出濟歲出額を包含せしめ又大正十一年度所屬歲入歲出の總決算及主計簿に於ては、小切手振出濟歲出額中に仕拂命令濟歲出額（年度開始前支出の分）を包含せしむることとしたり。以上會計規則中に規定せる所の外、尙過渡的施設として金庫及日本銀行間に於ける事務の引繼に關する手續を定むる必要あり、卽ち大正十一年二月大藏省令第十三號を以て左の如く之を公布したり。

金庫事務引繼等ニ關スル件（大正十一年二月七日大藏省令第十三號）

第一條　金庫ニ於ケル國庫金、有價證券、帳簿、證憑其ノ他ノ書類ハ大正十一年三月三十一日ノ定時檢査終了後本令施行ノ際金庫出納役ヨリ日本銀行ニ之ヲ引繼クヘシ

第二條　金庫ニ於ケル國庫金ノ出納及有價證券ノ受拂事務ニシテ本令施行前未タ結了セサルモノハ本令施行ノ際金庫出納役ヨリ日本銀行ニ之ヲ引繼クヘシ

第三條　前二條ノ引繼ハ大藏大臣ノ指定スル各地金庫ト日本銀行本店、支店又ハ代理店トノ間ニ於テ之ヲ手續ヲ爲スヘシ

第四條　前條ノ手續ヲ完了シタルトキハ金庫出納役及日本銀行總裁ハ連署ヲ以テ引繼報告書ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ

第五條　本令施行前ノ國庫金ノ出納及有價證券ノ受拂ニ關スル證明又ハ報告ハ從前ノ規定ニ依リ金庫出納役之ヲ調製提出スヘシ

第六條　日本銀行ニ於テ金庫出納役ヨリ國庫金ノ引繼ヲ受ケタルトキハ日本銀行國庫金取扱規程ノ定ムル所ニ依リ政府預金トシテ之ヲ受入レ大藏大臣ノ指定スル計算科目ニ依リ之カ整理ヲ爲スヘシ

第七條　日本銀行ニ於テ金庫出納役ヨリ有價證券ノ引繼ヲ受ケタルトキハ日本銀行政府有價證券取扱規程ノ定ムル所ニ依リ政府有價證券トシテ之ヲ受入レ大藏大臣ノ指定スル計算科目ニ依リ之カ整理ヲ爲スヘシ

第八條　日本銀行ニ於テ金庫出納役ヨリ帳簿、證憑其ノ他ノ書類ノ引繼ヲ受ケタルトキハ日本銀行國庫金取扱規程及日本銀行政府有價證券取扱規程ニ定ムル帳簿又ハ證憑ニ代用シ得ヘキモノニ付テハ大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ使用シ其ノ他ノモノハ之ヲ保存スヘシ

第九條　日本銀行第二條ノ規定ニ依リ引繼ヲ受ケタル事務ニ付テハ以下四條及大藏大臣ノ特ニ定ムルモノヲ除クノ外日本銀行國庫金取扱規程又ハ日本銀行政府有價證券取扱規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ處理スヘシ

第十條　日本銀行（本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ）ハ仕拂命令、仕拂請求書又ハ金庫ニ於テ支拂フヘキ歲出金仕拂通知書ノ提出ヲ受ケタルトキハ從前ノ規定ニ依リ一年間之カ支拂ノ手續ヲ爲シ國庫納金又ハ相殺額引去ヲ要スル旨ノ記載アルモノニ付テハ之カ差引ヲ爲シ從

前ノ規定ニ依リ歳入ニ組入ノ手續ヲ爲スヘシ

第十一條　日本銀行雜部保管金仕拂通知書ノ提出ヲ受ケタルトキハ從前ノ規定ニ依リ該引出切符又ハ雜部保管金引出切符又ハ仕拂通知書記載ノ日附ヨリ一年間之カ支拂ヲ爲スヘシ

第十二條　日本銀行保管金又ハ保管有價證券ノ保管證書又ハ拂渡證書ノ提出ヲ受ケタルトキハ從前ノ規定ニ依リ之カ拂渡ヲ爲スヘシ

第十三條　金庫相互間ノ回送及振換受拂ニシテ未タ結了セサルモノハ日本銀行ニ於テ從前ノ規定ニ依リ之カ整理ヲ爲スヘシ

第十四條　日本銀行國庫金取扱規程第二十一條ノ規定ハ會計規則第百七十一條ノ規定ニ依リ歳入ニ組入ヲ爲ス場合及本令施行前ノ繰越金ニシテ本令施行前五年ヲ經過セルモノヲ歳入ニ組入ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第十五條　本令ニ定ムルモノヲ除クノ外金庫ト日本銀行トノ引繼手續ハ金庫出納役及日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

日本銀行に於ける國庫金の出納に關しては、前揭日本銀行國庫金取扱規程に於て其の詳細なる手續を定むる所ありしが、此の外更に政府預金の取扱に就き日本銀行内部に於ける手續を定むる必要あり、卽ち大正十一年三月十五日大藏大臣は日本銀行に對し、左記の如く政府預金受拂手續を令達したり。

政府預金受拂手續（大正十一年三月十五日大藏大臣達官房秘乙第五七三號）

第一章　總　則

第一條　政府預金ノ支拂ハ本手續ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第二條　本手續ニ於テ日本銀行各店トハ日本銀行本店支店及代理店、日本銀行内地各店トハ日本銀行倫敦代理店及紐育代理店ヲ除ケル日本銀行本店支店及代理店、海外代理店トハ日本銀行倫敦代理店及紐育代理店、財務官トハ英佛駐在海外駐劄財務官及米國駐在海外駐劄財務官、監理官トハ倫敦駐在日本銀行監理官及紐育駐在日本銀行監理官ヲ謂フ

第三條　本手續ニ於テ一般會計トハ預金部特別會計、臨時國庫證券收入金特別會計及國債整理基金特別會計ヲ除ケル各會計ヲ總轄セルモノヲ謂フ

第四條　日本銀行ハ各預金ノ受拂組替ニ關シ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル事項中變更ヲ要スルモノアルトキハ更ニ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

大藏大臣ハ必要アルトキハ各預金ノ受拂組替ニ關スル事項ニシテ既ニ命令指定又ハ認可シタルモノト雖之ヲ變更スルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ旨ヲ日本銀行ニ通知スルモノトス

第二章　當座預金

第五條　日本銀行本店ハ日本銀行各店ヨリ國庫金ノ受拂額ニ關スル報告ヲ受ケタルトキハ卽日之ヲ當座預金ノ受拂トシテ整理スヘシ

第六條　當座預金ニハ左記各號ノ會計別ノ口座ヲ設クヘシ

一　一般會計
二　預金部特別會計
三　臨時國庫證券收入金特別會計
四　國債整理基金特別會計

前項ノ各口座ニハ無利子預金額ト有利子預金額トノ區分ヲ設クヘシ

各口座中無利子預金區分ニ屬スヘキ金額ハ大藏大臣之ヲ定メ日本銀行本店ニ之ヲ通知スルモノトス其ノ變更アリタルトキ亦同シ

各口座中有利子預金區分ニ屬スヘキ金額ハ各口座ノ當座預金額ノ總額中ヨリ前項ノ無利子預金額ヲ控除シタルモノトス

第七條　當座預金ノ總額ニシテ前條第二項ノ規定ニ依リ大藏大臣ノ通知シタル無利子金額ノ總額ニ不足ヲ生スルトキハ日本銀行ハ其ノ旨ヲ大藏大臣ニ報告シ之カ補塡ノ爲預金繰入ノ請求ヲ爲スヘシ

第三章　別口預金

第八條　日本銀行內地各店ニ於テ左記各號ニ揭クル通貨其ノ他ノ現金ノ種別ニ係ル國庫金ノ受入アリタルトキハ其ノ所屬會計、種別及金額ヲ日本銀行本店ニ報告スヘシ

一　大正七年軍用手票
二　軍用切符
三　損傷小額紙幣
四　新鑄造貨幣
五　新發行小額紙幣
六　引揚貨幣
七　流通不便貨幣
八　舊韓國補助貨
九　朝鮮銀行券但シ流通地域外ニ於ケル受入ニ係ルモノ
十　臺灣銀行券但シ流通地域外ニ於ケル受入ニ係ルモノ
十一　橫濱正金銀行銀券但シ流通地域外ニ於ケル受入ニ係ルモノ
十二　金地金
十三　銀地金
十四　圓形銀塊
十五　供託金タル特殊ノ通貨
十六　外國貨幣
十七　外國貨幣拂爲替券
十八　法令ノ規定ニ依リ代用納付ヲ許サレタル證券
十九　前各號ノ外大藏大臣ノ隨時指定スル所ノ通貨

前記ノ規定ハ日本銀行本店及支店ニ於テ左記各號ノ通貨ニ係ル國庫金ノ受入アリタル場合ニ之ヲ準用ス

一　補助貨
二　小額紙幣

日本銀行本店前二項ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ヲ當座預金ヨリ別口預金ニ組替ヘ前二項各號ノ種別毎ニ口座ヲ設ケ之カ整理ヲ爲スヘシ

日本銀行本店大藏大臣ヨリ前項ノ口座中會計別ニ整理スヘキ旨ノ通達ヲ受ケタルトキハ當該口座中ニ當該會計ノ區分ヲ設ケ之カ整理ヲ爲スヘシ

第九條　日本銀行ハ大藏大臣ノ特ニ指定シタル場合ヲ除クノ外前條ノ規定ニ依リ別口預金ニ組入レタル通貨其ノ他ノモノヲ適宜ノ方法ニ依リ之ヲ保管スヘシ

前項ノ保管ヲ爲スニ當リテハ營業上ノ現金ト區分シ之ヲ各口座ニ屬スル金種別ニ取纏メ保管スヘシ但シ前條第一項第十五號ノ分ニ付テハ各供託金毎ニ區分保管スルモノトス

第十條　日本銀行本店ハ前條ノ規定ニ依リ保管スル通貨其ノ他ノモノニ付其ノ口座、會計區分（第八條第四項ノ通達アリタルモノニ限ル）、保管場所毎ニ毎月一回各店別報告書ヲ調製シ大藏大臣ニ提出スヘシ

第十一條　日本銀行內地各店ハ政府ノ爲ニスル支拂ニシテ第九條ノ規定ニ依リ保管スル通貨其ノ他ノモノヲ以テ支拂ヲ爲シ其ノ金額ヲ別口預金ヨリ拂出ノ整理ヲ爲スヘシ

第四章　指定預金

第一節　內地指定預金

第十二條　內地指定預金ニハ左記各號ノ會計別ノ口座ヲ設クヘシ

一　一般會計
二　預金部特別會計
三　臨時國庫證券收入金特別會計
四　國債整理基金特別會計

內地指定預金ニハ前項各號ノ口座ノ外預ケ先若ハ貸付先、金種別又ハ目的別ノ口座ヲ設クヘシ

第十三條　日本銀行本店ハ大藏大臣ヨリ日本銀行內地各店ノ取扱ニ係ル國庫金ノ受入ニ依ル當座預金又ハ別口預金ニ屬スル預金ヲ銀行會社其ノ他ノ者ニ預入レ又ハ貸付ヲ爲スヘキ旨ノ命令ヲ受ケタルトキハ預入又ハ貸付ノ手續ヲ爲シ其ノ金額ヲ內地指定預金中當該會計ノ口座ニ組替整理ヲ爲スヘシ

第十四條　日本銀行本店ハ大藏大臣ヨリ前條ノ預入金又ハ貸付金ノ拂戻又ハ返還ヲ受クヘキ旨ノ命令ヲ受ケタルトキハ之カ受入ノ手續ヲ爲シ其ノ金額ヲ內地指定預金中當該會計ノ口座ヨリ拂出ノ整理ヲ爲スヘシ

第二節　在外指定預金

第十五條　日本銀行ノ受入レタル國庫金ニシテ海外代理店ノ取扱ニ係ルモノハ之ヲ當座預金ヨリ在外指定預金ニ組替整理スヘシ

第十六條　在外指定預金ニハ左記各號ノ區分ヲ設クヘシ

一　英　貨
二　米　貨
三　佛　貨
四　獨　貨

第十七條　在外指定預金ニハ前條ノ各區分毎ニ左記各號ノ會計別ノ口座ヲ設クヘシ

一　一般會計
二　預金部特別會計
三　臨時國庫證券收入金特別會計
四　國債整理基金特別會計

第十八條　在外指定預金ハ前條ノ各口座毎ニ左記各號ノ勘定ヲ設クヘシ

一　普通勘定
二　爲替元勘定
三　回送地金勘定

一般會計ノ口座ニハ前項各號ノ勘定ノ外國債元利拂勘定、出納官吏預託金勘定及短期證券勘定ヲ設クヘシ

第十九條　日本銀行海外代理店ニ於テ受入レタル國庫金ハ之ヲ在外指定預金當該會計口座中普通勘定トシテ整理シ大藏大臣ノ豫メ指定シタル場合ヲ除キ本手續附表甲ニ揭ケタル銀行ニ預ケ入ルヘシ

日本銀行前項ノ預入ヲ爲サムトスルトキハ大藏大臣ノ豫メ指定シタル場合ヲ除キ預入金額、預入銀行其ノ他重要ノ事項ニ付大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十條　日本銀行ハ大藏大臣ヨリ外國ニ於テ金銀地金ヲ購入シ又ハ資金ノ廻送ヲ爲ス爲一定金額ヲ爲替元トシテ整理スヘキ旨ノ命令ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ヲ普通勘定ヨリ爲替元勘定ニ組替整理シ大藏大臣ノ特ニ指定シタル場合ヲ除キ其ノ金額ヲ本手續附表乙ニ揭ケタル銀行ニ預入ルヘシ

前條第二項ノ規定ハ日本銀行前項ノ預入ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第二十一條　日本銀行ハ爲替元渡金ヲ以テ金銀地金ヲ購入シタルトキハ大藏大臣ノ特ニ指定スル場合ヲ除キ適宜ノ方法ニ依リ之ヲ保管シ且其ノ數量、金額竝場所ヲ大藏大臣ニ報告スヘシ

前項ノ場合ニ於テ日本銀行ハ購入代價ニ相當スル金額ヲ爲替元勘定ヨリ回送地金勘定ニ組替整理スヘシ

第二十二條　日本銀行大藏大臣ノ命令ニ依リ前條第一項ノ規定ニ依リ保管スル金銀地金ヲ內地ニ向ケ現送セムトスルトキハ其ノ時期、方法竝回送費用其ノ他重要ナル事項ニ付其ノ都度大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十三條　日本銀行ハ前條ノ現送ヲ了シタルトキハ其ノ金額ヲ回送地金勘定ヨリ別口預金ニ組替整理シ直ニ地金現送明細書ヲ調製シ之ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ

第二十四條　日本銀行資金ヲ回送セムトスルトキハ大藏大臣ノ特ニ命令シタル場合ヲ除キ本

手續附表丙ニ揭クル銀行ヲ以テ爲替取扱銀行ト爲シ之カ回送ノ手續ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テ日本銀行ハ取扱爲替相場竝期限其ノ他重要ナル事項ニ付豫メ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十五條　日本銀行ハ前條ノ規定ニ依リ資金ノ回送ヲ了シ資金到着地ヨリ資金受入濟ノ旨通知ヲ受ケタルトキハ其ノ回送金額ヲ爲替元勘定ヨリ拂出ノ整理ヲ爲スヘシ

第二十六條　日本銀行ハ大藏大臣ヨリ外國ニ於テ國債元利拂ヲ爲ス爲一定金額ヲ國債元利拂元トシテ整理スヘキ旨ノ命令ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ヲ普通勘定ヨリ國債元利拂勘定ニ組替整理シ大藏大臣ノ特ニ指定シタル場合ヲ除キ其ノ金額ヲ本手續附表丁ニ揭クル銀行ニ預入ルヘシ

第十九條第二項ノ規定ハ日本銀行前項ノ預入ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條　日本銀行海外代理店ニ於テ國債元利金ノ支拂ヲ爲シタルトキハ其ノ金額ヲ前條ノ國債元利支拂勘定ヨリ拂出ノ整理ヲ爲スヘシ

第二十八條　日本銀行海外代理店ニ於テ「海軍省所管經費海外支拂手續」第五條又ハ第六條ノ規定ニ依リ出納官吏ヨリ預託金ヲ受入レタルトキハ其ノ金額ヲ出納官吏預託金勘定ニ受入ルヘシ但シ第五條ノ場合ニ於テハ財務官ノ通達中ニ示セル當該勘定ヨリ組替整理スルモノトス

第二十九條　前條ノ預託金勘定ニ屬スル預金ハ之ヲ本手續附表戊ニ揭クル銀行ニ當座預金トシテ預入ルヘシ

第三十條　日本銀行海外代理店ニ於テ前條ノ預入銀行ヨリ「海軍省所管經費海外支拂手續」第七條ノ手續ニ依リ預託金ノ小切手ノ支拂アリタル旨報告ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ヲ出納官吏預託金勘定ヨリ拂出ノ整理ヲ爲スヘシ

第三十一條　日本銀行大藏大臣ヨリ在外指定預金中一般會計ノ口座ノ預金ヲ以テ有價證券ヲ購入スヘキ旨ノ命令ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ヲ一般會計口座普通勘定ヨリ拂出ノ整理ヲ爲シ其ノ金額ヲ短期證券勘定ヨリ拂出シ其ノ受入有價證券ハ之ヲ日本銀行政府有價證券取扱規程第三條及第四條ノ規定ニ準シ海外代理店ニ於テ之カ受拂保管ヲ爲スヘシ

第三十二條　日本銀行大藏大臣ヨリ在外指定預金中預金部特別會計、臨時國庫證券收入金特別會計又ハ國債整理基金特別會計口座ノ預金ヲ以テ有價證券ヲ購入スヘキ旨ノ命令ヲ受ケタルトキハ之カ購入ノ手續ヲ爲シ其ノ金額ヲ當該會計口座普通勘定拂出ノ手續ヲ爲シ購入有價證券受拂保管ニ關スル規定ニ依リ之カ取扱ヲ爲スヘシ

第三十三條　日本銀行大藏大臣ヨリ第三十一條ノ規定ニ依リ保管スル有價證券ヲ賣却スヘキ旨ノ命令ヲ受ケタルトキハ之カ賣却ノ手續ヲ爲シ其ノ原價ニ相當スル金額ヲ短期證券勘定ヨリ拂出シ其ノ賣却代價ニ相當スル金額ヲ普通勘定ニ受入整理スヘシ

第三十四條　日本銀行第三十一條ノ規定ニ依リ保管スル有價證券ノ元利金ノ償還ヲ受クヘキモノアルトキハ之カ受入ヲ爲シ元金ノ受入ニ係ルモノニ付テハ其ノ原價ニ相當スル金額ヲ短期證券勘定ヨリ拂出シ其ノ受入金額ヲ普通勘定ニ受入整理スヘシ

第三十五條　日本銀行海外代理店ハ在外指定預金各口座各勘定ノ受拂アリタルトキハ其ノ都

度財務官ニ對シ本手續附表癸ニ掲クル事項ヲ報告スヘシ

日本銀行海外代理店ハ財務官ニ對シ在外指定預金各口座各勘定ノ毎月末殘高ヲ報告スヘシ

第三十六條　日本銀行本店ハ海外代理店ノ取扱ニ係ル在外指定預金ノ受拂額其ノ他重要事項ヲ即日電信ヲ以テ報告セシムヘシ但シ國債元利支拂勘定又ハ出納官吏預託金勘定ノミニ關スル受拂額ニ付テハ一箇月分ヲ取纏メ早便郵報セシムヘシ

日本銀行本店前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ大藏大臣ニ報告スヘシ

第五章　財務官及監理官

第三十七條　財務官ハ海外代理店ニ於ケル國庫金ノ出納竝在外指定預金ノ受拂ニ關スル一切ノ事務ヲ監督スヘシ

第三十八條　監理官ハ財務官ノ監督ヲ受ケ海外代理店ニ於ケル國庫金ノ出納竝在外指定預金ノ受拂ニ關スル一切ノ事務ヲ監視スヘシ

第三十九條　大藏大臣ハ本手續ノ定ムル所ニ依リ在外指定預金ノ受拂ニ關スル命令指定又ハ認可ヲ爲シタルトキ又ハ之ヲ變更シタルトキハ之ヲ財務官ニ通達スルモノトス

第四十條　大藏大臣ハ在外指定預金ノ受拂ニ關シ特ニ必要アルトキハ財務官ニ對シ第四章ニ規定スル命令指定又ハ認可ノ權限ヲ委任スルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テハ大藏大臣ハ其ノ旨ヲ財務官及日本銀行ニ通達スルモノトス

第四十一條　財務官ハ前條ノ規定ニ依リ大藏大臣ヨリ委任セラレタル事項ニ付テハ海外代理店監督役ニ對シテ其ノ命令指定又ハ認可ヲ爲スヘシ

第四十二條　財務官前條ノ命令指定又ハ認可ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ大藏大臣ニ報告スヘシ

第四十三條　財務官ハ監督上海外代理店檢查ノ必要ヲ認メタルトキハ監理官ニ命シ之カ檢查ヲ爲サシムルコトヲ得

財務官ハ前項檢查ノ成績ヲ大藏大臣ニ報告スヘシ

第四十四條　財務官ハ海外代理店ヨリ第三十五條ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ查閱シ大藏大臣ニ對シ報告ヲ爲スヘシ

第四十五條　監理官ハ每月一回海外代理店ニ臨ミ其ノ事務ノ狀況ヲ調查シ且預金ノ受拂額竝金銀地金有價證券現在高ヲ帳簿諸證憑書類ニ依リ確認シ相違ナキトキハ海外代理店ノ當該帳簿ニ檢印スヘシ

第四十六條　監理官ハ第四十三條ノ規定ニ依リ財務官ヨリ代理店檢查ヲ命セラレタルトキハ前條ニ準シ檢查ヲ爲シ其ノ成績ヲ財務官ニ報告スヘシ

第四十七條　監理官ハ監視上海外代理店檢查ノ必要ヲ認メタルトキハ其ノ旨ヲ財務官ニ具申スヘシ

第四十八條　監理官ハ海外代理店ノ事務ニ關シ意見アルトキハ之ヲ財務官ニ具申シ又ハ財務官ヲ經由シテ大藏大臣ニ具申スヘシ

第四十九條　財務官又ハ監理官ハ必要アリト認メタルトキハ海外代理店ニ命シ計算書、報告書又ハ其ノ他ノ書類ヲ提出セシムルコトヲ得

附則

本手續ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

倫敦代理店寄託金取扱順序其ノ他本手續ニ牴觸スル從來ノ命令又ハ通達ハ之ヲ廢止ス

	英佛米國	佛國	獨國	瑞西	白耳義
甲、普通勘定預入先	英蘭銀行 橫濱正金銀行倫敦支店 ロスチャイルド・エンド・サンズ ロンドン・カンチー・ウエストミンスター・エンド・バンク ナショナル・プロビンシアル・エンド・ユニオン・バンク・オブ・イングランド ロンドン・ジョイント・シチー・エンド・ミッドランド・バンク ベーアリング兄弟商會 ソシエテ・ゼネラル倫敦支店	ナショナル・シチー・バンク・オヴ・ニューヨーク ナショナル・バンク・オヴ・コマース ゼー・ビー・モルガン・エンド・コムパニー バンカース・トラスト・コムパニー ガランチー・トラスト・コムパニー ファースト・ナショナル・バンク・オヴ・ニューヨーク ファースト・ナショナル・バンク・オブ・ボストン ファースト・ナショナル・バンク・オブ・シカゴ ニューヨーク・トラスト・コムパニー	ロツチルド クレヂ・リオネー ソシエテ・ゼネラル 日佛銀行	獨逸銀行 北獨逸銀行 ケーニツヒリツヘ・ゼーハンドルングゲ 獨逸帝國銀行	
乙、爲替元勘定預入先	橫濱正金銀行倫敦支店 ユナイテッド・ステーツ・トラスト・コムパニー チエーズ・ナショナル・バンク ナショナル・パーク・バンク コンチネンタル・エンド・コムマーシアル・ナショナル・バンク・オヴ・シカゴ ファースト・ロー・エンド・トラスト・コムパニー オールド・コロニー・トラスト・コムパニー クーン・ローエブ・エンド・コムパニー ナショナル・ショーマット・バンク・オヴ・ボストン イリノイス・トラスト・エンド・セービングス・バンク・オヴ・シカゴ 紐育準備銀行 橫濱正金銀行紐育支店	橫濱正金銀行紐育支店 ロツチルド	橫濱正金銀行漢堡支店		

		丙、爲替取扱銀行	爲替元預入先ニ同シ	クレヂ・リオネー　バンク・フランセーズ　橫濱正金銀行里昂支店
		丁、國債元利拂勘定預入先	橫濱正金銀行倫敦支店　エム・サミュエル、エンド・コムパニー	爲替元預入先ニ同シ　橫濱正金銀行倫敦支店　ロツチルド
		戊、出納官吏預託金預入先	橫濱正金銀行倫敦支店　橫濱正金銀行紐育支店	爲替元預入先ニ同シ　獨逸銀行　北獨逸銀行　ワールブルグ商會　ドレスドナー・バンク
		癸、	一、指定預金ヲ受入レタルトキハ拂込人、金額、事由、預ケ入銀行竝預入條件 二、指定預金ヲ拂出シタルトキハ拂渡先、金額、事由、預金引出銀行竝引出シタル預金ノ種類 三、指定預金預入先中預替シタルモノアルトキハ預金ノ種類、預ケ先、金額、期限竝條件 四、指定預金ノ內ヲ以テ短期證券ヲ購入シタルトキハ其ノ種類、額面、買入單價、買入代價、利率若ハ割引料竝償還期日 五、日本銀行前項ノ短期證券ヲ賣却シ又ハ其ノ償還ヲ受ケタルトキハ其ノ種類、額面、賣却代價若ハ償還金額、割引料竝償還期日 六、日本銀行第四號ノ有價證券ヲ回送シタルトキハ第四號ノ事項、回送方法竝回送先、日本銀行カ回送ノ有價證券ヲ受入レタルトキハ之ニ準ス	爲替元預入先ニ同シ　獨亞銀行　スウヰス・バンク・フエライン　バロン・リオン・ランベル・ド・ロツチルド

（備考）政府預金受拂手續は大正末年に至る間に於て左記の如く其の一部を改正せられたり。

（一）大正十一年十二月五日官房秘乙第一七七二號

第八條第一項第六號引揚貨幣「ヲアルヲ回收貨幣」ニ改ム

（二）大正十二年一月二十七日官房秘乙第五五號

第八條第一項第六號ノ二「回收小額紙幣」ノ科目ヲ追加ス

（三）大正十五年三月三十一日官房秘乙第二〇五號

第五條　日本銀行純粹店ハ自店及其ノ所屬代理店ニ於ケル每日ノ國庫金受拂額ヲ卽日本店ニ報告スヘシ

日本銀行本店前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ當座預金ノ受拂トシテ整理シ其ノ金額ヲ大藏省ニ報告スヘシ

第六條第一項

當座預金ニハ左記各號ノ口座ヲ設ケ國庫計算ノ整理ヲ爲シタル上之ヲ區分整理スヘシ

一一般會計

二預金部特別會計

三國債整理基金特別會計

本手續中「臨時國庫證券收入金特別會計」ヲ創ル

尙國庫預金制度の下に於ける國庫金出納の手續順序に關しては、次頁挿入の圖表を參照すべし。

第三款　豫備金支出事後承諾案提出期の繰上

新會計制度に於ける改正の第二は卽ち第二豫備金事後承諾案提出期の繰上なり。舊會計法第八條に於ては『豫備金ヲ以テ支辨シタルモノハ年度經過後帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス』と規定し、其の第一豫備金たると第二豫備金たるとを問はず、事後承諾案は總て年度經過後の帝國議會に提出するものとせり。然れども斯かる豫備金の支出は、其の事後承諾案提出期の後るるに從ひて、曾に政府の之に對する責任觀念の薄らぐ虞あるのみならず、其の支出を爲したる時と之が事後承諾案提出時期との間に於て、內閣の更迭を來すの機會を多からしめ、從つて之に對する議會審議の效果をして薄弱ならしむるの弊あるを免れざるを以て、此の事後承諾案の提出期に關しては、從來之を早めんとするの議少からず、之を目的とする會計法改正案の帝國議會に提出せられしことも一再に止まらざりき。卽ち明治三十七年十一月召集の第二十一回帝國議會に於て、前揭會計法第八條を『豫備金ヲ以テ支辨シタルモノハ次ノ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス』と改むる案、衆議院議員に依りて提出せられ、衆議院は之を『豫備金ノ支出アルトキハ次ノ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス』と修正の上可決せしが、政府は之に對し斯くの如く豫備金支出事後承諾案を、年度經過を俟たずして支出直後の議會に提出せしめんとするは、支出の事實完結せざるに之が承諾を求めしむることとなりて、却て會計粗漫に流るるの虞あるのみならず、斯かる短時日を以て計算書を調製することは、會計事務の處理上到底不可能なりとして反對し、貴族院亦之を否決したり。尋いで翌第二十二回帝國議會に於て、豫備金外支出の禁止及決算提出期の繰上を目的とする會計法改正案の衆議院

政府預金受拂順序圖解

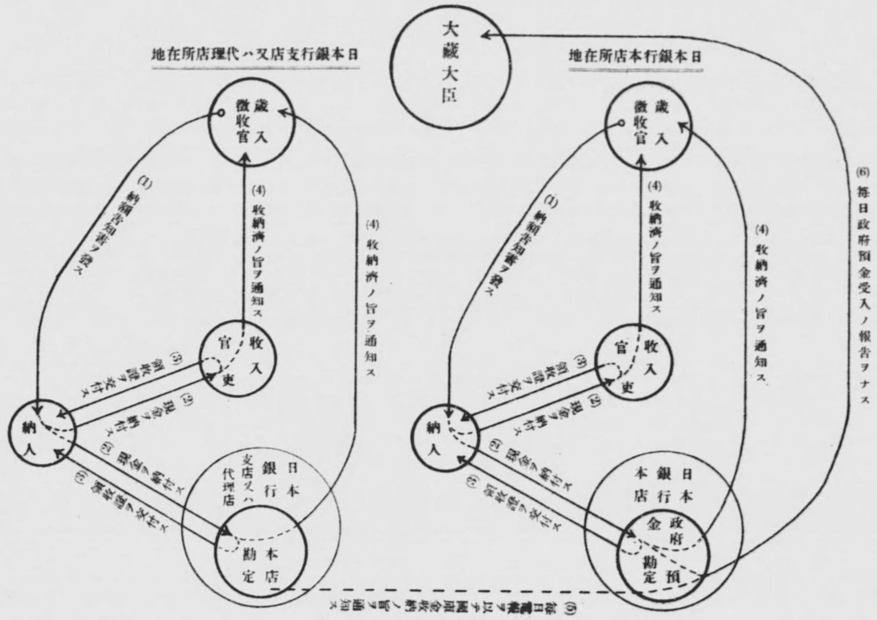

一　歲入金收納順序

說明

(1) 歲入徵收官ハ納額告知書ヲ發ス
(2) 納人ハ收入官吏又ハ日本銀行ヘ現金ヲ納付ス
(3) 收入官吏又ハ日本銀行ハ納人ニ領收證ヲ交付ス
(4) 收入官吏又ハ日本銀行ハ歲入徵收官ニ收納濟ノ旨ヲ通知ス
(5) 日本銀行支店又ハ代理店ハ日本銀行本店ニ國庫金收納ノ旨ヲ通知ス
(6) 日本銀行本店ハ大藏大臣ニ政府預金受入ノ旨ヲ報告ス

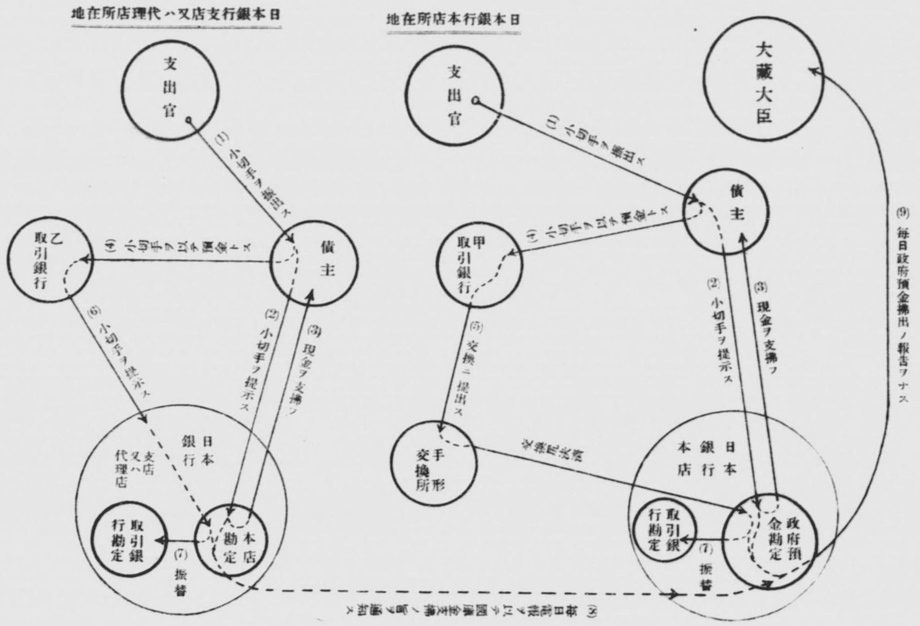

二　歲出金支拂順序

（甲）小切手支拂店所在地ノ債主ニ支拂ヲナス場合

說明

(1) 支出官ハ債主ニ小切手ヲ振出ス
(2) 債主ハ日本銀行本支店又ハ代理店ニ小切手ヲ提示ス
(3) 日本銀行本支店又ハ代理店ハ債主ニ現金ヲ支拂フ
(4) 債主ハ取引銀行ニ小切手ヲ以テ預金トス
(5) 甲取引銀行ハ手形交換所ニ交換ニ提出ス
(6) 乙取引銀行ハ日本銀行支店又ハ代理店ニ小切手ヲ提示ス
(7) 日本銀行本支店又ハ代理店ハ取引銀行勘定ニ振替フ
(8) 日本銀行支店又ハ代理店ハ日本銀行本店ニ國庫金支拂ノ旨ヲ通知ス
(9) 日本銀行本店ハ大藏大臣ニ政府預金拂出ノ報告ヲナス

二　歳出金支拂順序

(乙)　隔地債主ニ支拂ヲ爲ス場合

其一、日本銀行本店所在地ノ支出官カ支店所在地ノ債主ニ支拂ヲ爲ス場合

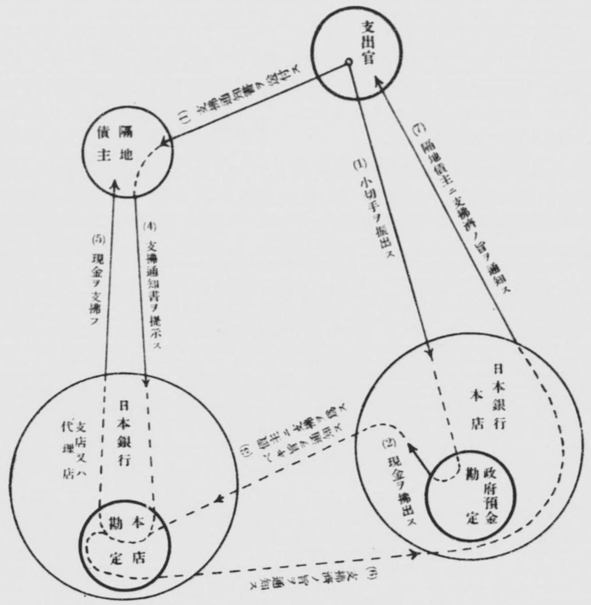

說明

(1) 支出官ハ資金交付ノ爲日本銀行本店宛小切手ヲ振出シ
(2) 同時ニ債主ニ支拂通知書ヲ送付ス
(3) 日本銀行本店ハ政府預金ヨリ現金ノ拂出ヲ受ク
(4) 日本銀行本店ハ支店又ハ代理店ニ對シ支拂通知書ニ依リ債主ニ支拂ヲ爲スヘキ旨ヲ通知ス
(5) 債主ハ日本銀行支店又ハ代理店ニ支拂通知書ヲ提示ス
(6) 日本銀行支店又ハ代理店ハ本店ニ對シ支拂通知書ニ依リ債主ニ支拂濟ノ旨ヲ通知ス
(7) 日本銀行本店ハ支出官ニ對シ隔地債主ニ支拂濟ノ旨ヲ通知ス

其二、日本銀行支店又ハ代理店所在地ノ支出官カ本店所在地ノ債主ニ支拂ヲ爲ス場合

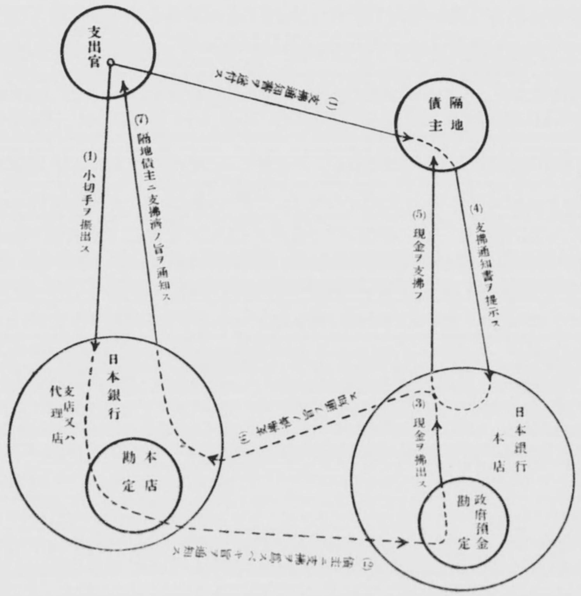

說明

(1) 支出官ハ日本銀行支店又ハ代理店ニ小切手ヲ振出シ
(2) 同時ニ債主ニ支拂通知書ヲ送付ス
(3) 日本銀行支店又ハ代理店ハ本店ニ對シ支拂通知書ニ依リ債主ニ支拂ヲ爲スヘキ旨ヲ通知ス
(4) 日本銀行本店ハ政府預金ヨリ現金ヲ拂出シ債主ニ支拂ノ準備ヲ爲ス
(5) 債主ハ本店ニ支拂通知書ヲ提示ス
(6) 日本銀行本店ハ債主ニ現金ヲ支拂フ
(7) 日本銀行本店ハ其ノ支店又ハ代理店ニ對シ支拂通知書ニ依リ支拂濟ノ旨ヲ通知ス
日本銀行支店又ハ代理店ハ支出官ニ對シ隔地債主ニ支拂濟ノ旨ヲ通知ス

三　出納官吏日本銀行へ現金拂込順序

（日本銀行本店所在地ニ於ケル取扱ヲ示ス）

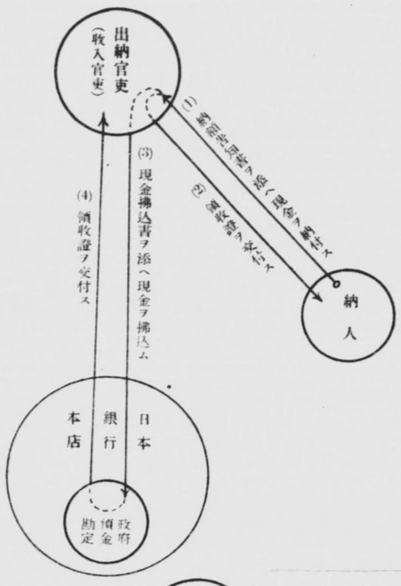

說明

(1) 納入ハ歳入徴收官ヨリ發セラレタル納額告知書ヲ添ヘ現金ヲ收入官吏ニ納付ス

(2) 收入官吏ハ納入ニ領收證ヲ交付ス

(3) 收入官吏ハ現金拂込書ヲ添ヘ現金ヲ日本銀行ニ拂込ム

(4) 日本銀行ハ收入官吏ヘ領收證ヲ交付ス

（日本銀行ノ受入タル預金ノ報告方ハ前表ト同樣ナレハ略ス）

四　出納官吏雜部金拂出順序

（日本銀行本店所在地ニ於ケル取扱ヲ示ス）

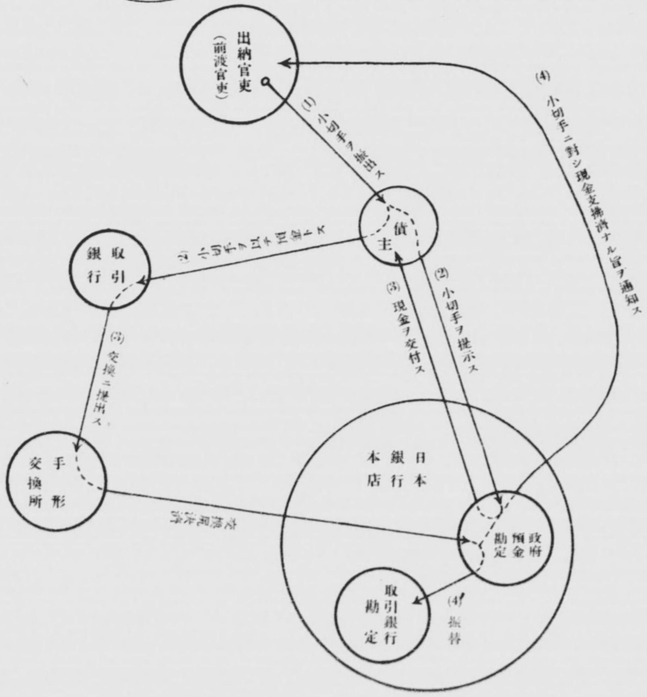

說明

(1) 前渡官吏ハ債主ニ小切手ヲ振出ス

(2) 債主ハ日本銀行ニ對シ小切手ヲ提示ス

(3) 日本銀行ハ債主ニ現金ヲ交付ス

(4) 小切手ニ對シ現金支拂濟ナル旨ヲ通知ス

債主カ小切手ヲ以テ其ノ取引銀行ニ預金トス場合ハ左ノ如シ

(2) 債主ハ取引銀行ニ小切手ヲ以テ預金トス

(3) 取引銀行ハ手形交換所ニ交換ニ提出ス

(4) 日本銀行ハ取引銀行勘定ニ振替フ

（日本銀行ノ拂出シタル預金ノ報告方ハ前表ト同樣ナレハ略ス）

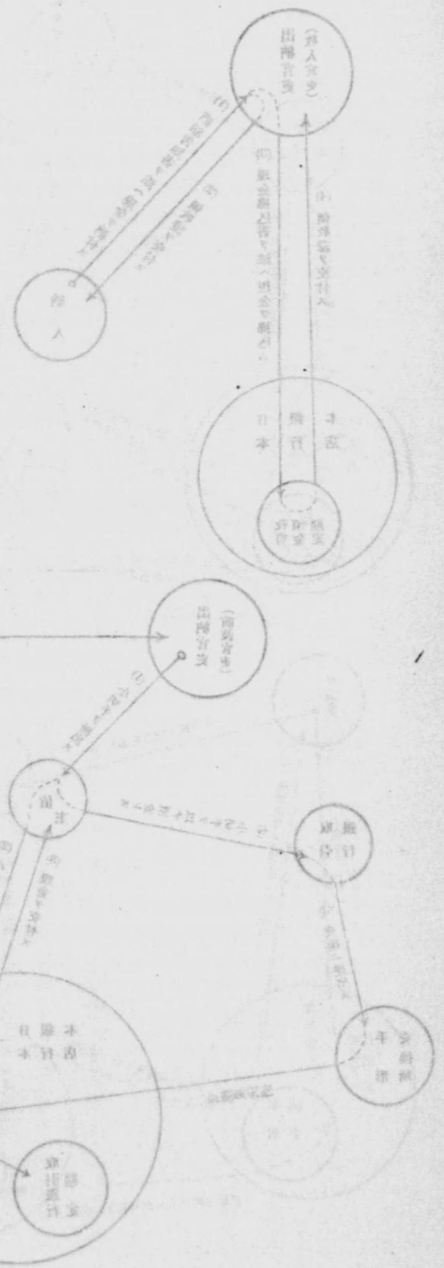

議員に依り提出せらるるや、衆議院は此の案に修正を加へ、豫備金支出事後承諾案提出期繰上に關する前議會提出案と同一の改正條項を追加の上、之を可決せしも、貴族院は再び之を否決したり。爾後第二十四回及第二十五回帝國議會に於ても、豫備金支出事後承諾案提出期の繰上を目的とする會計法改正案は、衆議院議員に依りて提出せられ、何れも衆議院に於て可決せられしも、貴族院に於て否決又は未決となりて成立するに至らず、更に翌第二十六回帝國議會にも同一案提出せられしも、衆議院に於て審議未了に終りたり。

以上の如く豫備金支出事後承諾案提出期の繰上は會計制度上多年の宿題に屬し、之が改正案も亦屢〻提出せられしと雖も、而も多年の慣行に依る此の種制度の改革は一朝一夕の能くする所に非ず。之に關する政府執務上の改善を要するもの亦少からざるを以て、容易に之が實行を見るに及ばざりしが、遂に大正十年會計法の改正に至りて之が解決を見るに至れり。即ち同年三月第四十四回帝國議會に提出せられたる會計法改正案は、其の第十條に於て此の問題に就き規定を設け『豫備金ヲ以テ支辨シタルモノハ其ノ第一豫備金支出ニ係ルモノハ年度經過後其ノ第二豫備金支出ニ係ルモノハ次ノ常會ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルコトヲ要ス』と爲したり。即ち右改正案に於ては、第一豫備金と第二豫備金とに就き、其の事後承諾案提出の時期に區別を設け、第一豫備金支出に係るものは、從來の如く其の年度經過後の帝國議會に提出するものとし、第二豫備金支出に係るものに在りては、從來の如く年度の經過を俟つことなく、直に次の常會に之を提出すべきものとせり。蓋し第一豫備金は單に豫算の不足を補充するに止まり、當該費目の必要は既に豫算の協贊に依りて認められたる所にして、問題は唯其の金額の大小及豫算見積の當否に存し、其の關係比較的重大ならざる

のみならず、年度内に於ては帝國議會開會中と雖も、猶引續き隨時之が支出を爲すべきを以て、議會の開會を期として之を區分整理するに便ならず、且つ其の審議に際しても、一年度を通じて其の計算を明かにするに非ざれば、之が支出の當否を判定するに困難なるものあるを以て、之に關しては從來の如く年度經過後の帝國議會に提出せしむるを適當とすと雖も、第二豫備金支出に至りては其の費途は全然豫算外に生じたるものに係り、之に對する議會の意思は全然未だ表明せらるる所なきのみならず、其の性質多くは一時限りの費途に屬するを以て、年度内と雖も帝國議會の開會を期として之を區分整理するを妨げず。之れ卽ち改正案に於て特に第二豫備金支出に限り、年度經過を俟たず次の常會に於て直に之が事後承諾を求めしむることと爲せる所以にして、此の場合特に次の常會と爲せるは、臨時特殊の必要に依りて召集せられたる臨時議會に於て此の種の事案を附議するは、會議の性質上不適當なりと認めしに依るものとす。

右の改正案に對しては衆議院は何等の異議なく之を可決せしも、貴族院に於て多少の異論を生じたり。卽ち貴族院特別委員會は、第二豫備金支出事後承諾案の提出期を繰上ぐる以上は、何等性質上の差異なき第一豫備金支出と同一の取扱を爲すを適當なりと爲し、且つ右事後承諾案を提出すべき次の帝國議會は、必ずしも常會たるを要せずして、臨時又は特別議會たるも敢て差支なく、兎も角最も近き議會に於て審議の機會を提供することは、豫備金支出の性質上當然なりと爲し、右の趣旨を以て政府提出の原案に修正を加へ、前揭第十條を『豫備金ヲ以テ支辨シタルモノハ次ノ議會ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルコトヲ要ス』と改めたり。然れども右委員會修正案は本會議に於て討論の末少數にて否決となり、會計法改正案は原案の通可決せられたり。

以上の如くにして第二豫備金支出事後承諾案提出期繰上の結果、各省大臣が從來第一豫備金支出計算書と同じく、翌年度八月三十一日迄に調製送付したる第二豫備金支出計算書も亦、之が調製の時期を繰上ぐるの必要あり、卽ち改正會計規則は新に之に關する規定を設け、第二豫備金を以て支辨したる金額は各省大臣其の調書を調製し、各費途毎に說明を附して毎年度帝國議會常會の開會後、直に之を大藏大臣に送付すべく、大藏大臣は之に依りて第二豫備金支出總調書を調製して、帝國議會に提出するの手續を取るものとしたり（第二十五條）。

尙豫備金外の支出に關しては、從來と雖も法令上の規定を存せざりしが、改正會計法に於ても亦何等之に關する規定を設くることなかりき。蓋し豫備金外の支出に就ては憲法上多少の疑義を存する所にして、旣述の如く其の憲法上の根據に關し初期議會以來論議の絕ゆることなかりしものなるが故に、改正會計法の立案に當りても、政府は斯かる憲法上疑義を存する所を法律に於て規定するは之を避くるを適當なりと認めしを以てなり。從つて將來豫備金外の支出あるときに於て、之が事後承諾案の提出に關し如何なる措置を採るべきやは、規定上全く不明なりと雖も、從來豫備金外の支出は、各種の手續に於て第二豫備金支出の例に準じて取扱はるるを通例と爲せしを以て、將來之が事後承諾案に就ても亦、此の例に準ずることとなるべく、此の點に關する衆議院委員會に於ける質問に對して、政府は上述の趣旨を以て之が回答を爲したり。

第四款　決算提出期の繰上

歲入歲出決算の提出期に關しては從來會計法上何等の規定なく、實際取扱上翌々年開會の通常議

會に提出せらるるの慣例なるを以て、其の時期遲きに失し、決算審議の效果を薄弱ならしむとの非難は從來屢〻之を存し、之が提出期の繰上も亦豫備金支出事後承諾案提出期の繰上と共に、多年朝野の間に唱へられし所なり。然れども決算提出期の繰上を行ふが爲には、政府全體に於ける出納の完結を迅速にすると共に、之と呼應すべき會計檢査院の協力に俟つ所多く、之が實行上多大の經費と努力とを要するものありしを以て、容易に之が實現を見ることを得ざりしが、此の問題も會計法の改正に依りて始めて解決せらるるに至れり。卽ち改正會計法は其の第二十三條に於て『會計檢査院ノ檢査ヲ經テ政府ヨリ帝國議會ニ提出スル歲入歲出ノ總決算ハ翌年開會ノ常會ニ於テ帝國議會ニ之ヲ提出スヘシ』と規定したり。此の規定は改正會計法に於て新に設けられしものにして、之に依り會計法上始めて決算提出時期の明定を見ると同時に、其の提出期は從來の慣例に比し一年の期間を短縮せらるるに至りしなり。

斯くの如く決算提出時期の繰上を行ふが爲には、歲入歲出の出納に關する事務の全體に亙りて、之が進捗を圖るの必要あるを以て、改正會計法第一條第二項は『一會計年度所屬ノ歲入歲出ノ出納ニ關スル事務ハ翌年度七月三十一日迄ニ悉皆完結スヘシ』と規定し、從來翌年度十一月三十日（實際に於ては十月三十一日）を以て完結せしめたる出納事務完結の期限を大に短縮したり。而して右の改正に伴ひ更に改正會計規則に於て收支の計算書類の調製等の期限を、從來より一箇月乃至數箇月繰上げたり。卽ち歲入金の收納及經費の支出は翌年度四月三十日限と爲し（舊制度五月三十一日）、定額戻入の期限は翌年度四月三十日（舊制度五月三十一日）、國庫出納の閉鎖は翌年度五月三十一日（舊制度六月三十日）、大藏省に於ける主計簿の締切は翌年度七月三十一日（舊制度十月三十一日）、各省大臣の大藏大臣に送付すべき決算報告書の期限は翌年度七月三十日、但し實際の取扱は翌々年度三月乃至七月）と定めたり。以上の決算提出期の繰上は、各特別會計の決算にも之を適用すべきは固より言を俟たざる所にして、此の爲め從來一般會計と異れる時期を定めたる各特別會計出納閉鎖期は、夫々改正を加へられたり。

尙決算提出期の繰上の結果、從來會計法第六條第二項の規定に依り、帝國議會の參考として總豫算に添附して提出したる、其の年三月三十一日に終りたる會計年度の歲入歲出現計書は、自然其の必要を見ざるに至りしを以て、新制度に於ては之を廢止することと爲し、改正會計法第八條の規定中には之を削除したり。蓋し新制度の下に在りては、總豫算提出の場合には、其の年三月三十一日に終りたる會計年度の決算其のものの提出を見るを以てなり。

第五款　契約に關する制度の改正

從來の會計法に於ては契約に關しては競爭入札の原則を採用し、政府の契約は原則として總て公告の上競爭に付せしむるものと爲せしが唯例外の場合に於ては隨意契約に依ることを得るものとし、其の之を許す場合は會計法中に列擧せる外、尙勅令を以て之を定むることを許したり（第二十四條）。會計法に於て斯くの如く競爭入札を以て原則と爲すは、固より最も公正の方法に依り國庫の利益を保護せんとするの趣旨に出づるものなりと雖も、而も之を實際に徵すれば、入札に際して無制限の競爭は、往々にして信用確實なる當事者を得るの支障となることあるのみならず、不正の徒相結托して不當に價格の競上げ又は競下げを圖り、延て或は工事を粗漏にし或は物品を劣惡にする等、契約の本

旨に反するの結果を來し、却て國庫の不利となるが如き弊少からず。是を以て會計法の制定以後此の一般競爭に依るの不利を避くるが爲め、各般の事情に應じ勅令を以て隨意契約の例外を設けられしもの漸く多く、大正十年會計法改正の當時に至りては其の數百を超ゆるの狀況となり、實際上競爭入札の原則は却て例外に屬し、政府の契約は隨意契約に依るを原則と爲すが如き觀を呈するに至れり（第二節第六款參照）。斯くの如く徒に競爭主義の原則のみを存して其の實之に副はざるが如きは、啻に法制上の缺陷たるのみならず、個々の事情に應じて其の都度勅令を以て隨意契約の規定を設くるは、其の煩に堪へざるものあり。加之或る場合の必要に應じて一旦勅令の制定を見るときは、爾後同一種に屬する契約に就ては、假令隨意契約に依るの必要なき場合に在りても、當局者は右の勅令を存するが故に、煩雜を厭ひて一般競爭を避けんとするの弊を生ずるを免れざるべく、更に又之に反して勅令の規定なき場合又は其の制定を得ざる場合に於ては、當事者は國庫の利害を顧みずして競爭契約に依るの不利あるを免れず。之を要するに契約の方法徒に法文の規定に泥みて器械的に流れ、個個の場合に於ける實情に應じて適當の方法を選擇するの餘裕に乏しきは、從來の制度の一大缺陷にして、之が改正の必要は從來一般に認められし所なりき。

改正會計制度は上述の如き缺點に顧み、契約の規定に關して一大刷新を加へたり。卽ち契約を一般の競爭入札に付するの原則を維持するの點に就ては、敢て舊制度と異る所なしと雖も、新制度に在りては一般競爭入札に伴ふ上述の弊害に鑑みて右原則に緩和を加へ、之が例外の場合として指名競爭又は隨意契約を許す範圍を、舊制度に比して著しく擴張せしものにして、改正會計法は其の第三十一條に於て之に關する基本的規定を設けて『政府ニ於テ賣買貸借請負其ノ他ノ契約ヲ爲サムトスルトキハ勅令ヲ以テ定メタル場合ヲ除クノ外總テ公告シテ競爭ニ付スヘシ』（第一項）『國務大臣前項ノ方法ニ依リ契約ヲ爲スヲ不利ト認ムル場合ニ於テハ指名競爭ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得但シ不動產賣拂ニ付テハ此ノ限ニ在ラス』（第二項）と定めたり。卽ち右規定に依れば新制度に於て指名競爭又は隨意契約を許す方法二あり。其の第一は第一項の規定に依り勅令を以て之を許す場合を限定するものにして、此の規定に基き改正會計規則は其の第百十條に於て指名競爭に付すること を得べき各種の場合を定め、更に其の第百十四條及第百十五條に於て隨意契約を許すべき場合を列擧したり。此の中指名競爭に關しては從來會計法規の上に何等の規定なく、唯單に特別の勅令を以て概括的に、政府の工事又は物件の購入若は賣拂にして、無制限の競爭に付するを不利とするときは指名競爭に付するを得る旨を定めしに止まりしが（明治三十三年勅令第二百八十號）、今回の改正に依りて始めて會計法中に指名競爭契約なるものを認むると共に、會計規則中に於て之を許すべき場合を列擧規定せしものなり。又隨意契約に關しては前述の如く、從來之を許すべき場合を會計法中に列擧したる外、尙勅令を以て之を認めたるもの百數十件の多きに達せしものなるが、斯くの如く一面に於て其の規定を勅令に讓り乍ら、尙法律自身に之が詳細の規定を設くるが如きは、啻に立法の體を得ざるのみならず、金額の制限等を法律中に定むることは、法規の屆伸を期する上に不便尠からざるを以て、改正會計法に於ては上述の如く契約に關する原則的規定のみを設くるに止め、隨意契約を許すべき場合は總て會計規則中に之を統一規定することと爲し、同時に從來の隨意契約に關する多數の勅令は之を廢止したり。

新會計制度に於て指名競爭又は隨意契約を許す第二の方法は、前揭會計法第三十一條第二項の規

定に依るものにして、卽ち各省大臣に於て一般的競爭に依るを不利なりと認むる場合に於ては、其の契約の性質如何に關せず、又勅令の有無を問はず、單に各省大臣の主觀的認定に依り之を指名競爭に付し、又は隨意契約を締結するを得るものなり。從來と雖も各省大臣の主觀的認定に依り指名競爭に付することは、前述の如く單行勅令を以て許されし所なるが、主觀的認定に依り隨意契約を許すの規定は從來全く之を存せざりし所にして、改正會計法に於て始めて設けられしものなり。之れ卽ち各省大臣の責任に於て常に隨意契約に依るの自由を附與することに依り、當局者をして其の責任觀念を深からしむると共に、各個の場合に應じて契約方法の得失を考慮して、眞に國庫の利益に適合するの措置を採らしむることと爲し、以て一般競爭入札主義に伴ふ既述の如き弊害を除去せんことを圖りしものにして、契約に關する改正の要點は實に主として此に存するものとす。尙不動產は之が價格の決定に就き、普通の動產の如く一般的標準を求むること頗る困難にして、之が賣拂に關しては一般競爭に付して廣く各人の評價を求むるを最も有利なりと爲すを以て、新制度に於ては之が賣拂に就き、各省大臣の認定に依り直に指名競爭又は隨意契約に依ることを禁じたり。

以上の如く改正會計法第三十一條第二項の規定は、契約に關して各省大臣に頗る廣汎なる權限を附與せしものなるが故に、第四十四回帝國議會に於ける改正會計法案の審議に際しても、此の點に就て論議を生じ、貴衆兩院に於ては何れも、右第二項の規定は第一項に於て定めたる契約に關する原則を全く覆すものにして、之が濫用の結果は延いて會計紊亂を生ずるの虞極めて大なるものありとして、第二項の削除を主張する者を生じ、殊に貴族院の委員會は之を削除することに決定せしが、本會議に至りて右修正案は少數を以て成立するに至らず、原案通り可決確定したり。然れども政府も亦右第二項に關しては、之が濫用を防ぎ其の適用の統一を圖ることの必要を認めて、之が適用に關する一定の標準となるべき內規を設定することと爲し、閣議の決定を經て大正十一年一月九日左の如く之を各省大臣に通牒したり。

會計法第三十一條第二項ノ適用ニ關スル閣議決定事項（大正十一年一月、大甲第一五五號內閣總理大臣通牒）

第一　各省大臣ハ左ニ揭クル事由ニ因リ一般ノ競爭ニ付スルヲ不利ト認ムル場合ニ限リ會計法第三十一條第二項ノ規定ニ依リ指名競爭ニ付スルコトヲ得

一　當業者相連合シテ不當競爭ヲ爲サムトスルノ虞アルコト

二　不誠實又ハ不信用ノ者競爭ニ加入シ不當ノ競爭ヲ爲スノ虞アルコト

三　特種ノ構造又ハ品質ヲ要スル工事、製造又ハ物件ノ買入ニシテ檢查著シク困難ノモノナルコト

四　契約上ノ義務ニ違背アルトキハ政府ノ事業ニ著シキ支障ヲ來スノ虞アルコト

第二　各省大臣ハ左ニ揭クル場合ニ限リ會計法第三十一條第二項ノ規定ニ依リ隨意契約ニ依ルコトヲ得

一　現ニ契約履行中ノ工事、製造又ハ物品ノ供給ニ關聯スルモノニシテ之ヲ他ノ者ヲシテ分割履行セシムルコトヲ不利トスルトキ

二　隨意契約ニ依ルトキハ時價ニ比シ著シク有利ナル價格ヲ以テ契約ヲ爲シ得ヘキ見込アルトキ

三　買入ヲ要スル物品多量ニシテ分割購入ヲ爲スニ非サレハ買占其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ

價格ヲ騰貴セシムルノ虞アルトキ

四　急速ニ契約ヲ爲スニ非サレハ契約ヲ爲スノ機會ヲ失フノ虞アルトキ又ハ著シク不利ナル價格ヲ以テ契約ヲ爲ササルヘカラサルノ虞アルトキ

五　前項各號ノ場合ニ於テ指名競爭ニ付スルコトヲ不利トスル特別ノ事由アルトキ

第三　前二項ニ揭クル場合ノ外一般ノ競爭ニ付スルヲ不利ト認ムヘキ特殊ノ事由アルトキハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ指名競爭ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

尙契約ニ關シ一般競爭ニ加はらんとする者に就ては、舊會計規則は第六十九條に於て其の資格を限定し、工事又は物品供給の競爭に加入し若は其の契約を結ばんとする者は、其の工事又は物品の供給に二年以來從事することを證明するを要すと爲し、尙工事又は物品の性質に依り必要あるときは各省大臣は右の外特に省令を以て競爭者の資格を定むるを得るものと爲したり。斯くて右の規定に基き、從來各省に於て其の所管の工事又は物品の供給に關して、個々の場合に於ける競爭者の資格を定めしもの多數に上りしが、改正會計規則は其の第九十六條に於て『一般ノ競爭ニ加ラムトスル者ニ必要ナル資格ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依ル』旨を定め、從來各省に依り區々に涉りし規定を整理して、新に大藏省令を以て統一規定することと爲し、卽ち大正十一年四月左の如く之を公布したり。

大藏省令第三十三號(大正十一年四月一日)

會計規則第九十六條ノ規定ニ依リ一般ノ競爭ニ加ラムトスル者ハ一年以來其ノ工事、製造又ハ物品供給ノ一般競爭ニ加ラムトスル者ニ必要ナル資格ニ關スル件左ノ通定ム

第一條　工事、製造又ハ物品供給ノ一般競爭ニ加ラムトスル者ハ一年以來其ノ工事、製造又ハ物品供給ノ業務ニ從事シ但シ合名會社、合資會社及株式合資會社ニ在リテハ其ノ業務執行社員ノ一人、株式會社ニ在リテハ其ノ會社ヲ代表スル取締役ノ一人、組合ニ在リテハ其ノ業務ヲ執行スル組合員ノ一人一年以來其ノ工事、製造又ハ物品供給ノ業務ニ從事スルコトヲ證明シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

工事、製造又ハ物品ノ供給ヲ營ム合名會社、合資會社及株式合資會社ノ業務執行社員、株式會社ヲ代表スル取締役又ハ組合ノ業務ヲ執行スル組合員タリシ者ニ付テハ其ノ在任期間中當該工事、製造又ハ物品ノ供給ニ從事シタルモノト看做ス

第二條　工事、製造又ハ物品供給ノ一般競爭ニ加ラムトスル者ハ前條ニ規定スルモノノ外左ノ事項ヲ證明スヘシ

一　個人ニ在リテハ二年以來其ノ毎年納メタル地租、第三種所得稅及營業稅ノ合算額見積入札金額千分ノ一ヲ下ラサルコト

二　法人又ハ組合ニ在リテハ出資額又ハ拂込資本金額見積入札金額ヲ下ラサルコト但シ法人ニシテ二年以來其ノ毎年納メタル地租、第一種所得稅及營業稅ノ合算額見積入札金額千分ノ二ヲ下ラサルコトヲ證明シタルトキ又ハ合名會社、合資會社及株式合資會社ニシテ其ノ無限責任社員ノ一人、組合ニシテ其ノ組合員ノ一人前號ニ該當スルコトヲ證明シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條　工事、製造又ハ物品ノ供給ニ關スル營業ヲ承繼シタル場合ニ於テハ前營業者ノ當該營業ニ從事シタル期間及納付シタル稅額ハ承繼人ノ從事スル期間及納付シタル稅額ニ之ヲ通

算ス

第四條　本令ノ規定ニ依リ證明ヲ要スル事項ハ當該官公署ノ認證アル書面ヲ以テ之ヲ立證スヘシ

第五條　公共團體ニ於テ、工事、製造又ハ物品供給ノ一般競爭ニ加ラムトスルトキハ本令ニ定ムル資格ヲ有スルコトヲ要セス

第六條　各省大臣特別ノ事由アリト認ムルトキハ一般ノ競爭ニ加ラムトスル者ノ資格ニ付大藏大臣ト協議シテ本令ノ規定ニ特例ヲ設クルコトヲ得

第七條　朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋群島又ハ外國ニ於テ工事、製造又ハ物品供給ノ一般競爭ニ加ラムトスル者ニ必要ナル資格ハ朝鮮總督、臺灣總督府所屬ノ經費ニ付テハ朝鮮總督府所屬ノ經費ニ付テハ臺灣總督、樺太廳所屬ノ經費ニ付テハ樺太廳長官、關東廳所屬ノ經費ニ付テハ關東長官、南洋廳所屬ノ經費ニ付テハ南洋廳長官、各省所屬ノ經費ニ付テハ所管大臣ノ定ムル所ニ依ル

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前一般ノ競爭ニ付スヘキコトヲ公告シタルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第六款　時效に關する制度の改正

從來の會計法は政府に屬する債權債務の消滅時效に關して劃一主義を採用し、特別の法律を以て

規定を設けたる場合の外は、政府に屬する債權債務は公法上のものたると私法上のものたるとを問はず、總て其の年度經過後五年にして消滅すべきものと爲したり（第十八條及第十九條）。然れども私法上の行爲に就ては、政府と雖も成るべく私法上の原則に據るを至當とするのみならず、一切の場合を通じて一律に時效期間を五年と定むるは、各種の事情に應じ他の法律を以て時效期間に差別を設けたる趣旨を沒却するの結果を生じ、時效の本旨に適合せざるものあり。加之右會計法條文中『特別ノ法律』なる字句は、會計法以外の總ての法律を指すや、或は民法以外の法律を指すや、或は又國の會計に關する特別法律を指すものなりやに就き、明確を缺くものありしが故に、從來之が解釋に關して種々の異說を生じ、各種の判例及行政官廳の解釋等も統一する所なき狀況にして、時效に關する會計法の改正も亦久しく其の必要を認められし所なりき。改正會計法は此の點に就て改正を行ひ、其の第三十二條に於て『金錢ノ給付ヲ目的トスル政府ノ權利ニシテ時效ニ關シ他ノ法律ニ規定ナキトキハ五年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス政府ニ對スル權利ニシテ金錢ノ給付ヲ目的トスルモノニ付亦同シ』と規定したり。此の改正の結果從來の劃一主義は廢棄せられ、時效に關する會計法の規定は全然補充的の性質を有するに過ぎざるものとなれり。即ち右の規定は、時效に關し他に何等法律の規定なき債權債務に就てのみ之を適用すべく、苟も時效の規定の存するものに就ては全く之が適用を見ざるものにして、之を實際上より見れば、私法上の債權關係に就ては商法其の他の特別法に夫々時效の規定あるの外、民法に於て一般の原則を設けしを以て、前揭會計法に於ける時效の規定は私法上の關係に就ては全然其の適用を見ることなく、更に公法上の關係に就ても、他の法律に特別の規定を存するもの少からざるが故に、右會計法の規定の適用範圍は極めて局限せられしものとなれり。尙舊

會計法に在りては、時效は權利を行使し得べき年度の經過後其の進行を始むべきものと爲せしが、改正法に於ては時效に關する一般の法律に基き、其の權利を行使し得べき時より進行すべきものと改めたり。

次に從來の會計法に於ては時效の中斷・停止等に關し何等の規定なかりしを以て、已むを得ず實際に於ては之に關する民法の規定に準じて取扱ひ來りしが、新會計法は從來の不備の點を補ひて、其の第三十三條に於て『金錢ノ給付ヲ目的トスル政府ノ權利ニ付消滅時效ノ中斷停止其ノ他ノ事項ニ關シ適用スヘキ他ノ法律ノ規定ナキトキハ民法ノ規定ヲ準用ス政府ニ對スル權利ニシテ金錢ノ給付ヲ目的トスルモノニ付亦同シ』と規定し、以て其の法律上の根據を明かにしたり。然るに右規定新設の結果、民法第百五十三條の規定に依るときは、單純なる催告は六箇月以內に裁判上の請求・和解の爲にする呼出若は任意出頭・破產手續參加・差押・假差押又は假處分を爲すに非ざれば、時效中斷の效力を生ぜざるべきも、會計法は此の點に關して特に例外規定を設け、其の第三十四條に於て『法令ノ規定ニ依リ政府ノ爲ス納入ノ告知ハ民法第百五十三條ノ規定ニ拘ラス時效中斷ノ效力ヲ有ス』と規定したり。蓋し政府の爲す此等納入の告知は、普通一私人間に於て爲す單純なる催告と異り、法令の手續に依り一定の形式を履みて實行せらるる所にして、官廳が其の公の權力に依り職務上執行するものなるを以て、之に對して相當の權威と效力とを附與するを適當と爲すを以てなり。然るに衆議院に於ては同一權利の行使に當り、人民が之を行ふ場合に於ては煩雜なる民法上の手續を執らしむるに反し、政府が之を行使するに方りては、斯くの如き特例を設けて右の手續を省略するを得しめんとするは、甚だ偏頗なる處置にして、畢竟官權萬能の舊思想の結果なりとして、右の條項を削除せんことを主張する者を存せしが、討議の結果右修正意見は少數を以て否決せられ、成立するに至らざりき。

新制度に於て時效に關して以上の如き改正を行ひし結果、時效期間中改正會計法施行の前後に亙るものに就ては、種々複雜なる問題を生ずべきを以て、改正會計法は其の附則に於て特に時效に關する經過的規定を設けたり。卽ち之に依れば改正會計法施行前に期滿免除とならざる權利、換言すれば改正法施行と同時に時效期間の進行を始むべき權利及改正法施行以前より進行を始めたるも未だ其の時效期間を滿了せざる權利は、原則として改正法の規定に從ひ、私法的性質を有するものは民法・商法の規定に依らしむることと爲したり。但し右規定に關しては二箇の點に於て例外を認めたり。卽ち期間の起算點は總て舊法の規定に依るものと爲せしこと、及改正法施行前に進行を始めたる時效期間が、改正法其の他の法律に定めたる時效期間より長きときは、旣得權尊重の趣旨に從ひ舊法に依ることと爲せしこと、之なりとす。

第七款　出納官吏に關する制度の改正

從來の制度に於ては出納官吏は其の保管に係る現金又は物品に就き一切の責任を負ひ、之が紛失又は毀損に關しては、其の保管上避け得べからざりし事由に因ることを會計檢査院に證明し、責任解除の判決を受くるに非ざれば、其の負擔の責を免ることを得ざるものとせられ、從つて天災地變等不可抗力に因る場合の外は、總て賠償の責に任せざるべからざることとなりて、之を一般官吏の責任に比すれば其の負擔極めて重く、從來に於ても右の制度は甚だ苛酷に失すとの非難を存したり。依て改正會計法に於ては大に之が緩和を圖り、出納官吏の責任に就ては、其の職務の性質上必要且適當な

る注意を爲さしむるを以て足れりと爲すの趣旨を以て、出納官吏其の保管に係る現金又は物品を亡失毀損したる場合は、善良なる管理者の注意を怠らざりしことを證明すれば、其の責を免れしむることと爲したり（第三十六條）。茲に於てか出納官吏の責任は、始めて一般官吏の職務上の責任の程度と調和を得るに至れり。

尚舊制度に於ては出納官吏の身元保證金納付の制度を存したるも、右の制度は出納官吏に特別の負擔を命ずるものにして、頗る苛酷に失するのみならず、其の效果も見るべきもの無きが爲め、從來も事實上殆ど之を徵したるの例なきを以て、改正會計制度に於ては身元保證金の制度は之を全然廢止することと爲し、從つて舊會計法中身元保證金に關する規定に伴ひて制定せられたる明治三十五年勅令第二百五號も亦、改正會計規則附則を以て廢止せられたり。

次に從來の會計法に於ては、現金出納機關は之を唯純粹なる出納官吏の一種に限定し、右の外各廳の事務員をして現金出納の事務を分掌せしむる場合に就ては、何れも特別の法律を以て之を規定するの方法を採用したり。明治三十三年法律第五十號及同四十四年法律第二十四號は卽ち之なり。然れども右の出納員の制度は其の施行後相當年所を經たるのみならず、廣く全國に亙りて施行せらるるものにして、而も之を會計法上一般の制度として認むるも何等の弊害なしと認めらるるを以て改正會計法は國務大臣特に必要ある場合には、勅令の定むる所に依り各廳の事務員をして現金又は物品の出納保管を分掌せしむることを得るものとし、且つ此の種の出納事務員の責任に關しては出納官吏に準ずることと爲し（第三十七條）、之と同時に前記の兩特別法律を廢止したり（附則第二項）。而して右の規定に基き改正會計規則に於て、事務員をして現金出納事務の分擔を許すべき官廳として鐵道官署及遞信官署の二種を指定し、且つ右の外特別の必要ある場合には各省大臣大藏大臣と協議して、其の廳の事務員をして現金の出納保管に關する事務を分掌せしむることを得るものと定めたり（第百二十七條）。

尚舊會計法に於ては出納官吏に就ては、其の責任に關する規定を設くるの外、何等直接に其の職務の性質を明かにしたる規定を存せざりしが、之れ法制の體を得たるものに非ざるを以て、改正會計法に於ては『出納官吏ハ法令ノ定ムル所ニ依リ現金又ハ物品ヲ出納保管スヘシ』（第三十五條第一項）と規定し、以て出納官吏の職務を明示したり。而して出納官吏の事務取扱の準則に關しては、從來會計規則に於て其の大綱を定めたるの外、出納官吏現金取扱規則其の他に於て之が詳細の事項を規定したりしが、其の內容の整一を缺くものありしと、新に國庫預金制度の採用に伴ひ、自ら取扱規程の改正を要するものを生じたる等とに依り、會計制度の改正を機として此等の諸規程を整理統一することと爲し、卽ち大正十一年一月大藏省令第二號を以て出納官吏事務規程を制定したり。其の規程の全文は既に本節第二款に揭載せしを以て茲には之を省略す。

第八款　翌年度に亙る豫定外契約の締結に關する規定の新設

從來の制度に於て翌年度に亙る契約を爲し得るは、特に豫算上繼續費たるもの、翌年度へ繰越を認めたるもの及豫算外國庫の負擔となるべき契約としては帝國議會の協贊を經たるものの三種の場合に限られしが、災害事變等の場合に於て之が復舊に就き急速に契約締結の必要を生じ、而も其の復舊

工事等の年度内に完成するの見込無きが如き場合は、從來と雖も少からず之を存し、斯かる場合に於て之が手段を缺如せるが爲め實際上屢〻不便を感じたり。是を以て改正會計法に於ては、右の缺陷を補足する爲め之に關する規定を新設し『政府ハ豫算ニ定ムルモノ及特ニ帝國議會ノ協贊ヲ經タルモノヲ除クノ外災害事變其ノ他避クヘカラサル事由アル場合ニ於テハ翌年度ニ亙ル契約ヲ締結スルコトヲ得』るものとしたり（第十一條第一項）。而して斯くの如く不測の事故に基き翌年度に亙る契約を締結することを許すと雖も、之に對しては固より一定の限度なかるべからざるを以て、改正會計法は更に其の負擔金額の最高限度に關する規定を設け、前掲の規定に依り翌年度に亙る契約を爲すことを得べき金額は、毎年度帝國議會の協贊を經て之を定むべきものと爲したり（第十一條第二項）。蓋し右金額の制限は財政の實況に應じて增減變化すべきものなるを以て、具體的の金額を法律に明示して固定せしむるよりは、寧ろ毎年度帝國議會の協贊を經て之を定め、以て其の屆伸を自在ならしむるを相當と認めしを以てなり。

翌年度に亙る契約締結に關する前掲の條項に就ては、改正會計法案の審議に當りて衆議院に於て異論を生じ、右條項削除の意見提出せられたり。蓋し右第十一條の規定に依れば、政府の締結する翌年度に亙る契約に就ては、議會は其の金額の最高限度を議定するに止まりて、其の契約の内容・目的等の具體的事實に至りては全然關知せざるものなるが、之れ國庫の負擔となるべき契約を爲すは帝國議會の協贊を經べしと爲す憲法第六十二條第三項の規定に違背するのみならず、斯くの如く繼續費に非ざる費目を翌年度に亙りて支出することに就き帝國議會の協贊を求めしむるは、國家の歲入歲出は毎年豫算を以て帝國議會の協贊を經べきものと爲す憲法第六十四條の規定に牴觸するの虞あり、之を要するに右第十一條は憲法に違反し、議會の協贊權を縮小せんとするものなるを以て、之を削除するを適當と爲すと謂ふに在りたり。然れども之に對しては、右第十一條に依り締結したる契約は其の内容固より具體的ならずと雖も、特に帝國議會の協贊を經たる契約に在りても、其の内容の特定の程度は事物に依りて一ならず、極めて特定的なるものあり、又頗る茫漠たるものありて、要するに兩者互に程度の差あるに過ぎず、況んや右第十一條の場合に於ては、契約の締結は災害事變其の他避くべからざる事由ある場合に限らるるが故に、其の範圍は自ら限定せらるるものと謂ふべく、從つて憲法第六十二條第三項の規定に基きて、會計法中に斯くの如き條項を設くるは何等不當に非ずと爲す反對意見あり、結局右の削除案は少數を以て成立するに至らざりき。

翌年度に亙る契約に關する規定の新設に伴ひ、改正會計規則に於て之に關する手續規定を設け、各省大臣會計法第十一條の規定に依り翌年度に亙る契約を結ぶ必要ありと認むるときは、金額・理由及計算の基く所を明にしたる要求書を調製して大藏大臣の承認を經べく（第二十六條）、大藏大臣其の承認を爲したるときは、金額・理由及計算の基く所を明にしたる書類を添へ、之を會計檢査院に通知すべきものとせり（第二十七條）。

第九款　其の他の改正

以上述べたる所の外改正會計法は從來の制度に對し、或は規定の不備なるを補正し、或は法律上の根據を明確にし、或は法規の整理を行ふ等、諸般の改正を行ひしもの多し。以下其の大要を說述すべし。

第一項　大藏省證券及一時借入金に關する規定の整理

從來大藏省證券の發行に就ては、會計法中には單に其の毎年度の最高發行額は、帝國議會の協贊を經て之を定むべき旨の規定を存するのみにして（第九條）、他に何等の規定を存することなく、該證券の性質竝に發行の方法・手續等に就ては、之を大藏省證券條例（明治十七年九月太政官布告第二十四號）に於て規定したり。然れども該證券の性質等に關する規定なくして、其の發行額の制限のみを會計法中に揭ぐるは法規の體を得ざるのみならず、之が性質等の點は之を會計法中に規定するを以て制度上適當なりと認め、改正會計法に於ては其の第六條に於て、大藏省證券の性質及償還竝に發行額の制限に關する規定を設けたり。而して大藏省證券條例中殘餘の部分は、之を「國債ニ關スル法律」を改正して其の中に規定することと爲し、右條例は之を廢止したり（大正十年四月法律第四十四號）。

更に又大藏省證券に代るべき一時借入金に關しては、從來會計法中に全然其の規定を缺如し、明治二十七年法律第十六號「國庫金出納上一時貸借ニ關スル件」中に之を規定せしが、之れ亦前述の理由に依り、大藏省證券と併せて之を改正會計法第六條中に規定したり。而して右法律第十六號中其の他の部分は、預金制度採用の結果當然其の必要なきに至るものなるが故に、右法律は改正會計法の施行と同時に之を廢止したり（會計法附則第二項）。今改正會計法第六條の規定を抄出すれば左の如し。

> 政府ハ國庫金出納上必要アルトキハ大藏省證券ヲ發行シ又ハ日本銀行ヨリ借入ヲ爲スコトヲ得
>
> 大藏省證券及借入金ハ當該年度ノ歲入ヲ以テ之ヲ償還スヘシ

第二項　支出に關する規定の整理

從來の會計法規に對し最も多く整理的改正を加へられしものは卽ち支出に關する規定にして、今其の主要なる點を述ぶれば左の如し。

第一　資金前渡に關する規定

舊會計法に於ては主任の官吏に對する現金前渡と銀行に對する現金前渡とを併せ規定し、且つ其の現金前渡を許す場合は之を同法中に列擧せしを以て（第十五條第二項）、從來之が改正追加は必ず會計法の改正又は特別法の制定を要せしが、時勢の變遷に應じて屢〻現金前渡を許すべき場合に改正を加ふるの必要あるのみならず、之を勅令の規定に讓るも別段の支障なかるべきを以て、改正會計法に於ては官吏に前渡の場合と銀行に前渡の場合とを區別し、前者に就ては第十七條に於て『國務大臣ハ勅令ヲ以テ定ムル經費ニ限リ主任ノ官吏ヲシテ現金支拂ヲ爲サシムル爲勅令ノ定ムル所ニ依リ之カ資金ヲ當該官吏ニ交付スルコトヲ得』と規定し、以て資金前渡を許すべき場合竝に其の資金交付の方法等は、之を勅令の規定に讓ることと爲し、又後者に就ては第十八條に於て『國務大臣ハ日本銀行ニ命シ國債ノ元利拂ヲ爲サシムル爲之カ資金ヲ日本銀行ニ交付スルコトヲ得』と定め、銀行に對する資金前渡は日本銀行に對し國債の元利拂の爲にする場合に限定することと爲したり。而して前揭第十七條の規定に基き改正會計規則に於て、主任の官吏に資金前渡を許すべき經費の種類を詳細に列擧すると共に（第五十七條）、之が前渡の方法に關する制限を定め（第五十八條）、更に又出納官吏事務規程第三

章に於ては、其の交付を受けたる資金の出納・保管に關する資金前渡官吏の取扱手續に關し、詳細なる規定を設けたり。

第二　繰替拂に關する規定

繰替拂の制度に就ては、舊會計法に於ては何等之に關する規定を存することなく、唯同法第二十三條但書の解釋上、當然勅令を以て之に關する規定を設くるを得るものとして、此の解釋に基き從來屢〻勅令を以て繰替拂を許す場合を定め來りしものなるが、斯かる繰替拂の法律上の性質及之が當否に就ては頗る異論の存する所なりしを以て、改正會計法は其の第十九條第一項に於て『國務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ現金支拂ヲ爲サシムル爲當該官吏ヲシテ其ノ保管ニ係ル歳入金歳出金又ハ歳入歳出外現金ヲ繰替使用セシムルコトヲ得』と規定して從來の疑義を一掃し、以て勅令の規定に依り此等繰替拂を許すことを得るの趣旨を明確にすると共に、右の規定に基き改正會計規則に於て、繰替拂を許すべき場合及之が範圍に關する規定を設けたり(第六十二條及第六十三條)。

第三　前金拂及概算拂に關する規定

從來は舊會計法第二十三條但書中に所謂前金渡なる語を以て、現金前渡・前金拂及前金渡の三者を包含するものと解し、現金前渡竝に同法第二十五條に規定する事項の外は、前金拂及前金渡を許す場合は勅令を以て之を規定したり。然れども此等前金拂及前金渡なる語句の意味は錯雜して頗る明確を缺く點あるのみならず、第二十三條但書中の前金渡なる語句を上述の如く廣義に解釋するは甚だ困難なるを以て、改正會計法は此等の點に改正を加へ、從來の現金前渡・前金渡・前金拂の三者の中、特別の性質を有する現金前渡は前述の如く資金前渡と稱して全然之を分離すると共に、後の二者は之を

合して前金拂と改稱したり。而して此の前金拂に關しては其の第二十一條に於て『國務大臣ハ勅令ヲ以テ定メタル場合ニ限リ前金拂又ハ概算拂ヲ爲スコトヲ得但シ軍艦・兵器・彈藥若ハ外國ヨリ直接購入スル機械圖書ノ代價及官公署ニ對シ支拂フヘキ經費ヲ除クノ外物件ノ製造若ハ買入又ハ工事ニ付テハ此ノ限ニ在ラス』と規定し、以て勅令の規定に依り前金拂を爲すことを得べき根據を明確にしたり。右の規定に基き改正會計規則第五十九條に於て、前金拂を許すべき多數の場合を列擧規定せしが、之れ多くは從來特別の法令を以て規定せし所のものとす。

次に概算渡に就ても從來舊會計法第二十三條但書の規定の推理上、法律又は勅令を以て之を許す場合を規定せしが、之に就ても必ず勅令に依らざるべからざる積極的理由に至りては、法律上の根據稍〻薄弱なるを免れざりしを以て、改正會計法に於ては之を概算拂と改稱すると同時に、前揭の如く前金拂と共に第二十一條中に之が規定を設けたり。而して右の規定に基き概算拂を許すべき經費の種類は、改正會計規則第六十條に於て之を規定せしが、之れ亦從來特別の勅令を以て認められし所を綜合せしに外ならざるものとす。

第四　渡切經費に關する規定

渡切の經費に就ては從來會計法又は會計規則中にも何等根本的規定を設けしものなく、或は勅令を以て之を許すべき場合を定め、或は其の規定を缺くものありて、其の法制上の根據に就き甚しく明晰を缺けるのみならず、此の種の經費に對し會計檢査院は檢査を爲すべきものなりや否やに就ても疑ありて、法制上缺點と認められし所少からざりき。改正會計法は此の點に鑑み第二十二條に於て之に關する原則を定めて『國務大臣ハ特殊ノ經理ヲ必要トスル場合ニ限リ勅令ノ定ムル所ニ依リ各

廳事務費ノ全部又ハ一部ヲ主務官吏ニ對シ渡切ヲ以テ支給スルコトヲ得』と爲したり。玆に於てか渡切經費は將來必ず勅令の規定に依らざるべからざることとなりしと同時に、其の性質は主務官吏に對し支給するものにして、隨つて其の金額は會計檢査院の檢査を要せざるものなること明かとなれり。右會計法の規定に基き改正會計規則第六十一條に於て、渡切を以て支給し得べき經費の範圍其の他の點に關して規定を設けたり。

第五　過年度支出に關する規定

過年度支出に關しては從來會計法中に何等規定する所なく、會計規則に於て始めて之に關する規定を設けたり（第六十條及第六十二條）。然れども過年度支出なるものは、各年度に於て決定したる經費の定額を以て、他の年度に屬すべき經費に充つることを得ずとの會計法上の原則に對する例外を爲すものなるが故に、之が規定は法律を以て定むるを相當なりと認め、改正會計法は第二十九條に於て『過年度ニ屬スル經費ハ現年度定額ヨリ支出スヘシ但シ豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキモノヲ除クノ外其ノ經費所屬年度ノ每項定額中不用ト爲リタル金額ヲ超過スルコトヲ得ス』と規定したり。而して右規定は舊會計規則第六十條及第六十二條の規定を其の儘會計法に移せしものにして、規定の內容に就ては何等の變更ありしものに非ざるなり。

第三項　定額戻入の範圍の擴張

舊會計法第二十三條の規定に依れば、歲出の定額に戻入ることを許すは、法律勅令に依り前金渡・概算渡・繰替拂を爲したる場合に於ける返納金に限られ、誤拂・過渡となりたる金額の返納に就ては、支出上の嚴正を維持するが爲め總て現年度の歲入に組入れしめ、之を定額に戻入るるを許さざるの制度なりき。然れども斯くの如きは其の取締嚴格に過ぎて、之が爲め往々豫算定額の使用上に不便を生じ、經理上困難を來すの弊あるを以て、改正會計法に於ては勅令を以て適當の制限を加ふることとして、大體之が定額戻入を認むることと爲し、第三十條に於て『出納ノ完結シタル年度ニ屬スル收入其ノ他豫算外ノ收入ハ總テ現年度ノ歲入ニ組入ルヘシ但シ支出濟歲出ノ返納金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各之ヲ拂ヒタル經費ノ定額ニ戻入ルルコトヲ得』と規定したり。而して右の規定に基き改正會計規則は其の第八十一條に於て、重大なる過失に依り誤拂・過渡となりたる金額は定額戻入を許さざる旨を規定し、以て支出官の不注意に對する取締の方法を講ずると共に、第八十二條乃至第八十四條に於て定額戻入に關する取扱規定を設け、更に支出官事務規程（大正十一年一月大藏省令第一號）第二十七條に於て之が手續に關して規定したり。

第四項　豫算及決算書類に關する規定の改正

舊會計法に於ては總豫算竝に總決算に添附して帝國議會に提出すべき文書中に、歲入豫算明細書及歲入決算明細書を包含せしめざるも（第六條及第十七條、多年の慣行として此等の書類をも提出するの例なるを以て、改正會計法に於ては實際上の取扱に從ひ、此等の書類をも添附すべきことを規定したり（第八條及第二十五條）。又舊會計法の規定に依り、從來は總決算の添附書類として各特別會計計算書を提出せしも、此等の計算書は其の中作業會計に屬するものを除くの外は、單に歲入歲出の款項を揭記するに止まり、其の內容は各特別會計歲入歲出決算書と全然同一にして、重複して之を調製提出

するの必要なきを以て、改正會計法に於ては總決算の添附書類中より之を削除したり（第二十五條）。右の外尚舊會計法に於て總決算の樣式として規定せる事項中には、歲入の部に於て『不納缺損額』及歲出の部に於て『不用額』を包含せざるも（第十六條）、前者は從來規定なくして實行せる所に係り、又後者は新に之を揭載するを適當と認め、改正會計法に於ては此等の事項を總決算の樣式中に加へたり（第二十四條）。

第四節　會計法規の改定

前節に於て述べたる如くにして、改正會計法は大正十一年四月一日を以て實施せられ、我國會計制度は玆に根本的の改新を行はれしが、爾來本制度に關する根本的規定たる會計法及會計規則に就ては、大正年間に於ては何等の改正をも行はるることなかりしと雖も、此等の根本法令に基きて制定せられたる各種の事務取扱規程は、爾後必要に應じて屢〻其の一部に改正を加へらるると共に、又會計制度に關する特別規定にして、改正制度實施後新に制定せられしものを存したり。今本節に於ては改正會計制度實施以後大正末年度に至る間に於ける、此等諸規定の改正又は新設に就き、其の主要なるものを說述すべし。

會計制度の改正と同時に制定せられたる各種の事務取扱規程中、一般會計制度に直接最も關係深きものは支出官事務規程・出納官吏事務規程・日本銀行國庫金取扱規程の三者にして、其の規定の全文は之を前節中に揭載せしが、此等の中支出官事務規程及出納官吏事務規程の兩者は、大正十五年三月日本銀行特扱代理店の設置に伴ひ、何れも其の一部を改正せられ、尋いで昭和元年十二月に至り健康保險特別會計法の實施に伴ひ更に其の一部に改正を加へられたり。又日本銀行國庫金取扱規程は大正十四年四月預金部預金法の制定實施に伴ひ、其の一部を改正せられしが、翌大正十五年三月に至り、樺太及沖繩縣等僻阪の地方に於ける國庫事務取扱上の利便を圖る爲め、日本銀行特扱代理店の制度を設けられしと、預金部預金取扱規程の改正せられしとに伴ひ、其の一部に改正を施され、尋いで昭和元年十二月健康保險特別會計法の實施に伴ひ更に其の一部に改正を加へられたり。今順次以上の三規程に對する上述改正の全文を揭ぐれば左の如し。

第一　支出官事務規程

（一）大藏省令第六號（大正十五年三月二十九日）

支出官事務規程中左ノ通改正ス

第八條中「關東長官」ノ下ニ「、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官」ヲ加フ

第二十條ノ二　第十四條第一項ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テハ其ノ小切手ノ裏面ニ第六號ノ二書式ニ依リ記入ヲ爲シ第六號ノ三書式ノ金額氏名表ヲ添附スヘシ

第二十七條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ場合ニ於テ返納人小切手ノ支拂店以外ノ日本銀行ニ拂込ヲ爲シタルトキハ至急ニ定額戻入ヲ要スルモノニ付テハ當該告知書ノ表面餘白ニ「電信戻入」ヲ朱書スヘシ

第二十八條　支出官日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ヨリ支拂濟ニ係ル小切手振出通知書ヲ添ヘ歲出金月計突合表又ハ歲出支拂未濟繰越金月計突合表ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査

シ證明ノ上五日内ニ之ヲ統轄店又ハ特扱代理店ニ返付スヘシ但シ相違アル點ニ付テハ其ノ事由ヲ附記スルモノトス

前項ノ規定ニ依リ統轄店ニ返付スル場合ニ於テハ小切手ノ支拂店ヲ經由スヘシ

第三十七條中「之ヲ小切手ノ支拂店ニ送付スヘシ」ヲ「之ヲ日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ニ送付スヘシ」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ニ依リ統轄店ニ送付スル場合ニ於テハ小切手ノ支拂店ヲ經由スヘシ

附　則

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

（書式省略）

（二）大藏省令第一號（昭和元年十二月二十八日）

支出官事務規程中左ノ通改正ス

第四節　俸給支拂、國庫納金、健康保險料被保險者負擔金及相殺ノ爲ニ振出ス小切手

第二十四條ノ二　前條ノ規定ハ支出官カ健康保險法施行令第九十八條ノ規定ニ依リ被保險者ノ負擔スヘキ保險料ヲ其ノ支拂フヘキ報酬ヨリ控除スル場合ニ之ヲ準用ス但シ前條第二項中「國庫納金」トアルハ「健康保險料被保險者負擔金」トス

附　則

本令ハ昭和二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二　出納官吏事務規程

（一）大藏省令第七號（大正十五年三月二十九日）

出納官吏事務規程中左ノ通改正ス

第十二條中「關東長官」ノ下ニ「南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官」ヲ加フ

第二十六條ノ二　本章ノ規定ニ依リ資金前渡官吏ノ振出ス小切手ニハ其ノ表面餘白ニ「預託金」ノ印ヲ押捺スヘシ

第三十六條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ニ依ル納入ノ告知ニシテ前任出納官吏ノ小切手振出ニ係ルモノナルトキハ前項ノ小切手表面餘白ニ「前任出納官吏何某振出ニ係ル分」ト記載スヘシ

第四十九條　資金前渡官吏日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ヨリ預託金拂込書竝支拂濟小切手ノ番號及金額ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ預託金月計突合表ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ證明ノ上五日内ニ之ヲ統轄店又ハ特扱代理店ニ返付スヘシ但シ相違アル點ニ付テハ其ノ事由ヲ附記スルモノトス

前項ノ規定ニ依リ統轄店ニ返付スル場合ニ於テハ小切手ノ支拂店ヲ經由スヘシ

第五十七條中「第二十六條」ノ下ニ「第二十六條ノ二、」ヲ加フ

第七十一條中「之ヲ日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ニ送付スヘシ」ヲ「之ヲ日本銀行統轄店ニ送付スヘシ」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ニ依リ統轄店ニ送付スル場合ニ於テハ小切手ノ支拂店ヲ經由スヘシ

第七十二條中「預託金ニ戻入ヲ請求スヘシ」ノ下ニ「其ノ小切手振出日附後一年ヲ經過シ仍支拂ヲ

了セサルモノニ付亦同シ」ヲ加フ

附　則

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(二)大藏省令第二號(昭和元年十二月二十八日)

出納官吏事務規程中左ノ通改正ス

第三十二條ノ二　資金前渡官吏健康保險ノ被保險者ニ報酬ノ支拂ヲ爲サムトスルトキハ其ノ報酬額ヨリ被保險者ノ負擔スヘキ保險料ヲ控除シタル殘額ノ支拂ヲ爲シ其ノ領收證書ヲ徵スヘシ

第四十三條ノ二　前條ノ規定ハ資金前渡官吏第三十二條ノ二ノ手續ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス但シ健康保險料被保險者負擔金表ハ第五號ノ二書式ニ依ル

第四十七條中「前四條」ヲ「前五條」ニ改ム

第四十八條中「國庫納金ノ印」ヲ「國庫納金、第四十三條ノ二ノ場合ニ於テハ「健康保險料被保險者負擔金」ノ印」ニ改ム

附　則

本令ハ昭和二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(書式省略)

第三　日本銀行國庫金取扱規程

(一)大藏省令第六號(大正十四年四月一日)

日本銀行國庫金取扱規程中左ノ通改正ス

第五十三條中「第六條又ハ」及「預金購入有價證券利子受入通知書、預金購入有價證券償還金受入通知書」ヲ削ル

第五十五條中「預ケ入ヨリ預金部預金拂戻請求書ノ提出ヲ受ケタルトキ又ハ預金部預金取扱規程第十條ノ規定ニ依リ」ヲ削ル

第八十一條　預金部內譯帳ニハ左ノ種別及口座ヲ設ケ預金部ノ受拂額ヲ記入スヘシ

一　預金部預金法第二條ノ規定ニ依ル預金及官廳ノ預金ハ取扱廳取扱主任官別ノ口座

二　會計規則第百二十一條ノ規定ニ依ル預金ハ保管金、供託金ノ種別及取扱廳取扱主任官別ノ口座

三　各特別會計資金ノ預金ハ大藏大臣ノ定ムル種別及口座

四　其ノ他ノ預金ハ預ケ入別ノ口座

日本銀行本店ニ備フル預金部內譯帳ニハ前項ニ規定スルモノノ外大藏大臣ノ定ムル口座ヲ設ケ預金部資金ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第九十二條中「預金規則第一條第三號、貯蓄債券法第七條及明治三十九年勅令第二百十一號」ヲ「官廳」ニ改メ「除キタルモノヲ」ヲ削ル

第五號、第七號及第八號書式中「(又ハ何々理事若ハ何々總代)」ヲ「(又ハ何々理事者)」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

預金部預金法附則第四項ニ規定スル預金ニシテ本令施行後三月内ニ受拂ヲ爲スモノニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

(二)大藏省令第十二號(大正十五年三月二十九日)

日本銀行國庫金取扱規程中左ノ通改正ス

第三條第二項ヲ左ノ如ク改ム

日本銀行ハ前項ノ所屬店中特ニ必要アルモノヲ特扱店ト爲スコトヲ得

第一項ノ統轄店及其ノ所屬店竝前項ノ特扱店ハ日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

第二十一條中「日本銀行ハ」ヲ「日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ハ自店及其ノ所屬代理店(特扱代理店ヲ除ク)ノ取扱ニ係ル」ニ改ム

第二十二條中「日本銀行ハ其ノ取扱ニ係ル」ヲ「日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ハ自店及其ノ所屬代理店(特扱代理店ヲ除ク)ノ取扱ニ係ル」ニ、但書中「代理店」ヲ「特扱代理店」ニ改メ第二項ヲ削ル

第二十八條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ該告知書ニ電信戻入ヲ要スル旨ノ記載アルトキハ電信ヲ以テ之カ通知ヲ爲スモノトス

第三十條　日本銀行ハ支出官ノ振出シタル小切手ニシテ毎年度所屬歳出金ノ支拂ヲ爲シ得ル期間内ニ支拂ヲ了セサルモノノ金額ヲ小切手振出濟通知書ニ依リ算出シ特扱代理店以外ノ代理店ハ其ノ金額ヲ所轄統轄店ニ報告スヘシ

統轄店又ハ特扱代理店ハ前項ノ規定ニ依リ自店及其ノ所屬代理店ニ於テ算出シタル金額ヲ翌年度ヘ繰越整理スル爲前年度所屬歳出金トシテ拂出シ之ヲ歳出支拂未濟繰越金トシテ受入整理スヘシ

第三十一條　日本銀行前條ノ手續ヲ爲シタル後前年度所屬ニ係ル小切手ニ對シ支拂ヲ爲ス場合ニ於テ統轄店又ハ特扱代理店ハ前條ノ歳出支拂未濟繰越金ヨリ代理店(特扱代理店ヲ除ク)ニ於テハ支拂豫算額ヨリ拂出スヘシ

前項ノ規定ニ依リ代理店ニ於テ支拂豫算額ヨリ拂出シタル金額ハ所轄統轄店ニ於テ歳出支拂未濟繰越金ヨリ拂出スヘシ

第三十二條　第三十條ノ歳出支拂未濟繰越金ニシテ第二十一條ノ規定ニ依リ歳入ニ組入ノ手續ヲ爲スモノニ付テハ小切手振出濟通知書ニ依リ日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ニ於テ之カ拂出ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十三條中「支出官ニ送付シ」ノ下ニ「小切手ノ交付ヲ受ケタル日本銀行カ代理店ナルトキハ其ノ所轄統轄店、統轄店ナルトキハ自店ニ於テ」ヲ加フ

第三十八條中「其ノ裏面」ノ下ニ「又ハ金額氏名表」ヲ加フ

第四十條　第三十五條、第三十七條又ハ第三十八條ノ規定ニ依リ支拂ヲ了シタルトキハ其ノ拂ヲ爲シタル日本銀行カ代理店ナルトキハ其ノ所轄統轄店、統轄店ナルトキハ自店ニ於テ其ノ金額ヲ隔地拂資金ヨリ拂出整理スヘシ

第四十三條中「資金ハ」ノ下ニ「日本銀行統轄店ニ於テ自店及其ノ所屬代理店ノ取扱ニ係ル」ヲ加フ

第四十四條中「日本銀行ハ其ノ取扱ニ係ル」ヲ「日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ハ自店及其ノ所屬

代理店(特扱代理店ヲ除ク)ノ取扱ニ係ル」ニ改メ但書中「代理店」ヲ「特扱代理店」ニ改ム

第四十八條中「第四十條及第四十一條」ヲ「第四十條、第四十一條及第四十二條第一項、第二項」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

日本銀行前項ノ規定ニ依リ隔地ノ受取人ニ對シ送金支拂ノ手續ヲ爲シタルモノニシテ小切手振出日附後一年ヲ經過シ仍支拂ヲ了セサルモノニ付テハ其ノ振出年月日、番號、金額及債主名ヲ當該出納官吏ニ報告スヘシ

第五十一條中「日本銀行ハ其ノ取扱ニ係ル」ヲ「日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ハ自店及其ノ所屬代理店(特扱代理店ヲ除ク)ノ取扱ニ係ル」ニ改メ但書中「代理店」ヲ「特扱代理店」ニ改ム

第五十二條第一項ヲ左ノ如ク改ム

日本銀行預金部預金取扱規程第四條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金部預金拂込書ヲ添ヘ現金ノ拂込ヲ受ケタルトキハ定期預金ニ在リテハ第五號書式ノ預金部預金領收證書ヲ、其ノ他ノ預金ニ在リテハ第五號ノ二書式ノ預金部預金領收證書ヲ預ケ人ニ交付スヘシ

第五十五條第一項ヲ左ノ如ク改ム

日本銀行預金部預金取扱規程第九條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金部預金拂戻請求書ノ提出又ハ小切手ノ呈示ヲ受ケタルトキハ預ケ人ノ預金額ヲ限度トシテ之カ支拂ヲ爲スヘシ但シ定期預金ノ期限前拂戻ニ付テハ大藏省預金部ノ指揮ヲ受クヘシ

第五十五條ノ二　日本銀行預金部預金取扱規程第八條ノ二第一項ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金部定期預金更新通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ當該定期預金更新ノ手續ヲ爲スヘシ

期限到來ノ日迄前項通知書ノ送付ナキトキハ其ノ金額ヲ普通預金ニ組入レ第六號ノ二書式ノ預金部普通預金組入通知書ヲ預ケ人ニ交付スヘシ

第五十六條中「第二十三條第二項」ヲ「第二十三條」ニ改メ第五十八條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第四十八條第二項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ隔地ノ受取人ニ對シ送金支拂ノ手續ヲ爲シタルモノニ付之ヲ準用ス

第五十九條　日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ハ毎年四月十日迄ニ預金部預金取扱規程第十三條本文ノ規定ニ依リ普通預金ノ利子ヲ元金ニ組入レ第七號書式ノ預金利子元加通知書ヲ預ケ人ニ交付スヘシ

前項ノ規定ニ依リ統轄店カ預金利子元加通知書ヲ交付スル場合ニ於テ自店カ預金取扱店ニ非サルトキハ其ノ預金取扱店ヲ經由スヘシ

日本銀行ハ預金部預金取扱規程第十三條但書ノ場合ニ於テハ利子ヲ元金ニ組入レ拂戻ノ手續ヲ爲スヘシ

第一項及前項ノ場合ニ於テ預ケ人ヨリ預金部預金領收證書ノ請求ヲ受ケタルトキハ元加利子ニ相當スル金額ノ預金部預金領收證書ヲ交付スヘシ

第五十九條ノ二　日本銀行ハ預金部預金取扱規程第十三條ノ二第一項ノ規定ニ依リ預金部預金利子ヲ預ケ入ニ支拂フヘシ

預金部預金取扱規程第十三條ノ二第二項ノ場合ニ於テハ日本銀行ハ當該定期預金ノ利子ヲ

預ケ人ノ普通預金ニ組入レ第七號ノ二書式ノ預金部預金利子組入通知書ヲ預ケ人ニ交付スヘシ

前條第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十五條中「日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ハ自店及其ノ所屬代理店(特扱代理店ヲ除ク)ノ取扱ニ係ル」ヲ「日本銀行統轄店ハ其ノ取扱ニ係ル」ニ改メ但書中「代理店」ヲ「特扱代理店」ニ改ム

第七十條第二項中「日本銀行統轄店」ヲ「特扱代理店所轄日本銀行統轄店」ニ、「第六號及第八號乃至第十五號ノ帳簿ハ日本銀行統轄店ニ、第六號、第八號、第九號及第十一號乃至第十三號ノ帳簿ハ日本銀行特扱代理店ニ、第十四號及第十五號ノ帳簿ハ日本銀行各店ニ」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

日本銀行ハ支拂元受高ヲ要スル特別會計、預金部預金及預託金ノ受拂殘額ヲ明瞭ナラシムル爲適宜ノ帳簿ヲ設クヘシ

第七十五條中「所屬代理店」ヲ「所屬特扱代理店」ニ改ム

第七十八條中「年度、會計、所管廳、支出官別」ヲ「統轄店別」ニ改ム

第八十一條第一項第一號乃至第四號ヲ左ノ如ク改ム

一　預金部預金法第二條ノ規定ニ依ル預金ハ預ケ人ノ口座

二　會計規則第百二十一條ノ規定ニ依ル預金ハ保管金、供託金ノ種別及預ケ人、取扱主任官別ノ口座

三　其ノ他ノ預金ハ大藏大臣ノ定ムル種別及口座

第八十二條中第四號及第五號ヲ左ノ如ク改ム

四　第六號ノ帳簿ニハ統轄店自店及其ノ所屬代理店ノ取扱ヒタル收入額ハ所屬年度毎ニ別表ニ調製スルモノトス

五　第七號ノ帳簿ニハ所屬特扱代理店毎日ノ報告額

第八十六條中左ノ如ク改ム

十二　削除

十三　削除

第八十八條　歲入金月計突合表ハ日本銀行統轄店ニ於テ自店及其ノ所屬代理店ノ取扱ヒタル收入額及其ノ累計額ヲ揭ケ毎月二通ヲ調製シ翌月七日迄ニ到達ノ日取ヲ以テ歲入徵收官ニ送付シ其ノ一通ニ證明ヲ受ケ之カ返付ヲ受クヘシ但シ第十九條ノ規定ニ依リ取扱ヒタル收入額ハ所屬年度毎ニ別表ニ調製スルモノトス

第八十九條　歲出金月計突合表ハ日本銀行統轄店ニ於テ自店及其ノ所屬代理店(特扱代理店ヲ除ク)ノ取扱ヒタル小切手支拂額、支拂元受高(支拂元受高ヲ要スル特別會計ノ歲出金月計突合表ニ限ル)、其ノ累計額及支拂未濟額ヲ揭ケ毎月之ヲ調製シ支拂濟ニ係ル小切手振出濟通知書ヲ添ヘ翌月七日迄ニ到達ノ日取ヲ以テ支出官ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

第九十條　歲出支拂未濟繰越金月計突合表ハ日本銀行統轄店ニ於テ自店及其ノ所屬代理店(特扱代理店ヲ除ク)ノ取扱ヒタル歲出支拂未濟繰越金ノ越高、受入額、支拂額及殘額ヲ揭ケ毎月之ヲ調製シ支拂濟ニ係ル小切手振出濟通知書ヲ添ヘ翌月七日迄ニ到達ノ日取ヲ以テ支出官ニ

送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

第九十一條　預託金月計突合表ハ日本銀行統轄店ニ於テ自店及其ノ所屬代理店(特扱代理店ヲ除ク)ノ取扱ヒタル預託金ノ越高、受拂額及殘額ヲ掲ケ毎月之ヲ調製シ預託金拂込書及支拂濟小切手ノ番號及金額ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ翌月七日迄ニ到達ノ日取ヲ以テ出納官吏ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

第九十二條　預金部預金月計突合表ハ日本銀行統轄店ニ於テ自店及其ノ所屬代理店(特扱代理店ヲ除ク)ノ取扱ヒタル預金部預金ノ越高受拂額及殘額ヲ掲ケ毎月之ヲ調製シ預金部預金拂込書、預金部預金拂戻請求書竝支拂濟小切手ノ番號及金額ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ翌月七日迄ニ到達ノ日取ヲ以テ大藏大臣ノ指定スル官吏ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

第九十二條ノ二　特扱代理店ハ其ノ取扱ヒタル歳出金、歳出支拂未濟繰越金、預託金及預金部預金ノ月計突合表ヲ調製シ其ノ證明ヲ受クヘシ

前四條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十三條　預金部受拂計算表ハ日本銀行統轄店ニ於テ自店及其ノ所屬代理店ノ取扱ヒタル預金部預金ノ受拂額中第九十二條ノ月計突合表ニ掲ケサルモノヲ掲ケ毎月之ヲ調製シ預金部預金拂込書、預金部預金拂戻請求書及支拂濟小切手ノ番號及金額ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ翌月七日迄ニ到達ノ日取ヲ以テ大藏大臣ノ指定スル官吏ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

第九十四條　某月出納計算書ハ毎月日本銀行各店ニ於テ取扱ヒタル國庫金ノ出納額、收入額及小切手支拂額ヲ掲ケ日本銀行本店ニ於テ二通ヲ調製シ一通ニハ左ノ附屬書類ヲ添附シ翌月中ニ之ヲ大藏省ニ提出シ一通ハ之ヲ保存スヘシ

一　國庫金ノ出納ニ關スル各種月計突合表ノ副本

二　歳入金及歳出金ノ出納計算ニ付テハ一會計年度ヲ四期ニ分チ(年度經過後整理期間末ヲ合セテ五回)各統轄店別ニ自店及其ノ所屬代理店ノ取扱ヒタル收入額及小切手支拂額ヲ掲ケタル某月歳入金及歳出金ノ內譯表

三　歳入金、歳出金以外ノ國庫金ノ出納計算ニ付テハ一會計年度ヲ四期ニ分チ各統轄店別ニ自店及其ノ所屬代理店ノ取扱ヒタル國庫金ニ付國庫計算科目別受拂額ヲ掲ケタル內譯表

四　歳入金、歳出金以外ノ國庫金ノ出納計算ニ付テハ前號ノ外當該年度內ニ於ケル國庫金ノ出納額ヲ掲ケタル歳入外歳出外ノ國庫金出納ノ內譯表

前項附屬書類ノ樣式及記入ノ方法竝之カ提出時期ハ別ニ之ヲ定ム

第九十六條中「期間內ニ到達シタルモノニ付テハ」ノ下ニ「當該店ニ於テ受付ヲ爲シタル日附ニ依リ」ヲ加フ

第九十七條中「送付ヲ受ケタルトキハ」ノ下ニ「當該店ニ於テ受付ヲ爲シタル日附ニ依リ」ヲ加フ

別表「第五號書式」ヲ「第五號ノ二書式」ニ改ム

別表第十四號書式乃至第十九號書式ヲ別表ノ如ク改ム

附　則

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年度ニ屬スル某月歳入金内譯表及某月歳出金内譯表ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

（書式省略）

(三)大藏省令第三號（昭和元年十二月二十八日）

日本銀行國庫金取扱規程中左ノ通改正ス

第十七條中「國庫納金」又ハ「相殺額ニヲ」「國庫納金」「健康保險料被保險者負擔金」又ハ「相殺額ニ」ニ改ム

附　則

本令ハ昭和二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

次に改正會計制度の實施以後に於て、會計規則の規定に基きて新に特別の規定を制定し、或は又特別の事由に基き會計規則に對する例外の規定を設けしものあり、今左に其の主要なるものを掲ぐべし。

會計規則に於ては法律勅令の規定に依り問屋業者に販賣を委託するときは、隨意契約に依ることを得る旨を定めたりと雖も（第百十四條第一項第二十三號）、之に對し問屋業者に販賣を委託することを得べき場合の規定は、未だ之を存せざりしを以て、大正十二年六月勅令第二百九十九號を以て、左の如く委託販賣を許す場合を定めたり。

勅令第二百九十九號（大正十二年六月七日）

政府ニ於テ物品ヲ販賣スルトキハ左ノ場合ニ限リ問屋業者ニ其ノ販賣ヲ委託スルコトヲ得

一　輸出ノ目的ヲ以テ物品ヲ販賣スルトキ

二　專賣品又ハ其ノ副產物ヲ販賣スルトキ

三　林產物又ハ鑛產物ヲ販賣スルトキ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正二年勅令第二百八十號ハ之ヲ廢止ス

〔參照〕大正二年勅令第二百八十號ハ臘虎及臘鮨獸ノ獸皮賣却隨意契約ノ件ナリ。

又會計規則第三十九條は、勅令を以て指定したる費途に對しては、大藏大臣の承認を經るに非ざれば之に他の費途の金額を流用することを得ざる旨を定めしが、同規則施行後も未だ右の規定に基き斯かる費途を指定することなかりしを以て、大正十二年六月に至り勅令第三百五號を以て、左の如く之を指定したり。

勅令第三百五號（大正十二年六月十三日）

左ノ名稱ノ費途ニハ大藏大臣ノ承認ヲ經ルニ非サレハ他ノ費途ノ金額ヲ流用スルコトヲ得ス

一　俸給

二　機密費

三　交際費

四　宴會費

五　接待費

六　渡切費
七　新營費
八　補助費

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年九月一日關東地方に震災勃發の結果、會計に關する一般の例則に據りて處理し難き場合あるべきを慮り、同年九月勅令第四百六號を以て左の如く會計規則等に對する例外規定を設けたり。

勅令第四百六號（大正十二年九月七日）

震災ニ基ク特別ノ事情ニ因リ必要アル場合ニ於テハ大藏大臣ハ會計規則其ノ他ノ收入支出ニ關スル命令ノ規定ニ對シ特例ヲ設クルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

而して右勅令の規定に基き同年十月大藏省令第二十四號を以て、會計規則中契約に關する規定に對し左の如き特例を設けたり。

大藏省令第二十四號（大正十二年十二月二十日）

大正十二年勅令第四百六號ニ依リ會計規則ニ對スル特例左ノ通定ム

第一條　左ノ場合ニ於テハ當分ノ內指名競爭ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

一　震災救護ニ要スル物件ノ賣買貸借ヲ爲ストキ
二　震災地ニ於ケル工作物ノ修繕其ノ他應急工事ノ請負ヲ爲サシムルトキ
三　震災ニ基ク應急ノ必要ニ依リ物件ノ買入若ハ借入ヲ爲シ又ハ加工ヲ爲サシムルトキ
四　臨時物資供給令第一條ノ規定ニ依リ物資ノ買入若ハ賣渡ヲ爲シ、加工ヲ爲サシメ之カ貯藏ノ爲倉庫ヲ借入レ又ハ他人ニ委託シテ之カ買入若ハ賣渡ヲ爲ストキ
五　震災地ニ於ケル供給ノ圓滑ヲ計ル目的ヲ以テ土木又ハ建築ノ用ニ供スル材料ノ加工又ハ貯藏ヲ爲ス者ニ對シ震災地ニ於テ三年內ノ期間ヲ以テ國有地ノ貸付ヲ爲ストキ

第二條　前條ノ規定ニ依リ又ハ震災地ニ於テ指名競爭ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ルトキハ會計規則第八十五條ニ規定スル契約書ノ作成ヲ省略シ當該官吏ノ指令ニ對シ相手方ノ提出スル請書ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得但シ不動產ノ賣買貸借ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ請書ニハ契約ノ目的、履行期限、保證金額、契約違反ノ場合ニ於ケル保證金ノ處分、危險ノ負擔其ノ他必要ナル事項ヲ詳細ニ記載スルコトヲ要ス

第三條　震災ニ基ク特別ノ事情ニ因リ必要アル場合ニ於テハ大正十三年三月三十一日限リ會計規則第九十三條ノ規定ニ拘ラス工事又ハ製造ニ付其ノ既濟部分ノ全額迄ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

附　則

本令ハ大正十二年勅令第四百六號施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス

右の特例は爾後緊急を要する事情の漸次緩和せらるるに伴ひて其の必要を見ざることとなり、翌

大正十三年十月に至り、大藏省令第二十三號を以て同年十月十四日限り廢止せられたり。

第二章　特別會計制度

第一節　總說

國家の歳入歳出は總て之を一團として經理するを原則と爲すは、固より言を俟たざる所なりと雖も、諸種の事情に基き、又は特別の必要に據り、斯かる通常一般の會計と其の收支を混同するを許さざるものあり、卽ち斯くの如きものに對しては例外として、一般の會計とは別個に獨立の會計を立て、之が經理を必要とするものにして、明治初年以來現在に至る迄其の事例極めて多し。而して明治二十二年會計法の制定以前に在りては、斯かる特別の會計は之を別途會計と稱せしが、同年二月會計法制定せられ、同法中に於て、特別の須要に因り一般の法規に準據し難きものあるときは、法律を以て特別の會計を設置することを許す規定を設くるに及び、爾後之を特別會計と稱することとなり、右規定に基き各種の特別會計相次ぎて設置又は改廢せられたり。今左に其の變遷の概要を略述すべし。

維新の初めに當りては內外多事にして百事悉く草創に屬せしを以て、會計事務の如きも其の緖に就くの遑なく、事に臨みて臨機の處置を施し、未だ一定の成規又は整備せる制度を存することなかりき。是を以て特殊の科目に就き、之を通常一般の會計と區別して、特別の經理を行ふの制度の如きは固より之を存せざりしなり。然るに政府は維新に際して舊幕府又は舊藩より製鐵所·造船所等の諸工場を官收して之が經營に當り、更に又維新後政府の手に依りて新に鐵道·鑛山·製絲場等を創設官行せしもの多數に上りしが、此等各種の官營事業の漸次發達するに從ひ、之に關する諸般の收支を一般

の會計中に混同して整理することは、事業の經營上障碍少からざるを認めしを以て、官業上の收支は一般會計と區分し、別途に會計を立て、別金櫃を設けて之を整理するの方法を設くることと爲し、明治九年九月太政官達を以て作業費區分及受拂例則を制定したり。之れ卽ち別途會計設置の嚆矢にして、他日特別會計制度制定の淵源を爲すものなり。今右例則に依れば、各廳一般の經費中造幣・紙幣・造船・鑛山・鐵道・電信等の諸作業に屬するものを區分して作業費と爲し、通常の經費と混同せざるものとし、此の作業費を更に興業費及營業費に分ち、器械の購入裝置及家屋建築等總て創業に屬する諸費を興業費とし、開業以後平常の事業に屬する諸費を營業費と稱したり。而して作業上直接必要とする諸費用は總て作業費に編入するに反して、作業場を管理する本廳の諸經費は從來の如く通常經費の支辨と爲し、一會計年度間に於ける作業上の收支を差引計算して、收益を生ずるときは之を一般會計に繰入れ、缺損を生するときは營業費中より缺損に立て、一般會計中より缺額の補塡を行ふものとしたり。斯くて富岡製絲場・各所牧畜場・堺製絲場・新町紡績場（以上內務省所管）、造幣寮・紙幣寮（以上大藏省所管）、橫須賀製作所・唐津及兵庫出張所・鹿兒島製造所（以上海軍省所管）、佐渡・生野・小坂・大葛・釜石・三池・秋田の諸鑛山寮支廳・各地鐵道・各所電信局・赤羽製作所・深川セメント製造所・兵庫製作所・長崎製作所・品川硝子製造所（以上工部省所管）の各種官營事業は、右規則に依りて明治九年度以降別途會計を設けらるることとなれり。翌明治十年七月に至り太政官達を以て、右規則に代へて新に作業費出納條例を制定し、以て一層其の規定を詳密と爲し、之を明治十年度より實施し、更に又明治十二年五月開拓使達第五號を以て開拓使作業費出納條例を定め、前述の規則に倣ひ明治十二年度以降開拓使所屬の諸事業の收支を別途會計と爲したり。爾後官營諸事業の廢置變更に從ひ、作業費出納條例に依る別途會計の種類及數にも屢〻增減變更ありしと雖も、今一々之を細說せず。

以上の如くにして別途會計の制度は、明治九年度以後先づ官營諸事業に關して設置せられしが、爾後此等官業以外のものに在りても、其の收支を一般會計と混同するを便宜と爲さざるものに就ては漸次別途に會計を立てて之を整理せしもの少からず。鐵道基金・整理公債金・起業基金・勸業資本金及勸業委託金等各種資金に關するもの、各種直轄學校に關するもの等卽ち之にして、其の數甚だ多し。但し此等の別途會計は、何れも唯其の出納取扱の便宜に出でしものに過ぎざるを以て、或る二三のものを除く外は特に收支會計に關する法規を存することなく、單に必要に應じて整理の手續を內定せしに止まりしなり。

以上述べたる如く一般會計に對して別途に收支の經理を行ひし會計は、明治九年度以降其の數少からざりしと雖も、此等は何れも單に出納取扱の便宜上一般會計と區別せしに過ぎずして、會計制度上一般會計に對する特立の制度として、別途會計なる制度を確立せしものには非ざるなり。然るに明治二十二年二月會計法の制定あり、其の第三十條に於て『特別ノ須要ニ因リ本法ニ準據シ難キモノアルトキハ特別會計ヲ設置スルコトヲ得』と爲し、且つ『特別會計ヲ設置スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ』と規定し、以て會計法上特別會計設置の根據を定むるに及び、茲に始めて特別會計制度の確立を見るに至れり。茲に於てか從來の各種別途會計は明治二十二年度限り總て之を廢止することとなり其の中引續き特別の收支を必要とするもの或は新に特別會計の設置を必要とするものは、前揭會計法の規定に從ひ新に特別會計法を設けて之に據らしめ、其の他は總て一般會計の收支に編入したり。斯くて明治二十三年度に於て新に特別會計を設置せられしものは、造幣局・印刷局・富岡製絲所・電信燈

臺用品製造所・廣島鑛山・官設鐵道等の一般官營作業に關するもの六種、東京砲兵工廠・大阪砲兵工廠・千住製絨所等陸軍作業に關するもの三種、鎭守府造船材料資金・紙幣交換基金・鎖店銀行紙幣交換基金・整理公債金・中央備荒儲蓄金等基金又は資金に關するもの五種、預金局預金・郵便貯金預所貯金及郵便爲替金等官營事業に關するもの二種、帝國大學を始め各種官立學校及圖書館に關するもの十七種、合計三十三種を數へたり。

爾後官營事業の廢止又は資金の減少其の他の理由に因り、特別會計の廢止せられしもの亦少からずと雖も、國運の進歩に伴ひ政府の施設益〻繁多となり、從て特別會計の數は年と共に增加するの傾向を來せり。今各年度に於ける主要なる特別會計廢置の事實を見るに、明治二十六年度に於ては鐵道公債金特別會計の新設及富岡製絲所特別會計の廢止あり、翌二十七年度に於ては新に官設鐵道用品資金特別會計を設置し、又日清戰役の開始に伴ひ臨時事件費の收支に關して特別會計を設けたり。本會計は他の會計と異り特に事件の終局までを一會計年度とするものにして、明治二十九年三月末日限り終結したり。明治二十八年度に於ては營業滿期國立銀行紙幣交換基金及償金の二特別會計を新設し（二十九年度より施行）、三十年度に至り更に葉煙草專賣資金・貨幣整理資金及臺灣總督府の三特別會計を新設したりしが、他方に於て此の間二三の官立學校の廢置あり、結局特別會計の數は明治三十年度末現在に於て四十一に增加したり。

日清戰役の終了後は戰後經營の爲め施設すべき事業漸く多く、爲に特別會計の設置せらるるもの亦頗る多數に上りたり。卽ち鐵道公債金及整理公債金の兩特別會計は明治三十一年度限り廢止せられしも、翌三十二年度に於ては製鐵所・軍艦水雷艇補充基金・教育基金・災害準備基金・森林資金・事業公債及鐵道公債金・北海道官設鐵道用品資金の諸特別會計の設置あり、更に翌三十三年度に於ては新に專賣局・海軍造兵材料資金及在外帝國專管居留地の三特別會計を設置すると共に、三十二年度限り、葉煙草專賣資金・中央備荒儲蓄金及鎖店銀行紙幣交換基金の三特別會計を廢止し、尋いで翌三十四年度限り鎭守府造船材料資金特別會計を廢止すると共に、三十五年度より海軍造船材料資金及臺灣官設鐵道用品資金の二特別會計を設けたり。爾後北海道官設鐵道用品資金・紙幣交換基金及營業滿期國立銀行紙幣交換基金の三特別會計は何れも三十七年度限り廢止せられ、又海軍造船及造兵の兩材料資金特別會計は同じく三十七年度限り併合せられて、新に海軍工廠資金特別會計を設置せられ、更に償金特別會計は三十八年度限り、廣島鑛山特別會計は三十九年度限り何れも廢止せらるる等、多少特別會計の整理を行ふ所ありしが、三十九年度に於て鐵道國有の實行せらるるや、之に伴ひ同年度限り從來の官設鐵道及同用品資金の兩特別會計を廢止すると共に、四十年度より帝國鐵道及同用品資金竝に韓國鐵道及同用品資金の諸特別會計を新設し、更に又日露戰後の國債整理に伴ひ同年度に於て國債整理基金特別會計を新設したり。尙之より曩き明治三十七年日露戰役の勃發するや、之に要する軍事費の收支は前例に倣ひて特別の經理を行ふこととし、事件終局迄を一會計年度とする臨時事件費特別會計を設置せしが、本特別會計は事件の終局に伴ひ明治四十年三月末日限り終結せられたり。然るに他方に於て日清戰後政府は教育事業の擴張に意を用ゐし結果、官立諸學校の新設せらるるもの頗る多く、其の數明治三十三年度に於て三校、三十四年度に於て六校、三十五年度に於て四校、三十八年度に於て二校、三十九年度に於て二校、合計十七校の多きに達したり。而して此等の諸官立學校は何れも其の設置と同時に夫々別個の特別會計を立てられしを以て、爲に特別會計の數は著し

く增加し、結局三十九年度末に於ける特別會計は合計五十九種の多數に上れり。特別會計數の增加せしこと前後を通じて此の時を以て最高とす。

然るに明治四十年三月に至りて從來各官立學校毎に別個の特別會計を設けしを改め、帝國大學に限りて各別個の特別會計を立つると共に、其の他の官立學校及圖書館は之を合して學校及圖書館なる一特別會計と爲し、之を四十年度より實施せしを以て、前年度に於て合計三十四種を數へたる官立學校及圖書館に關する特別會計の數は、四十年度に於ては、東京及京都の兩帝國大學特別會計竝に學校及圖書館特別會計の三種に減ずることとなれり。斯くて同年度に於ては他方に於て海軍採炭所・韓國森林・樺太廳及關東都督府の四特別會計を新設せられしに拘らず、特別會計の數は大に減じて合計三十二種となれり。

明治四十二年鐵道會計制度の改革に伴ひ、從來の帝國鐵道用品資金特別會計は四十一年度限り廢止して之を帝國鐵道特別會計に併せ、又四十二年度より新に陸軍營繕費補充資金を設置せしが、翌四十三年八月に至り韓國併合の事あり、之に伴ひ四十三年度より朝鮮總督府特別會計を設置せし外、同年度限り韓國鐵道・韓國鐵道用品資金及韓國森林の三特別會計を廢止すると共に、翌四十四年度より朝鮮鐵道用品資金及朝鮮森林の兩特別會計を設置したり。而して右の外災害準備基金特別會計は四十三年度限り之を廢止し、四十四年度より朝鮮事業公債金・治水費資金・東北及九州各帝國大學・帝國學士院學術奬勵金の五特別會計を新設し、尋いで又翌四十五年度より朝鮮醫院及濟生院特別會計を設置したり。斯くて明治末年に於て特別會計は其の數三十七種を存したり。

大正三年四月大隈內閣成立するや、政府は其の財政計畫の一部として特別會計の整理を行ふことと

と爲し、一般會計及特別會計に亙りて歲出豫算の節減及繰延を行ふと同時に、先づ第三十五回帝國議會に於て治水費資金特別會計法の改正に關する法律案を提出せしも、議會解散の爲め成立するに及ばざりしを以て、翌大正四年五月第三十六回帝國議會の召集せらるるに及び、更に特別會計整理に關する諸案を提出し、議會の協贊を經て之を實行したり。卽ち先づ從來各種の作業特別會計と共に作業會計法中に規定せられし造幣局特別會計に關して、新に獨立の單行法を制定し、之を大正五年度より施行すると共に、從來の貨幣整理資金特別會計は四年度限り之を廢止して、其の資金を造幣局特別會計に編入することと爲し、更に又國債整理基金特別會計法を改正して、一般會計より繰入るべき國債償還資金額の制限に改正を加へ、之を四年度より實施し、其の外電信燈臺用品製造所・軍艦水雷艇補充基金・治水費資金・帝國學士院學術奬勵金の諸特別會計を四年度限り廢止すると共に、新に簡易生命保險特別會計を設置して、五年度より之を施行したり。尋いで同年十二月召集せられたる第三十七回帝國議會に於ても、政府は朝鮮森林特別會計廢止法律案を提出して其の協贊を得、同じく大正四年度限り之を廢止したり。斯くて右整理の結果特別會計の數は差引五種を減じて合計三十二種となれり。之より曩き大正三年八月日獨開戰のことあり、之に要する經費は日清・日露兩役の例に倣ひ、事件終局迄を一會計年度として特別に整理することと爲せしを以て前記の諸特別會計の外に玆に又復臨時軍事費特別會計を存することとなれり。而して本特別會計は其の性質上當然戰爭終了後速に之を閉鎖すべきものなりしに拘らず、種々の故障の爲め遷延十一箇年度の永きに亙りて存續し、後述の如く大正十四年度に於ける特別會計の整理に際し始めて終結したり。

特別會計は大正四年度の整理以後更に年々廢置變更あり、其の數は再び增加の形勢を示せり。卽ち大正六年度に於ては朝鮮鐵道用品資金特別會計を廢止して、新に臨時國庫證券收入金特別會計を設置し、翌七年度に於ては北海道帝國大學の設置に伴ひ一特別會計を增加し、更に翌八年度に於ては事業公債及鐵道公債金、朝鮮事業公債金の兩特別會計を合して事業公債金特別會計と爲せしが、他方に於て同年度より海軍火藥廠特別會計を、九年度より海軍燃料廠特別會計を海軍燃料廠特別會計と改めし外、新に米穀需給調節及官立大學の兩特別會計を設置し、更に十年度限り森林資金特別會計を廢止すると共に、十一年度より國有財産整理資金及南洋廳の兩特別會計を設置し、又十二年度に至りて東京及大阪の兩砲兵工廠特別會計を合併して、陸軍造兵廠特別會計と爲すと共に、新に對支文化事業特別會計を設置したり。斯くの如くにして大正四年度の整理に於て合計三十二種（臨時軍事費特別會計を除く）に減少せし特別會計の數は、爾後漸次增加して、大正十三年度に至りて三十八種に達したり。

大正十三年六月加藤（高明）內閣成立するや、政府は行政及財政の整理緊縮を以て其の重要なる政綱と爲し、之が實現の爲めに人員の減少、經費の節減繰延、行政機關の改廢軍備の縮小等各方面に亙りて整理を行ふの計畫を立てしが、特別會計の整理も亦其の重要なる一項目を成したり。元來特別會計なるものは固より會計制度上の例外を成すものなるが故に、會計法に於ては之が設置は法律に據るべきものと爲し、以て其の濫設を警めしと雖も、實際に於ては前述の如く其の數は年々增加の傾向を生じ、兩三次の整理に依り一時多少減少せしと雖も、復た忽ち增加して整理以前の狀況に復し、以て當時に至りしものなるが、斯く特別會計の多數に上れる結果として、自ら歲計の統一を破り、財政の放漫を馴致せし傾向は掩ふべからざるものあり、從て之が整理は財政整理上最も重要なる一問題を成せしものなり。是を以て政府は特別會計に對しても一般會計と同樣、極力經費の節減を行ふと共に、努めて其の數の減少を圖らんことを期したり。今其の整理の大要を見るに、先づ預金部の制度に大改革を加ふると同時に、從來の預金特別會計を廢して新に大藏省預金部特別會計を設置し、又夙に整理を行ふべくして、而も種々の障害の爲め一時的彌縫策を講ずるのみにて、久しく未整理の儘存置せられし臨時國庫證券收入金及臨時軍事費の兩特別會計の內容に關し、根本的整理を行ひし上之を廢止し、更に又東京帝國大學外四個の帝國大學特別會計を合併して、一の帝國大學特別會計と爲し、其の他將來存置の要なき郵便貯金郵便爲替金、在外國帝國專管居留地、陸軍營繕費補充資金、朝鮮醫院及濟生院の四特別會計を廢止し、新に造幣局資金を割きて教育改善及農村振興基金特別會計を設け、又朝鮮鐵道の直營に伴ひ朝鮮鐵道用品資金特別會計を復活せしむることとしたり。以上特別會計の整理に關する諸案は何れも第五十回帝國議會に提出せられて其の協贊を經たり。斯くて臨時軍事費特別會計は大正十四年四月一日を以て、其の他の諸特別會計は大正十三年度限り廢止せらるると共に新設に係る各特別會計は何れも大正十四年度より實施せられたり。尙同議會に於ては特別會計整理案の一として賠償金特別會計の廢止案も提出せられしが、貴族院に於て審議未了に終りし爲め成立するに至らざりき。斯くて此の整理の結果特別會計の數は差引八種を減少し、大正十四年度の現在數は合計三十種となれり。之れ特別會計制度設置以來の最少數とす。然るに翌大正十五年度に至り健康保險及郵便年金の二事業を創設するに及び、此等の事業の收支に關して夫々特別會計を設

置せしを以て、大正末年度に於ては特別會計は合計三十二種を存することとなれり。

明治二十三年度以降大正末年に至る特別會計の變遷改廢の大要は以上述べたる所の如し。今本章に於ては此等の諸特別會計を其の性質に從ひ(一)作業特別會計(二)事業特別會計(三)資金特別會計(四)營造物特別會計(五)外地特別會計(六)臨時軍事費特別會計の六種に大別し、次節以下に於て其の沿革を概說せんとす。而して茲に作業特別會計と稱するは官營に屬する諸工鑛業及運輸業に關する特別會計を指すものにして、造幣局・印刷局・富岡製絲所・電信燈臺用品製造所・廣島鑛山・專賣局・製鐵所・平壤鑛業所等の一般諸工鑛業、及び海軍採炭所・海軍燃料廠・海軍火藥廠・東京及大阪砲兵工廠・陸軍造兵廠・千住製絨所等の軍需諸工業、朝鮮森林作業竝に各地鐵道等の諸會計を包含す。事業特別會計とは上述の官營作業以外の官營事業、卽ち官營に屬する金融・保險其の他商業類似の事業及其の他の諸事業に關する特別會計を指すものにして、大藏省預金部・郵便貯金爲替金及取立金・簡易生命保險・米穀需給調節・臨時物資供給・健康保險・郵便年金・在外國帝國專管居留地・對支文化事業等の諸會計を包含す。次に資金特別會計とは、國庫所屬の諸基金又は資金の管理運用を目的とする特別會計を稱するものにして、之に包含せらるる特別會計は整理公債金を始めとして、其の數甚だ多し。又營造物特別會計とは、帝國大學を始め官立の諸學校及圖書館竝に朝鮮醫院及濟生院等、國家に屬する諸營造物の管理經營に關する諸特別會計を稱するものにして、外地特別會計とは、朝鮮總督府・臺灣總督府・樺太廳・關東廳・南洋廳の五外地統治機關の會計を稱し、更に又臨時軍事費特別會計とは、明治二十七八年戰役・明治三十七八年戰役及大正三年臨時事件の三軍事事件に關する收支會計を指すものなり。尙葉煙草專賣資金及各地鐵道用品資金の兩者は其の性質何れも資金特別會計に屬するものなりと雖も、此等の資金は何れも官營作業と密接不離の關係を有し、之と相關聯して敍述するを便宜と爲すを以て、本章に於ては便宜上之を作業特別會計中に包含せしむることとしたり。以上の各特別會計は何れも實際に於て設置せられしものなるが、此の外尙政府又は衆議院に依りて其の設置を計畫せられしも、結局其の實現を見るに至らざりし特別會計法案若干あり。清國事件に關する償金・產業奬勵基金・疾病保險・社會事業基金・小作保險の諸特別會計法案卽ち之なり。此等の諸案は議會に於て否決或は未決となりし爲め、其の實現を見るに至らざりしと雖も、特別會計制度の沿革上注意を要すべきものたるを失はざるを以て、此等を一括して各種特別會計法案と題して、最後の一節に於て其の計畫の大要を記述し以て參考に供することとせり。尙本章に於ては會計制度としての特別會計の沿革を敍述するを目的と爲すものなるが故に、各特別會計の每年度の歲計、特別會計事業の內容又は經理の實蹟等に關しては本書中歲計・專賣・國債・資金運用・外地財政其の他各關係の諸編を參照すべし。

尙最後に一言を要するは特別會計に於ける資金及資本に就てなり。茲に所謂資金とは少くも一會計年度內に消費し盡すことなき意思を以て保有せらるる金錢又は物品を謂ひ、資本とは斯かる資金の中特に作業又は作業的性質を有する事業の經營の爲に投下せられたるものを謂ふ。而して此等の資金又は資本を保有するは特別會計に限らるると共に、又特別會計の多くは何れも資金又は資本を保有せり。蓋し資金の設置を要する場合は多くは之に關して特別の經理を必要とすると共に、又特別會計中には其の設置の目的上資金又は資本の設置を必要とするものあるを以てなり。斯くて特別會計制度の創設以來大正末年に至る間に設置せられたる多數の特別會計中、特に資金又

は資本を設置せられざるは、各外地・米穀需給調節・臨時物資供給・在外國帝國專管居留地・各臨時軍事費等、其の性質上又は組織上、資金又は資本を必要とせざる極めて少數のものに限られ、其の他の特別會計は何れも其の所屬の資金又は資本を有したり。

今先づ資金に就て之を見るに、資金は其の性質上より之を消費的資金準備的資金・資本的資金・基本的資金・特殊の資金の五種に分類することを得べし。消費的資金とは歳出の支拂に充當することに依り、若干年度內に之を消費するを目的とする資金にして、整理公債金・紙幣交換基金・銷店銀行紙幣交換基金・營業滿期國立銀行紙幣交換基金・中央備荒儲蓄金・償金特別資金・貨幣整理資金・造幣局資金・治水費資金・國債整理基金・鐵道公債金・鐵道及事業公債金・朝鮮事業公債金・事業公債金・陸軍營繕費補充資金・帝國學士院學術奬勵金・森林資金・臨時國庫證券收入金・賠償金・國有財産整理資金は之に屬す。準備的資金は卽ち積立金と稱せらるるものにして、豫期せざる不時の用途又は缺損の補塡に使用するの目的を以て準備せらるる資金なり。之に屬するものは卽ち帝國鐵道積立金・大藏省預金利子仕拂元金・大藏省預金部積立金・對支文化事業積立金・簡易生命保險積立金・健康保險積立金・郵便年金積立金なりとす。資本的資金とは作業に要する材料物品の貯藏竝に其の製作修理等に要する運轉資本にして、其の性質作業特別會計に於ける据置運轉資本と雖も、据置運轉資本が其の所屬する會計の事業經營に直接充當せらるるに反し、本資金は一般會計又は他の特別會計に於ける作業に必要なる物品の供給に關して設けられたる、特別の支拂資金たるの點に於て、其の趣を異にするものなり。之に屬する資金は卽ち鎭守府造船材料資金・海軍造船材料資金・海軍造兵材料資金・海軍工廠資金・葉煙草專賣資金・各鐵道用品資金なりとす。基本的資金とは資金其のものの消費は絶對に之を許さず、單

に之を基礎として生じたる收入を以て消費に充つる目的を以て設けられたる資金にして、卽ち基金と稱せらるるものなり。之に屬するものは敎育基金・軍艦水雷艇補充基金・災害準備基金・敎育改善及農村振興基金の四種なりとす。但し基金なる名稱は法律上の用語としては、必ずしも玆に所謂基本的資金のみに限らるるものに非ず、紙幣交換基金・國債整理基金等の如く、其の性質上寧ろ消費的資金に屬すべきものに對しても、基金なる名稱を用ゆることあり。以上各種の資金の何れにも屬することなく、一種特別なる性質を有する資金あり、卽ち帝國大學・學校及圖書館・朝鮮醫院及濟生院に屬する資金之なり。此等の資金は、他の總ての資金が單に金錢のみを以て成るに反し、政府より交付し又は他より寄附したる動產不動產及歲入殘餘より成立するものにして、此の點より見れば此等の資金は寧ろ帝國大學・學校・圖書館等に屬する資產と稱するを當れりとすべく、更に又此等の資金を其の性質上より見るも、前述の諸種の資金の性質を併有し、其の內容を特定するを得ざるものあり、此の點よりすれば寧ろ之を以て種々の資金の集合體と見るを適當とす。資金は上述の如く一會計年度內に之を消費するを以て種々の資金の集合體と見るを適當とす。之れ此等の資金を稱して特殊の資金となす所以なり。資金は上述の如く一會計年度內に之を消費することなきものなるが故に、其の未だ消費せられざる間に於て、之を運用利殖することは財政上有利と爲すを以て、多くの資金は法律上之が運用利殖の途を設けられたり。然れども其の運用の程度は資金の種類に依り固より同じきを得ず。其の中基本的資金は其の本來の性質上當に之が運用利殖を圖るべきものとし、準備的資金及特殊の資金も亦其の性質上之が運用利殖の途を認められたり。又消費的資金の如きも其の未使用の間は之が利殖を圖るを妨げざるを以て、中央備荒儲蓄金・償金特別資金・治水費資金・國債整理基金・事業公債金・朝鮮事業公債金・賠償金・國有財産整理資金等の如きは法律上之が運用

の方法を定められしと雖も、其の他の資金は其の資金額も比較的大ならざる等の理由に依り、法律上之が運用の途を認められず。更に又資本的資金に至りては絶えず歳出の支拂に充當せられ、現金としては增減出入常なきを以て、其の運用利殖は之を認めざるを原則とせり。而して此等運用利殖を認められたる各種資金の運用方法に至りては、各資金に依り同一ならずと雖も、大體に於て大藏省預金部に寄託又は預入するか、或は金銀地金及有價證券を以て資金を保有するかの二方法の外に出でざるものとす。資金は既述の如く明治二十三年度以來其の設置又は廢止せらるること頗る多く、其の他資金の消費增額又は增殖等の理由に依り、資金の總額は年に依り固より異動ありと雖も、大體に於て逐年增加を遂げ、明治二十三年度末の現在額三千百四十一萬餘圓なりしもの、昭和元年度末に至りて七億一千八百八十五萬餘圓に達したり。

次に資本に就て見るに、之に屬するものに造幣局・印刷局・專賣局・廣島鑛山・富岡製絲所・製鐵所・電信燈臺用品製造所・海軍採炭所・海軍燃料廠・海軍火藥廠・陸軍造兵廠(東京及大阪砲兵工廠)・千住製絨所・帝國鐵道(官設鐵道)・韓國鐵道・朝鮮森林等の各特別會計所屬の資本及郵便爲替貯金取立金據置運轉資本等あり。而して右の中朝鮮森林所屬資本及郵便爲替貯金取立金據置運轉資本の兩者を除く他の各資本は、何れも法律上之を固定資本及據置運轉資本の二と爲す。後者は其の金額法律に依りて規定せられ一定すと雖も、前者は土地・建物・軌道・其他築造道路・船舶・機械・永遠保存品其他重要なる器具を以て組成せられ、其の見積價額を以て資本額と爲すものにして、土地の價格は每五年に之を改訂し、其他のものは永遠保存品の外は之が保存期限を定め、之に應じて每年價格を遞減するの規定なり。但し帝國鐵道及韓國鐵道資本に就ては、明治四十二年の法律改正の結果爾後固定及據置運轉の區別を廢止し、

且從來の資本額及將來投資する金額を以て資本と爲すべきこととなりしを以て、資本金額は法律上確定せられざることとなれり。而して朝鮮森林所屬資本は其の性質前揭の諸資本と同じく作業的資本に屬すと雖も、法律上資本總額を一定するのみにて、資本內容の區分を定むることなく、又郵便爲替貯金及取立金なる行政的事業に關して設けられたる一種の繰替仕拂資金たる性質を有するものにして、等しく資本なる名稱を有するも、他の各種資本と頗る其の趣を異にせるものとす。上述の資本は何れも其の性質上當然之が運用利殖を許されざるものなりと雖も、其の中據置運轉資本は事業の擴張發展に應じて、屢法律を改正して其の金額を增加し又固定資本も之を組成する土地・物品等の增減及評價額の改訂に依り、每年度異動あるを免れざるのみならず、大體に於て事業の發展に伴ひて增加するものなるが故に、事業の廢止に因る資本額の減少ありしにも拘らず、其の總額は年々增加の一途を辿り、明治二十三年度末に於て總額四千八十六萬餘圓に過ぎざりしもの、昭和元年度末に至りて三十億八千七百九萬餘圓の巨額に達したり。

今明治二十三年度以降每五箇年度末に於ける資金及資本の現在總額を揭げ、其の增加の趨勢を示せば左の如し。尙其の詳細に就ては卷末附載の表を參照すべし。

年次	資金	資本	合計
明治二十三年度末	三一、四六一、三二六 円	四〇、八六五、三七九 円	七二、三二六、六八六 円
同　三十年度末	一二八、八九五、二八八	九八、〇三三、六七五	二二五、九二八、八六四
同　三十五年度末	一〇一、五三六、二三六	一七三、一三三、五三八	二七四、六四九、六七五
同　四十年度末	二二九、四六三、九三四	五四五、三四四、二六一	六七四、七〇七、二九五
大正元年度末	一六五、五九六、四七一 円	一、〇四五、九三三、八五九 円	一、二一一、五三〇、三三一 円
同　五年度末	一三三、一四九、三〇二	一、一四六、九一二、八八〇	一、二七九、〇六一、一八二
同　十年度末	二七一、四〇七、三四四	二、〇四九、九七一、七二五	二、三二一、三七九、〇四九
昭和元年度末	七一八、八五一、一五四	三、〇八七、〇九七、八四三	三、八〇五、九四九、四〇七

尙特別會計の制度は既述の如く一般の會計制度に對する例外を成すものなるを以て、此等特別會計の經理に關し夫々特別の規定を設けられし場合に於ては、之に準據すべきは勿論なるも、然らざる限りは其の豫算決算、收入支出、現金出納其の他會計經理に關する總ての制度は、前章に於て述べたる一般の會計制度に從ふべきは固より言を俟たざる所なりとす。

第二節　作業特別會計

第一款　一般作業竝海軍作業特別會計

第一項　總　說

明治二十二年二月會計法制定せられ、翌二十三年四月より實施せらるるや、從來雜種金なる總稱の下に一般會計とは別途に其の收支を經理せられし諸會計にして、尙其の存續を必要とするものに對しては特別會計を設置することと爲し、夫々之に關する法規を制定せしが、其の中從來作業費出納條例に基きて別途の會計を立てたりし各種の作業所に就ては、其の中造幣局、印刷局、富岡製絲所、電信燈臺用品製造所、廣島鑛山の五種を限りて特別會計を設置することとし、明治二十三年三月法律第十七號を以て作業會計法を制定して、之に關する規定を設けたり。卽ち其の規定に依れば、此等の五作業所に在りては何れも其の事業を經營する爲に固定及据置運轉の兩資本を置き、作業上の收支に關して各作業所毎に夫々特別の會計を立つるものにして、其の作業上の經費に關しては之を直接と間接とに分ち、作業上其の他の收入を以て支辨するを得るは、單に作業直接の費用卽ち諸機械の新調修繕

作業材料其の他諸物品、技術員及職工等の俸給手當等に限り、作業間接の費用卽ち事務員の俸給竝に事務所費等は總て之を一般會計の負擔に屬せしむるものとし、其の收支を差引したる純益は總て之を一般會計の歲入に編入するものとせり。今其の全文を揭ぐれば左の如し。

作業會計法（明治二十三年三月十八日法律第十七號）

第一條　左ノ作業所ハ其事業ヲ經營スル爲メ固定資本据置運轉資本ヲ置キ作業上ノ收入及其附屬雜收入ハ作業直接ノ費用ニ充ルコトヲ許シ特別ノ會計ヲ立テシム但事務ニ屬スル作業間接ノ費用ハ總テ一般ノ會計ニ依ラシム

第一　造幣局
第二　印刷局
第三　富岡製絲所
第四　電信燈臺用品製造所
第五　廣島鑛山

第二條　各作業所ニ於テ從來使用シ及將來增加スル所ノ土地建物軌道其他築造道路船舶機械永遠保存品其他重要ナル器具ヲ以テ固定資本トナシ從來ノ營業資本額ヲ以テ据置運轉資本トス

第三條　各作業所特別會計ノ歲出額ハ豫算定額內ニ於テ實際ノ歲入及据置運轉資本ノ合計額ヲ超過スルヲ許サス

第四條　固定資本ノ維持修理及補充ハ作業所特別會計ノ歲入ヲ以テ支辨スヘシ

第五條　作業所ノ純益及固定資本ニ屬スル物件ノ賣拂代金ハ總テ一般ノ歲入ニ編入スヘシ

第六條　政府ハ毎年各作業所特別會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト倶ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第七條　各作業所特別會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條　本法ハ明治二十三年度ヨリ施行ス其帝國議會ニ關渉スルモノハ帝國議會開會後ノ會計年度ヨリ施行ス

然るに斯くの如く作業所の經費に就て、之を直接と間接とに區別して其の負擔會計を異にするが如きは、經理上の手續を徒に煩雜ならしむるのみならず、實際に於て此の兩者の區分を爲すこと甚だ困難とする事情あるを以て、明治三十年三月法律第八號を以て右作業會計法第一條中『作業直接ノ費用ニ充ルコトヲ許シ』なる字句を『作業ノ費用ニ充ルコトヲ許シ』と改むると同時に但書を削除し、之を三十一年度より實施したり。斯くて爾後作業上の經費は直接間接を問はず、總て之を當該作業所特別會計の負擔とすることとなれり。

作業會計法に依りて特別會計を設置せられし作業所は、當初は上述の五箇所に止まりしが、後作業所の廢置又は事業の擴張等に伴ひ、屢、作業會計法に改正を加へ、或は特別會計の種類を增減變更し、或は其の資本を增加したり。卽ち先づ明治三十二年二月富岡製絲所を除きて新に製鐵所を追加し、更に同年三月に至り廣島鑛山を除きて新に海軍採炭所を加へ、同四十四年三月印刷局の據置運轉資本を增加したり。大正四年六月に至り造幣局特別會計に關する單行法の制定、及電信燈臺用品製造所の廢止に伴ひ、作業會計法に改正を加へて右兩者を削除すると共に專賣局の據置運轉資本を增加し、更に又大正八年三月海軍火藥廠の新設に伴ひ、之を作業會計法に依る特別會計の一に加へ、又同十年三月從來の海軍採炭所の名稱を海軍燃料廠と變更すると共に、印刷局の據置運轉資本を增加したり。尋いで大正十五年三月製鐵所特別會計に關する單行法制定せらるるに及びて作業會計法中より製鐵所に關する規定を削除したり。以上の如き諸改正を經たる結果、大正末年度に於ては作業會計法に依る特別會計の數は、印刷局、海軍火藥廠、海軍燃料廠、專賣局の四種に限らるることとなれり。今作業會計法に關する上述の諸改正を列擧すれば左の如し。

（一）法律第十二號（明治三十二年二月八日）

作業會計法中左ノ通改正ス

第一條第三ヲ左ノ如ク改ム

第三　製鐵所

第二條ニ左ノ一項ヲ加フ

製鐵所據置運轉資本ハ四百五拾萬圓トシ漸次一般會計ヨリ繰入ス

附　則

此ノ法律ハ明治三十二年度ヨリ施行ス

（二）法律第三十號（明治三十二年三月二日）

作業會計法中左ノ通改正ス

第一條第五ノ次ヘ左ノ如ク追加ス

第六　專賣局

第二條ニ左ノ一項ヲ加フ

專賣局据置運轉資本ハ明治三十三年四月一日現在ノ葉煙草專賣資金ヲ以テ之ニ充テ漸次增加シテ八百萬圓トス

附　則

此ノ法律ハ明治三十三年度ヨリ之ヲ施行ス

(三)法律第十一號(明治三十九年三月二十二日)

作業會計法中左ノ通改正ス

第一條中「廣島鑛山」ヲ「海軍採炭所」ニ改メ第二條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

海軍採炭所据置運轉資本ハ十萬圓トシ漸次一般會計ヨリ繰入ス

附　則

本法ハ明治四十年度ヨリ之ヲ施行ス

(四)法律第三十五號(明治四十四年三月二十七日)

作業會計法中左ノ通改正ス

作業會計法第二條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

印刷局据置運轉資本ハ四十七萬圓トス

附　則

本法ニ依ル資本增加ニ要スル資金ハ明治四十四年度ニ於テ一般會計ヨリ之ヲ繰入ス

(五)法律第五號(大正四年六月二十一日)

作業會計法中左ノ通改正ス

第一條中左ノ如ク改ム

第一　削除

第四　削除

第二條第五項ヲ左ノ如ク改ム

專賣局据置運轉資本ハ千萬圓トス

附　則

本法中第一條中ノ改正ニ關スル規定ハ大正五年度ヨリ之ヲ施行ス但シ大正四年度分ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

(六)法律第八號(大正八年三月二十五日)

作業會計法中左ノ通改正ス

第一條中左ノ如ク改ム

第四　海軍火藥廠

第二條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

海軍火藥廠据置運轉資本ハ二百萬圓トシ漸次一般會計ヨリ繰入ス

附　則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

(七)法律第八號(大正十年三月三十一日)

作業會計法中左ノ通改正ス

第一條中「海軍採炭所」ヲ「海軍燃料廠」ニ改ム

第二條中「四十七萬圓」ヲ「百萬圓」ニ改メ同條第五項ヲ左ノ如ク改ム

海軍燃料廠據置運轉資本ハ二百萬圓トシ大正九年度末現在ノ海軍採炭所據置運轉資本ヲ以テ之ニ充テ其ノ不足額ハ漸次一般會計ヨリ繰入ス

附　則

本法ハ大正十年度ヨリ之ヲ施行ス但シ大正九年度分ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

大正九年度海軍採炭所特別會計歲入歲出豫算中翌年度ニ繰越ヲ要スルモノハ海軍燃料廠特別會計ニ繰越スヘシ

(八)製鐵所特別會計法(大正十五年三月三十一日法律第四十六號)(抄錄)

第十七條　作業會計法第一條第一號乃至第六號ヲ左ノ如ク改メ同法第二條第三項ヲ削ル

第一　印刷局

第二　海軍火藥廠

第三　海軍燃料廠

第四　專賣局

明治二十三年作業會計法の制定せらるるや、之に伴ひ各作業所特別會計の收入支出に關する詳細なる規定を設くる必要あり、卽ち同年三月勅令第三十三號を以て作業及鐵道會計規則を制定したり。

本規則は作業會計法に依る各作業所特別會計のみならず、次款以下に於て記述すべき東京及大阪砲兵工廠、千住製絨所、鐵道の諸特別會計の收支に關しても併せ規定せしものなるも、今便宜上其の全文を左に揭ぐべし。

作業及鐵道會計規則(明治二十三年三月二十日勅令第三十三號)

第一章　歲入歲出

第一條　左ノ諸收入ヲ以テ作業所ノ歲入トス

第一　作業上ノ收入

第二　附屬雜收入

第二條　造幣局、印刷局、富岡製絲所、電信燈臺用品製造所、廣島鑛山ニ於テハ左ノ諸費ヲ以テ歲出トス

第一　技術員ノ俸給諸給旅費

第二　職工人夫ニ給スル諸費

第三　作業用器具機械ノ維持修理及補充費

第四　材料素品購入代

第五　動力費

第六　作業場用備品消耗品費

第七　建物築造道路船舶ノ維持修理及補充費

第八　損失金

第三條　東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠ニ於テハ左ノ諸費ヲ以テ歳出トス

第一　職工人夫ニ給スル諸費
第二　作業用器具機械ノ維持修理及補充費
第三　材料素品購入代
第四　機械運轉用品購入代
第五　作業場用備品消耗品費
第六　損失金

第四條　千住製絨所ニ於テハ左ノ諸費ヲ以テ歳出トス

第一　事務員技術員ノ俸給諸給旅費
第二　事務所費
第三　職工人夫ニ給スル諸費
第四　作業用器具機械ノ維持修理及補充費
第五　材料素品購入代
第六　機械運轉用品購入代
第七　作業場用備品消耗品費
第八　生産品販賣諸費
第九　土地建物ノ維持修理費
第十　損失金

第五條　鐵道事業ニ於テハ左ノ諸費ヲ以テ歳出トス

第一　營業ニ從事スル職員ノ俸給諸給旅費
第二　職工人夫ニ給スル諸費
第三　鐵道築造物建物車輛器具機械ノ維持修理及補充費
第四　材料素品購入代
第五　汽車及機械運轉用品購入代
第六　營業事務所停車場機械場客車用備品消耗品費
第七　損害賠償金
第八　訴訟費
第九　手數料保險料借料廣告料謝金外國注文品監査費其他營業上ノ雜費
第十　運輸收入割戻金
第十一　損失金

第二章　豫算決算

第六條　歳入歳出ノ豫定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ前年度六月三十日マテニ各省豫定經費要求書ト倶ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第七條　歳入歳出ノ豫定計算書ハ科目ヲ分チ成ルヘク歳入ノ性質歳出ノ用途ヲ明示スヘシ

第八條　所管大臣ハ其年三月三十一日ニ終リタル會計年度ノ受拂勘定表及固定資本價格增減表ヲ調製シ歳入歳出ノ豫定計算書ニ添付スヘシ

第九條　歳入歳出ノ決定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ翌年度八月三十一日マテニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第三章　收入支出

第十條　歳入歳出ノ豫算ハ決定ノ後豫備費ヲ除キ所管大臣各作業事務長ニ命シテ之ヲ執行セシムヘシ

各省大臣ハ作業支部局長ヲシテ歳出豫算ノ一部ヲ執行セシメントスルトキハ仕拂豫算ヲ以テ之ヲ命スヘシ

仕拂豫算ニ關スル規程ハ會計規則第十一條第十二條第十三條ニ依ルヘシ

第十一條　豫備費ノ支出ハ會計規則第十九條第二十條第二十四條ニ依ルヘシ

第十二條　作業所ノ收入官吏ハ會計規則第二十五條第二十六條第二十八條若クハ第二十九條ノ手續ニ依リ收入ヲ取扱フヘシ

第十三條　作業所ハ据置運轉資本ニ屬スル現金ノ持越高及當該年度ノ收入濟歳入額ヲ以テ仕拂元受高トシ歳出ヲ支出スルハ此仕拂元受高ヲ超過スルヲ得ス

第十四條　作業事務長又ハ作業支部局長ハ歳出ヲ支出スル爲メ金庫ニ向テ仕拂請求書ヲ發スヘシ

第十五條　仕拂請求書ヲ發スル官吏ハ正當債主若クハ其代理人ノ爲メニスルニアラサレハ仕拂請求書ヲ發スルヲ得ス但俸給諸給ヲ除キ支部局及派出工場ニ於テ仕拂ヲナス經費外國ニ於テ仕拂ヲナス經費職工人夫ノ給料諸手當ハ仕拂請求書ヲ發シ主任ノ官吏又ハ外國派出ノ官吏ヲ仕拂官吏トシテ現金ノ前渡ヲナスコトヲ得

第十六條　仕拂請求書ヲ發スル官吏ハ總テ仕拂請求書ヲ發スル前其支出ハ正當ニシテ必要ナルヤヲ調査シ其金額ヲ算定シ又其支出ハ豫算ノ目的ニ違フコトナキヤ金額ハ豫算定額及仕拂元受高ニ超過スルコトナキヤヲ調査スヘシ

第十七條　仕拂請求書ニハ債主若クハ其代理人ノ氏名仕拂ヲ請求スル金額支出科目年度番號支出ノ目的ヲ記載スヘシ但俸給諸給ニ限リ集合仕拂請求書ヲ發シ別ニ各受取人ノ金額氏名表ヲ添ユルコトヲ得

現金前渡ノ仕拂請求書ニハ前渡ヲ受クヘキ官吏ノ資格氏名前渡ヲナスヘキ金額支出科目年度番號支出ノ目的ヲ記載スヘシ

第十八條　仕拂請求書取扱ノ手續ハ會計規則第三十五條第三十六條第三十八條仕拂命令取扱ノ例ニ依ル

第十九條　各年度ノ歳出ニ屬スル仕拂請求書ヲ發スルハ每年度三月三十一日ヲ限リトス

第二十條　現金前渡ヲ受タル官吏監督ノ規則ハ大藏大臣所管大臣ニ協議シテ之ヲ定ムヘシ

第二十一條　金庫ニ於テ仕拂請求書ニ對シテ仕拂ヲ執行シ又ハ之ヲ拒絶スルハ會計規則第四十三條第四十五條第四十六條仕拂命令取扱ノ例ニ依ル

第二十二條　每年度內ニ收入ヲナスヘキ權利ヲ得テ當該年度內ニ收入濟トナラサルモノハ收入未濟トシテ順次翌年度ヘ繰越シ現ニ收入ヲナシタル年度ノ歳入ニ組入ルヘシ

第二十三條　每年度內ニ仕拂ヲナスヘキ義務ヲ生シ當該年度內ニ仕拂請求書ヲ發セサルモノ

ハ支出未濟トシテ順次翌年度ヘ繰越シ當該年度經過後滿五箇年內ハ支出ノ請求アル毎ニ仕拂請求書ヲ發スヘシ但支出未濟ノ繰越額ハ支出調定濟額ト合シテ豫算定額ヲ超過スルヲ得ス

第二十四條　每年度內ニ於テ仕拂請求書ヲ發シ金庫ニ於テ仕拂ノ請求ヲ受ケサルモノハ仕拂未濟トシテ之ニ相當スル資金ヲ翌年度ヘ繰越シ第十八條ノ規程ニ依リ仕拂ヲナスヘシ

第二十五條　前條ノ仕拂未濟金ハ會計法第十八條ニ依リ仕拂義務ヲ免レタルトキハ其期滿免除トナリタル年度ノ一般ノ歲入ニ組入ルヘシ

第二十六條　收入官吏ハ其取扱タル收入ヲ記入スル帳簿ノ結果ニ依リ每月收入報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ翌月十五日マテニ所管大臣ヲ經由シテ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ但作業支部局ノ收入官吏ハ其收入報告書ヲ翌月七日マテニ作業事務本局ノ收入官吏ニ送付スヘシ

第二十七條　作業事務本局ノ收入官吏ハ作業全部ノ收入合計表ヲ調製シ諸收入官吏ノ收入報告書ニ添付シ前條ノ手續ニ依リ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第二十八條　會計主務官ハ其調定シタル支出ヲ記入スル帳簿ノ結果ニ依リ每月支出報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ翌月十五日マテニ所管大臣ヲ經由シテ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ但作業支部局ノ會計主務官ハ其支出報告書ヲ翌月七日マテニ作業事務本局ノ會計主務官ニ送付スヘシ

第二十九條　作業事務本局ノ會計主務官ハ作業全部ノ支出合計表ヲ調製シ諸會計主務官ノ支出報告書ニ添付シ前條ノ手續ニ依リ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第四章　資　本

第三十條　資本ハ總テ價格ヲ付シテ計算スヘシ

第三十一條　資本ノ價格ハ左ノ方法ニ依テ之ヲ定ム

一　土地ハ近隣地ノ賣買價格五箇年間ノ平均ニ依ル近隣ニ比較スヘキ相當ノ土地ナキトキハ五人以上ノ評價人ヲ定メ其評定價格ノ平均ニ依ル

二　建物鐵道其他築造道路船舶機械器具其他ノ物品ハ建築費又ハ購入價格ニ依ル建築費又ハ購入價格ノ不明ナルモノハ物件ノ輕重ニ依リ二人以上ノ評價人ヲ定メ其評定價格ノ平均ニ依ル

三　材料素品機械ノ運轉用品ハ購入價格ニ依ル

四　生產品ハ生產費ニ依ル但賣買ノ契約濟トナリタルモノハ其賣渡代價ニ依ル

第三十二條　土地ノ價格ハ前條ノ方法ニ依リ每五年ニ之ヲ改定スヘシ

第三十三條　公衆ノ用ニ供スル鐵道ノ固定資本ハ每五年ニ五人以上ノ評價人ヲ定メ其評定價格ノ平均ニ依リ之ヲ改定スヘシ

第三十四條　建物公衆ノ用ニ供セサル鐵道其他築造道路船舶機械器具其他ノ物品ハ永遠保存品ヲ除キ總テ保存期限ヲ定メ其期限ニ應シテ每年價格ヲ遞減スヘシ

前項中固定資本ニ屬スル物件ヲ修理シタルトキハ其修理費ヲ以テ現年ノ價格ニ加ヘ再ヒ保存年限ニ應シテ價格ヲ遞減スヘシ

第三十五條　前條ノ物件ヲ修理シタルトキハ保存年限ヲ改定シテ之ヲ延フルコトヲ得

第三十六條　材料素品機械ノ運轉用品ノ年度內未消費ニ屬スルモノ市價ノ低落又ハ毀損變質等ニ由リ其價格ヲ減スルトキハ每年度ノ終リ當時ノ市價ニ依リ其價格ヲ改定スヘシ

第三十七條　生產品ノ年度內未販賣ニ屬スルモノノ需用ノ變動生產法ノ改良又ハ毀損變質等ニ由リ其價格ヲ減シ實際ノ市價生產費以下トナルトキハ每年度ノ終リ當時ノ市價又ハ當年度ノ生產費ニ依リ其價格ヲ改定スヘシ

第三十八條　材料素品機械ノ運轉用品生產品其他ノ物品ニシテ不用ニ歸シタルモノハ總テ損失トシ其價格ヲ削除シテ不用物品ニ組入レ之ヲ賣拂フヘシ

第五章　受拂勘定

第三十九條　受入ニ屬スルモノ左ノ如シ

第一　歲入ノ收入濟額
第二　收入未濟額
第三　据置運轉資本ニ屬スル現金ノ持越高
第四　總生產品ノ價格
第五　總材料及素品ノ價格
第六　總機械運轉用品ノ價格
第七　作業場用總備品ノ價格
第八　代價支出濟未收物品ノ價格

第四十條　拂出ニ屬スルモノ左ノ如シ

第一　歲出ノ支出調定濟額
第二　支出未濟額
第三　据置運轉資本額
第四　賣拂代價收入濟物品ノ價格
第五　賣拂代價收入未濟既出物品ノ價格
第六　消費シタル材料及素品ノ價格
第七　消費シタル機械運轉用品ノ價格
第八　損失ニ歸シタル物品ノ價格
第九　損失金

第四十一條　作業所ハ受入ノ總額ヨリ拂出ノ總額ヲ控除シ殘餘アルトキハ作業ノ益金トシテ其事業ヲ營ミタル年度ノ一般ノ歲入ニ納付スヘシ

第六章　工事及物件ノ賣買貸借

第四十二條　工事及物件ノ賣買貸借ニ關スル規則ハ總テ會計規則第七章ノ例ニ依ル

第七章　出納官吏

第四十三條　出納官吏ニ關スル規則ハ第四十四條ニ定メタル期限ノ外總テ會計規則第八章ノ例ニ依ル

第四十四條　會計規則第九十五條ノ例ニ依リ會計主務官及收入官吏ノ會計檢查院ニ提出スヘキ計算書ヲ所屬省又ハ事務管理廳ニ送付スルハ每年度經過後二箇月以內トス

第八章　帳簿

第四十五條　大藏省ハ各作業會計ノ主計簿ヲ備ヘ歳入ノ豫算額確定額收入濟額收入未濟額歳出ノ豫算額仕拂元受高確定額支出濟額支出未濟額ヲ登記スヘシ

第四十六條　作業所ハ日記簿原簿補助簿ヲ備ヘ其事業ニ關スル一切ノ計算ヲ登記スヘシ

第四十七條　收入官吏ハ收入簿ヲ備ヘ歳入ノ豫算額確定額收入濟額收入未濟額ヲ登記スヘシ

第四十八條　會計主務官ハ支出簿ヲ備ヘ支出簿ニハ仕拂元受高支出調定濟額ヲ登記シ調定總計簿ニハ仕拂元受高支出調定濟額ヲ登記スヘシ

第四十九條　收入官吏現金前渡ヲ受タル官吏現金ヲ出納スル場合ニ於テハ現金出納簿ヲ備

其出納ヲ登記スヘシ

第九章　雜則

第五十條　本規則ニ依リ出納官吏ヨリ會計檢査院ニ提出スル所ノ證明書ニ關スル規程様式ハ會計檢査院ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第五十一條　前條ノ外本規則ニ揭クル諸書類帳簿ノ様式ハ大藏大臣之ヲ定ムヘシ

第五十二條　此規則ニ於テ作業所トハ造幣局、印刷局、富岡製絲所、電信燈臺用品製造所、廣島鑛山、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、千住製絨所及鐵道ヲ謂フ

第五十三條　此規則ニ於テ作業事務長トハ鐵道局長官、造幣局長、印刷局事務長、富岡製絲所長、東京砲兵工廠提理、大阪砲兵工廠提理、千住製絨所長ヲ謂フ

電信燈臺用品製造所及廣島鑛山ニ於テハ其事務管理長ヲ以テ作業事務長トス

第五十四條　本規則ハ明治二十三年度ヨリ施行ス

右作業及鐵道會計規則ハ其ノ制定後、一般會計規則作業會計法陸軍作業會計法等ノ改正ニ伴ヒ、或ハ其ノ他ノ理由ニ依リ、屢、其ノ一部ヲ改正セラレタリ。今順次此等改正勅令ノ全文ヲ揭ゲレバ左ノ如シ。

（一）勅令第二百二十四號（明治二十六年十二月五日）

明治二十三年勅令第三十三號作業及鐵道會計規則中左ノ通改正ス

第六條中「六月三十日」ヲ「八月三十一日」ト改ム

第九條ニ左ノ三項ヲ加フ

作業事務長又ハ作業支部局長ハ會計檢査院ニ證明ノ爲メ毎年度歳入確定額計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ年度經過後二箇月以内ニ其ノ歳入事務管理廳ニ送付シ歳入事務管理廳ハ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ

作業事務長又ハ作業支部局長ハ會計檢査院ニ證明ノ爲メ毎月支出ノ計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ翌月十五日マテニ其ノ所管大臣ニ送付シ所管大臣ハ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ」

本條第二項第三項ノ計算書ハ特ニ監督ノ任アル官吏ヨリ直ニ會計檢査院ニ送付セシムルコトヲ得

第十二條中「第二十八條若クハ第二十九條」ノ十三字ヲ削ル

第十七條第一項中「支出ノ目的」ノ五字ヲ削リ「俸給諸給ニ限リ」ヲ「支出科目ノ同一ナルモノハ」ト改メ第二項中「支出ノ目的」ノ五字ヲ削ル

第十八條中「第三十八條」ノ五字ヲ削ル

第十九條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第十九條ノ二　定額戻入ニ關スル規程ハ會計規則第六十三條第六十四條ノ例ニ依ル

第二十一條　金庫ハ案內仕拂請求書若クハ金庫所在地外ニ於テ仕拂ヲ要スル仕拂請求書ヲ受ケタルトキ其ノ仕拂請求書合式ニシテ且豫算各項ノ金額及仕拂元受高ニ超過セサルトキハ仕拂ヲ爲スヘシ

前項ノ外金庫ニ於テ仕拂請求書ニ對シテ仕拂ヲ執行シ又ハ之ヲ拒絕スルハ會計規則第四十三條第四十五條第二項第四十六條仕拂命令取扱ノ例ニ依ル

第二十三條中「調定」ノ二字ヲ削ル

第二十八條　金庫出納役ハ每月仕拂請求書受領濟額報告書ヲ調製シ其ノ翌月中ニ大藏省ニ送付スヘシ

第二十九條　削除

第四十條第一中「調定」ノ二字ヲ削ル

第四十四條中「會計主務官及」ノ六字及「所屬省又ハ」ノ五字ヲ削リ「事務管理廳」ノ下ニ「若クハ特ニ監督ノ任アル官吏」ノ十三字ヲ加フ

第四十五條中「仕拂元受高」ノ下「確定額」ノ三字及「支出未濟額」ノ五字ヲ削ル

第四十八條　金庫出納役ハ支出簿ヲ備ヘ歲出ノ豫算額仕拂請求書受領濟額ヲ登記シ又仕拂元受高差引簿ヲ備ヘ仕拂元受高仕拂請求書受領濟額仕拂額ヲ登記スヘシ

第五十條中「出納官吏」ヲ「當該官吏」ト改ム

第五十三條中「鐵道局長官」ヲ「鐵道局長」ト改ム

附　則

本令ハ明治二十七年一月一日ヨリ施行ス、

(二)勅令第百二十六號(明治三十年四月二十八日)

明治二十三年勅令第三十三號作業及鐵道會計規則第二條第一中「技術員」ノ上ニ「事務員」ノ三字及第一ノ次ニ左ノ通追加シ第二以下ヲ順次繰下ク

第二　事務所費

(三)勅令第二百三十號(明治三十年七月五日)

明治二十三年勅令第三十三號作業及鐵道會計規則第十五條但書中「俸給諸給ヲ除キ」ノ七字ヲ削ル

(四)勅令第百九號(明治三十二年三月三十一日)

作業及鐵道會計規則中左ノ通改正ス

第二條及第五十二條中「富岡製絲所」ヲ「製鐵所」ニ改ム

第五十三條中「富岡製絲所長」ヲ「製鐵所長官」ニ改ム

附　則

本令ハ明治三十二年度ヨリ施行ス

(五)勅令第百二十八號(明治三十三年三月三十一日)

作業及鐵道會計規則中左ノ通改正ス

第九條第二項中「確定」ヲ「徴收」ニ改ム

第二十一條第一項中「金庫所在地外ニ於テ仕拂ヲ要スル」ヲ「金庫所在地外ニ在ル債主ニ仕拂ヲ要スル」ニ改ム

第二十六條　歳入ヲ徴收スル官吏ハ其徴收簿ノ結果ニヨリ毎月徴收報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ翌月十五日迄ニ所管大臣ヲ經由シテ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ但作業支部局ノ歳入ヲ徴收スル官吏ハ作業事務本局ノ歳入ヲ徴收スル官吏ニ送付スヘシ

第二十七條　作業事務本局ノ歳入ヲ徴收スル官吏ハ作業全部ノ徴收合計表ヲ調製シ本局及支局ノ歳入ヲ徴收スル官吏ノ徴收報告書ニ添付シ前條ノ手續ニ依リ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第四十四條ヲ削ル

第四十七條　歳入ヲ徴收スル官吏ハ徴收簿ヲ備ヘ歳入ノ豫算額、確定額、收入濟額、不納缺損額、收入未濟額ヲ登記スヘシ

第四十九條中「現金ヲ出納スル場合ニ於テ」ヲ削ル

附　則

本令ハ明治三十三年度ヨリ之ヲ施行ス

（六）勅令第三百四十九號（明治三十三年八月二十四日）

作業及鐵道會計規則中左ノ通改正ス

第三十三條　削除

（七）勅令第百三十四號（明治三十五年四月五日）

作業及鐵道會計規則中左ノ通改正ス

第三條中第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ「第六」ヲ「第七」ニ改ム

第六　建物其ノ他工作物、船舶ノ維持修理及補充費

第四條中第九號ヲ左ノ如ク改ム

第九　土地建物其ノ他工作物ノ維持修理及補充費

附　則

本令ハ明治三十六年度ヨリ之ヲ施行ス

（八）勅令第二百二號（明治三十五年八月二十日）

作業及鐵道會計規則中左ノ通改正ス

第九條第二項中「年度經過後二箇月以内ニ」及第三項中「翌月十五日マテニ」ヲ削ル

第三十一條第一號ニ左ノ但書ヲ加フ

但新ニ購入又ハ交換シタルトキハ購入價格又ハ交換價格ニ依ル

第四十三條中「第四十四條ニ定メタル期限ノ外」ヲ削ル

第四十五條中「收入濟額」ノ下ニ「不納缺損額」ヲ「歳出ノ豫算額」ノ下ニ「豫算決定增加額」ヲ「支出濟額」ノ下ニ「翌年度繰越額、殘額」ヲ加フ

(九)勅令第百六十八號(明治三十八年五月十九日)

作業及鐵道會計規則中左ノ通改正ス

第二十二條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ鐵道作業上ノ連帶運輸ニ係ル收入ニ限リ翌年度五月三十一日迄ハ當該年度ノ歳入ニ組入ルヘシ

附　則

本令ハ明治三十七年度會計ヨリ之ヲ適用ス

(一〇)勅令第二十七號(明治三十九年三月二十二日)

作業及鐵道會計規則中左ノ通改正ス

第二條及第五十二條中「廣島鑛山」ヲ「海軍採炭所」ニ改ム

第五十三條第一項中「製鐵所長官」ノ下ニ「海軍採炭所長、」ヲ加ヘ同條第二項中「及廣島鑛山」ヲ削ル

附　則

本令ハ明治四十年度ヨリ之ヲ施行ス

作業及鐵道會計規則は前揭の如く作業會計法・陸軍作業會計法及鐵道會計法の三者を通じて、其の特別會計收支に關する手續を定めしものなるが、明治三十九年四月帝國鐵道會計法の制定に伴ひ、同年六月帝國鐵道及同用品資金會計規則新に制定せられ、鐵道に關する會計の諸手續は總て同規則中に規定せられしを以て、明治四十年三月左の如く作業及鐵道會計規則を改正し、同規則中鐵道に關する字句を削除すると共に、其の名稱をも單に作業會計規則と改めたり。

勅令第八十九號(明治四十年三月三十日)

作業及鐵道會計規則中左ノ通改正ス

「作業及鐵道會計規則」ヲ「作業會計規則」ニ改ム

第五條　削除

第二十二條中但書ヲ削ル

第五十二條中「及鐵道」ヲ削ル

第五十三條中「鐵道局長、」ヲ削ル

附　則

本令ハ明治四十年度ヨリ之ヲ施行ス

爾後作業會計規則は陸軍作業會計法の改正に伴ひ大正五年三月・八年四月及十年四月の三回に、夫々其の一部を左の如く改正せられたり。

(一)勅令第四十二號(大正二年三月三十一日)

作業會計規則中左ノ通改正ス

第三條　東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠ニ於テハ左ノ諸費ヲ以テ歳出トス

第一　事務員技術員ノ俸給諸給旅費

第二　事務所費

第三　職工人夫ニ給スル諸費

第四　作業用器具機械ノ維持修理及補充費

第五　材料素品購入代
第六　機械運轉用品購入代
第七　作業場用備品消耗品費
第八　土地建物其ノ他工作物、船舶ノ維持修理及補充費
第九　損失金

附　則

本令ハ大正二年度ヨリ之ヲ施行ス

(二)勅令第七十四號（大正五年三月三十一日）

作業會計規則中左ノ通改正ス

第二條及第五十二條中「造幣局、」及「電信燈臺用品製造所、」ヲ削ル

第五十三條中「造幣局長、」及第二項ヲ削ル

附　則

本令ハ大正五年度ヨリ之ヲ施行ス但シ大正四年度分ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

(三)勅令第八十一號（大正八年四月一日）

作業會計規則中左ノ通改正ス

第三條中「大阪砲兵工廠」ノ下ニ「、海軍火藥廠」ヲ加フ

第五十二條中「製鐵所、」ノ下ニ「海軍火藥廠、」ヲ加フ

第五十三條中「製鐵所長官、」ノ下ニ「海軍火藥廠長、」ヲ加フ

附　則

本令ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

(四)勅令第六十八號（大正十年四月一日）

作業會計規則中左ノ通改正ス

第二條及第五十二條中「海軍採炭所」ヲ「海軍燃料廠」ニ改ム

第五十三條中「海軍採炭所長」ヲ「海軍燃料廠長」ニ改ム

附　則

本令ハ大正十年度ヨリ之ヲ施行ス但シ大正九年度分ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

作業會計規則（大正十一年三月二十七日勅令第三十四號）

然るに大正十一年一月會計規則の改正に伴ひ、本規則にも根本的の改正を施す必要を生じ、同年三月勅令第三十四號を以て左の如く作業會計規則を改正したり。

第一章　歲入歲出

第一條　左ノ諸收入ヲ以テ作業所ノ歲入トス

一　作業上ノ收入
二　附屬雜收入

第二條　左ノ諸費ヲ以テ作業所ノ歲出トス

一　事務員及技術員ノ俸給、諸給及旅費
二　事務所費

三　職工人夫ニ支給スル諸費
四　固定資本ノ維持費修理費及補充費
五　材料素品購入費
六　動力費
七　作業場用備品費、固定資本ニ屬セサル器具費及消耗品費
八　生產品販賣諸費

第二章　豫算決算

第三條　歲入歲出ノ豫定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ前年度九月三十日迄ニ各省豫定經費要求書ト共ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第四條　歲入歲出ノ豫定決算書ハ科目ヲ分チ成ルヘク歲入ノ性質及歲出ノ用途ヲ明示スヘシ

第五條　所管大臣ハ其ノ年三月三十一日ニ終リタル會計年度ノ受拂勘定表及固定資本價格增減表ヲ調製シ歲入歲出ノ豫定計算書ニ之ヲ添附スヘシ

第六條　歲入歲出ノ決定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ翌年度七月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第三章　收入支出

第七條　歲入歲出ノ豫算ハ決定ノ後豫備費ヲ除キ所管大臣各作業事務長ニ命シテ之ヲ執行セシムヘシ但シ作業部局長ヲシテ歲出豫算ノ一部ヲ執行セシムルコトヲ得

第八條　豫備費ノ支出ハ會計規則第十九條、第二十條及第二十四條ノ規定ニ依ル

第九條　作業所ハ据置運轉資本ニ屬スル現金ノ持越高、据置運轉資本補足金受入高及當該年度ノ收入濟歲入額ヲ以テ支拂元受高トシ歲出ヲ支出スルハ此ノ支拂元受高ヲ超過スルコトヲ得ス

第十條　每年度ニ屬スル歲出ヲ支出スル爲小切手ヲ振出スハ當該年度三月三十一日限トス但シ會計法第十九條ノ規定ニ依リ歲出金ニ繰替使用シタル現金補塡ノ爲ニスル支出ニ付テハ翌年度四月三十日迄小切手ヲ振出スコトヲ得

第十一條　每年度ニ屬スル定額戻入ヲ爲スハ當該年度三月三十一日限トス

第十二條　每年度內ニ收入ヲ爲スヘキ權利ヲ得テ當該年度內ニ收入濟ト爲ラサルモノハ收入未濟トシテ遞次翌年度ニ繰越シ現ニ收入ヲ爲シタル年度ノ歲入ニ組入ルヘシ

第十三條　每年度內ニ支拂ヲ爲スヘキ義務ヲ生シ當該年度內ニ小切手ヲ振出ササルモノハ支出未濟トシテ遞次翌年度ニ繰越シ時效完成ニ至ル迄ハ支拂ノ請求アル每ニ小切手ヲ振出スヘシ但シ支出未濟ノ繰越額ハ支出濟額ト合シテ豫算定額ヲ超過スルコトヲ得ス

第十四條　歲入徵收官ハ每月徵收報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ之ヲ作業事務長ニ送付スヘシ

第十五條　作業事務長ハ徵收報告書ニ依リ每月徵收總報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ其ノ翌年中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第十六條　支出官ハ每月支出濟額報告書ヲ調製シ之ヲ作業事務長ニ送付スヘシ

第十七條　作業事務長ハ支出濟額報告書ニ依リ每月支出總報告書ヲ調製シ支出濟額報告書ヲ

添ヘ所管大臣ヲ經由シテ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第十八條　歳入徴收官又ハ支出官一人ナル場合ニ於テハ徴收報告書又ハ支出濟額報告書ヲ以テ徴收總報告書又ハ支出總報告書ニ充ツルコトヲ得

第四章　資本

第十九條　資本ハ價格ヲ附シテ之ヲ計算スヘシ

第二十條　資本ノ價格ハ左ノ方法ニ依リテ之ヲ定ム

一　土地ニ付テハ近隣地ノ賣買價格五年間ノ平均ニ依ル近隣ニ比較スヘキ相當ノ土地ナキトキハ五人以上ノ評價人ヲ定メ其ノ評價額ノ平均ニ依ル但シ新ニ購入又ハ交換シタルモノニ付テハ購入價格又ハ交換價格ニ依ル

二　建物、鐵道、道路其ノ他ノ築造物及船舶、機械、器具其ノ他ノ物品ニ付テハ築造費、製作費又ハ購入價格ニ依ル築造費、製作費及購入價格ノ不明ナルモノニ付テハ二人以上ノ評價人ヲ定メ其ノ評價額ノ平均ニ依ル

三　材料素品及機械ノ運轉用品ニ付テハ購入價格ニ依ル

四　生產品ニ付テハ生產費ニ依ル但シ賣買ノ契約濟ト爲リタルモノニ付テハ其ノ賣渡代價ニ依ル

第二十一條　土地ノ價格ハ前條ノ方法ニ依リ毎五年度ニ之ヲ改定スヘシ

第二十二條　建物、鐵道、道路其ノ他ノ築造物及船舶、機械、器具其ノ他ノ物品ハ永遠保存品ヲ除キ保存期限ヲ定メ其ノ期限ニ應シテ毎年度價格ヲ遞減スヘシ

前項ノ規定ニ依リテ價格ヲ遞減スヘキ物件ニシテ固定資本ニ屬スルモノヲ修理シタルトキハ其ノ修理費ヲ當年度ノ價格ニ加ヘ殘存期限ニ應シテ價格ヲ遞減スヘシ

第二十三條　前條第二項ノ場合ニ於テハ保存年限ヲ延長スルコトヲ得

第二十四條　材料素品及機械ノ運轉用品ニシテ年度內ニ消費セサルモノノ市價ノ低落又ハ毀損變質等ニ因リ其ノ市價生產費以下ト爲リタルトキハ毎年度末ノ市價ニ依リ其ノ價格ヲ減シタルトキハ毎年度末ノ市價ニ依リ其ノ價格ヲ改定スヘシ

第二十五條　生產品ニシテ年度內ニ販賣セサルモノノ需用ノ變動、生產法ノ改良又ハ毀損變質等ニ因リ其ノ市價生產費以下ト爲リタルトキハ毎年度末ノ市價又ハ當年度ノ生產費ニ依リ其ノ價格ヲ改定スヘシ

第二十六條　材料素品、機械ノ運轉用品、生產品其ノ他ノ物品ニシテ不用物品ニ組入レタルモノハ損失トシ其ノ價格ヲ削除シテ不用物品ニ組入レ之ヲ賣拂フヘシ

第五章　受拂勘定

第二十七條　受入ニ屬スルモノ左ノ如シ

一　歳入ノ收入濟額

二　收入未濟額

三　据置運轉資本ニ屬スル現金ノ持越高

四　据置運轉資本補足金受入高

五　總生產品ノ價格

六　總材料素品ノ價格

七　總機械運轉用品ノ價格
八　作業場用總器具備品ノ價格
九　代價支出濟未收物品ノ價格

第二十八條　拂出ニ屬スルモノ左ノ如シ

一　歲出ノ支出濟額
二　支出未濟額
三　据置運轉資本補足金償還額
四　据置運轉資本額
五　据置運轉資本補足金未償還額
六　賣拂代價收入濟既出物品ノ價格
七　賣拂代價收入濟未出物品ノ價格
八　賣拂代價收入未濟既出物品ノ價格
九　消費シタル材料素品ノ價格
十　消費シタル機械運轉用品ノ價格
十一　損失ニ歸シタル物品ノ價格

第二十九條　作業所ハ受入ノ總額ヨリ拂出ノ總額ヲ控除シ殘餘アルトキハ作業ノ益金トシテ其ノ事業ヲ營ミタル年度ノ一般ノ歲入ニ納付スヘシ

第六章　帳簿

第三十條　作業所ハ日記簿、原簿及補助簿ヲ備ヘ其ノ事業ニ關スル一切ノ計算ヲ登記スヘシ

第三十一條　作業事務長ハ歲入簿ヲ備ヘ歲入ノ豫算額、調定濟額、收入濟額、不納缺損額及收入未濟額ヲ登記スヘシ

第三十二條　支出官ハ支出簿ノ外支拂元受高差引簿ヲ備ヘ支拂元受高、支出濟額及殘額ヲ登記スヘシ

第三十三條　作業所ハ歲出簿及支拂元受高差引簿ヲ備ヘ歲出ノ豫算額、豫算決定後增加額、支出濟額、翌年度繰越額及殘額ヲ登記シ支拂元受高差引簿ニハ支拂元受高、支出濟額及殘額ヲ登記スヘシ但シ支出官一人ナル場合ニ於テハ支拂元受高差引簿ヲ省略スルコトヲ得

第七章　雜則

第三十四條　本令ニ於テ作業所トハ印刷局、製鐵所、海軍火藥廠、海軍燃料廠、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠及千住製絨所ヲ謂フ

第三十五條　本令ニ於テ作業事務長トハ印刷局長、製鐵所長官、海軍火藥廠長、海軍燃料廠長、東京砲兵工廠提理、大阪砲兵工廠提理及千住製絨所長ヲ謂フ

第三十六條　本令ニ規定セサルモノハ會計規則ノ定ムル所ニ依ル

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第百六十三號

陸軍造兵廠ヲ改正シ、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠ト爲ス

十五條中『東京砲兵工廠提理、大阪砲兵工廠提理』の文字を『陸軍造兵廠長官』に改めしが（大正十二年度より實施）、尋いで大正十五年四月に至り單行の製鐵所特別會計法制定せらるるに及び、同年十二月製鐵所特別會計規則の附則を以て更に本規則を改正し、第三十四條中『製鐵所』及第三十五條中『製鐵所長官』の文字を削除したり（大正十六年度より施行）。

以下項を改めて各作業所特別會計の沿革を細敍すべし。

第二項　造幣局特別會計

造幣局は明治九年九月各廳作業費區分及受拂例則竝に同十年七月作業費出納條例に依り、明治九年度以降其の收支を別途に經理せられしが、明治二十三年三月作業會計法の制定の結果、從來使用の土地建物機械等を固定資本とし、從來の造幣局營業資本及造幣局貨幣鑄造資本を合して据置運轉資本と爲し、明治二十三年度より更めて造幣局特別會計を設けらるるに至れり。同年度首に於ける本特別會計の資本額は固定資本五十四萬六千二百八十八圓八十六錢二厘、据置運轉資本八十三萬九千六圓六十五錢六厘、合計百三十八萬五千二百九十五圓五十一錢八厘なりとす。然るに右の据置運轉資本の約半額は金地金の保有に係るものにして、明治三十年貨幣法實施の結果其の價格に增加を生ずることとなりしを以て、之を造幣價格に改算して其の增加金額を据置運轉資本に加ふることと爲し、明治三十二年二月法律第十一號を以て、『造幣局据置運轉資本ニ屬スル金地金ノ價格ヲ造幣價格ニ改算シ其ノ增加金額ハ之ヲ造幣局据置運轉資本ニ加フヘシ』と定めたり。而して右法律に基き金地金價格改算の結果、据置運轉資本は十五萬九千二百六圓餘を增加することとなり、三十一年度末現在に於ては其の額九十九萬八千二百十二圓七十一錢九厘となりたり。然るに其の後造幣局の事業は年と共に漸次膨脹し、我國貨幣の改鑄事業の外、日露戰役後は韓國政府の委託に依り同國貨幣の鑄造をも行ふこととなり、右の運轉資本額を以てしては不足を告ぐるに至りしを以て明治四十一年三月法律第十一號を以て左の如く公布し、運轉資本の增加及設備の擴張を圖ることとしたり。此の結果造幣局据置運轉資本額は明治四十一年度末に於て二百五十萬圓となれり。

法律第十一號（明治四十一年三月十四日）

明治四十一年度ニ於テ造幣局据置運轉資本ニ百五十萬千七百八十七圓二十八錢一厘ヲ增加ス」

前項資本ノ增加及明治四十一年度乃至四十三年度ニ於ケル造幣局ノ設備擴張ニ要スル經費ニ充用スルカ爲貨幣整理資金ノ內二百三萬千九十二圓ヲ限リ一般會計ニ繰入ルルコトヲ得

右造幣局設備擴張事業は其の後に至り、財政上の都合に依り二箇年間事業の繰延を行はるることとなりしを以て、明治四十四年三月法律第十三號を以て右法律に改正を加へ『四十三年度』を『四十五年度』と改めたり。

造幣局特別會計は前述の如く明治二十三年度以降作業會計法の規定に基き經理せられ來りしが大正四年度に於て特別會計の一般的整理を行はるるに當り、造幣局特別會計に關しては新に獨立の單行法を制定し、之と同時に從來本特別會計の外に存在せし貨幣整理資金特別會計を廢止して、右貨幣整理資金を本特別會計の資金として繼承することとなれり。斯くて新なる造幣局特別會計に於ては、固定及据置運轉の兩資本を以て事業の經營に當ることは從前の如くなるも、右の外新に繼承したる貨幣整理資金を以て資金部を置き、作業上の歲入歲出とは、別途の歲入歲出とし、且つ作業上の純

益は從來の如く一般會計に繰入れずして、之を右資金部に編入することとしたり。之れ卽ち本特別會計の他の作業會計と異る點にして、又獨立の單行法を制定するに至りし所以なり。今右法律の全文を示せば左の如し。

造幣局特別會計法（大正四年六月二十一日法律第九十一號）

第一條　造幣局ノ事業ヲ經營スル爲固定資本、据置運轉資本及資金ヲ置キ作業上ノ收入、附屬雜收入及資金ニ屬スル收入ヲ以テ歲入ト爲シ作業ノ費用及資金ニ屬スル支出ヲ以テ歲出ト爲シ特別ノ會計ヲ立テシム

第二條　造幣局ニ於テ從來使用シ及將來增加スル所ノ土地、建物、築造、機械、重要ナル器具及標本ヲ以テ固定資本トシ從來ノ据置運轉資本ヲ以テ据置運轉資本トス

資金ハ大正四年度末現在ノ貨幣整理資金特別會計所屬ノ資金ヲ以テ之ニ充テ舊貨幣及流通不便貨幣ノ交換及處分ニ關スル用途ニ使用ス

第三條　固定資本ノ維持、修理及補充ハ作業上ノ歲入ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ

第四條　本會計ニ於ケル作業上ノ歲出額ハ其ノ實際ノ歲入及据置運轉資本ノ合計額ヲ超過スルコトヲ許サス

第五條　資金ニ屬スル收入支出ハ別途ノ歲入歲出トシテ之ヲ整理スヘシ

第六條　作業上ノ純益ハ之ヲ資金ニ編入スヘシ

第七條　資金ノ收入支出ノ決算上過剩ヲ生シタルトキハ之ヲ該資金ニ編入スヘシ

第八條　固定資本ニ屬スル物件ノ賣拂代金ハ之ヲ一般ノ歲入ニ編入スヘシ

第九條　政府ハ每年本特別會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第十條　本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本法ハ大正五年度ヨリ之ヲ施行ス

右法律の制定に伴ひ大正五年三月勅令第七十五號を以て、左の如く本特別會計の收支に關する手續を定めたり。

造幣局特別會計規則（大正五年三月三十一日勅令第七十五號）

第一條　左ノ諸收入ヲ以テ作業上ノ歲入トス

第一　作業上ノ收入

第二　附屬雜收入

第二條　左ノ諸費ヲ以テ作業上ノ歲出トス

第一　事務員技術員ノ俸給諸給旅費

第二　事務所費

第三　職工人夫ニ給スル諸費

第四　作業用器具機械及標本ノ維持修理及補充費

第五　材料素品購入代

第六　動力費

第七　作業場用備品消耗品費
第八　建物及築造ノ維持修理及補充費
第九　損失金

第三條　左ノ諸收入ヲ以テ資金ニ屬スル歳入トス

第一　地金賣拂代
第二　附屬雜收入

第四條　左ノ諸費ヲ以テ資金ニ屬スル歳出トス

第一　舊貨幣及流通不便貨幣ノ交換金
第二　舊貨幣及流通不便貨幣ノ處分ニ關スル諸費
第五條　造幣局ハ据置運轉資本ニ屬スル現金ノ持越高及當該年度作業上ノ收入濟歳入額ヲ以テ仕拂元受高トシ作業上ノ歳出ヲ支出スルハ此ノ仕拂元受高ヲ超過スルコトヲ得ス
第六條　所管大臣ハ大藏大臣ノ承認ヲ經テ補助貨鑄造ノ材料素品購入代ニ相當スル金額ヲ限リ資金ニ屬スル現金ヲ前條ノ仕拂元受高ニ繰替使用スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ繰替使用シタル金額ハ當該年度内ニ之ヲ返還スヘシ
第七條　受拂勘定ハ作業上ノ歳入ノ收入濟額、收入未濟額、据置運轉資本ニ屬スル現金ノ持越高、繰替金受入額、總生産品ノ價格、總材料及素品ノ價格、總機械運轉用品ノ價格、作業場用總備品ノ價格、代價支出濟未收物品ノ價格ヲ以テ受入トシ作業上ノ歳出ノ支出濟額、支出未濟額、据置運轉資本額、繰替金返還額、賣拂代價收入濟物品ノ價格、賣拂代價收入未濟既出物品ノ價格、消費ン

タル材料及素品ノ價格、消費シタル機械運轉用品ノ價格、損失ニ歸シタル物品ノ價格、損失金ヲ以テ拂出トシ受入ノ總額ヨリ拂出ノ總額ヲ控除シ殘餘アルトキハ之ヲ作業ノ益金トシテ資金ニ編入スヘシ

第八條　資金ノ受拂勘定ハ資金ニ屬スル歳入ノ收入濟額、收入未濟額、資金ニ屬スル現金ノ持越高、繰替金返還受入額、作業益金受入額、總地金ノ價格ヲ以テ受入トシ資金ニ屬スル歳出ノ支出濟額、支出未濟額、資金額、繰替金拂出額、賣拂代價收入濟地金ノ價格、賣拂代價收入未濟既出地金ノ價格ヲ以テ拂出トシ受入ノ總額ヨリ拂出ノ總額ヲ控除シ過剰アルトキハ之ヲ資金ニ編入シ不足ヲ生スルトキハ資金ノ減額ト爲スヘシ

第九條　交換ノ上資金ニ受入レタル舊貨幣及流通不便貨幣ヲ地金トシテ賣却スルトキハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

第十條　本令ニ規定セサル事項ニ關シテハ作業會計規則ヲ準用ス

附　則

本令ハ大正五年度ヨリ之ヲ施行ス

右勅令は大正十一年三月會計規則の改正に伴ひ其の一部を改正せられしが、尋いで大正十五年八月以後舊補助貨の回收促進の爲め交換手數料を支給するの制度採用せらるるや、之に要する經費は造幣局資金中より支出することと爲し、同年七月更に其の一部を改正せられたり。今右兩次の改正を掲ぐれば左の如し。

（一）勅令第三十六號（天正十一年三月二十七日）

造幣局特別會計規則中左ノ通改正ス

第二條中「第九損失金」ヲ削ル

第五條及第六條中「仕拂元受高」ヲ「支拂元受高」ニ改ム

第六條ノ二　毎年度ニ屬スル歳出ヲ支出スル爲小切手ヲ振出スハ當該年度三月三十一日限トス但シ資金ニ屬スル歳出ニシテ國庫内ニ於ケル移換ノ爲ニスル支出又ハ會計法第十九條ノ規定ニ依リ歳出金ニ繰替使用シタル現金補塡ノ爲ニスル支出ニ付テハ翌年度四月三十日迄小切手ヲ振出スコトヲ得

第七條中「損失金」ヲ削ル

第九條ヲ削リ第十條ヲ第九條トス

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

（二）勅令第二百六十四號（大正十五年七月二十二日）

造幣局特別會計規則中左ノ通改正ス

第四條第一號ヲ左ノ如ク改ム

第一　舊貨幣及流通不便貨幣ノ交換金竝舊貨幣ノ交換ニ關スル諸費

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

造幣局資金ハ前掲造幣局特別會計法第二條に於て規定する如く、舊貨幣及流通不便貨幣の交換及

處分に關する用途に使用するを以て其の本來の使命とする所なるが、其の他特別の法律の制定に依り右の用途以外の目的に使用せられし場合を屢〻存したり。今之を擧ぐれば、其の第一は造幣局運轉資本增加及設備擴張費に充當する爲め、造幣局資金中より一般會計に繰入れらるる場合にして、既述の如く明治四十一年造幣局特別會計に併合せらるる以前に於て、貨幣整理資金特別會計より二百三萬千九百十二圓を一般會計に繰入ることと爲せしが（實際繰入額は百八十六萬二千三百三十五圓七十一錢一厘）、後大正五年三月に至り法律第二十二號を以て、造幣局の設備擴張に要する經費に充用するが爲め大正五年度に於て資金の中一萬六千九百五圓を一般會計に繰入ることと爲し（實際繰入額は一萬六千八百八十一圓）、更に大正八年に至り輸納地金銀の激增に伴ひて据置運轉資本を增加すると共に、貨幣の增鑄及補助貨の改鑄作業の爲に設備の擴張を必要とするに至り、同年三月法律第九號を公布し、大正八年度に於て造幣局据置運轉資本に百五十萬圓を增加すると共に、右資本の增加及大正八年度乃至大正十年度に亙り造幣局の設備擴張に要する經費に充用する爲め、造幣局資金の内二百六十一萬四千九百五十二圓を限り一般會計に繰入るることを得る旨を定めたり。右法律の結果造幣局据置運轉資本は總額四百萬圓に增額せらるると共に、大正八年度以降三箇年の繼續費として總計百十一萬餘圓を以て、設備の擴張を行ふこととなりしが、其の後銀塊相場の狀勢に鑑み銀貨の鑄造に代ふるに白銅貨を以てすることに改めしと、物價騰貴との爲めに上述の設備擴張費に不足を生ずることとなりしを以て、右經費に合計八十三萬餘圓を追加すると共に繼續年限を一箇年延長することと爲し翌大正九年七月法律第三號を以て右法律に改正を加へ、『大正十年度』を『大正十一年度』に、『二百六十一萬四千九百五十二圓』を『三百四十五萬二千二百二十九圓』に改めたり。更に又造幣局工場其の他

の設備は明治二年の建設以來數十年を經過し、其の朽廢甚しきに至りしを以て、大正十五年度より三箇年の繼續事業として之が改築を計畫し、而して之に要する經費は造幣局資金中より支出することゝ爲し、大正十五年三月法律第三十號を公布し『造幣局工場其ノ他附屬設備ノ改築ニ要スル經費ニ充用スル爲造幣局資金ノ內百十二萬三千八十八圓ヲ限リ大正十五年度乃至大正十七年度ニ亙リ一般會計に繰入ルルコトヲ得』と定めたり。

造幣局資金を其の本來の目的以外に使用せし第二の場合は、之を教育改善及農村振興基金に充用せしものにして、卽ち大正十四年三月法律第十四號を以て教育改善及農村振興基金特別會計法を制定し、造幣局資金の內一億三千萬圓を割きて右特別會計の基金に繰入ることと定めたり。右法律は翌十五年三月法律第二十七號を以て改正を加へられ、造幣局資金よりの繰入額を更に增加して一億四千四百萬圓としたり。右に關しては第四節第二十款教育改善及農村振興基金特別會計の部を參照すべし。

以上二種の場合の如く造幣局資金の絕對的減少を來すべき使用の外に、造幣局資金使用方法の第三として、他の會計に一時的融通を行ひし場合あり。卽ち明治四十五年二月法律第一號に依り、清國事件費支辨の爲め貨幣整理資金特別會計より一般會計に繰替貸付せしもの二百二十八萬七百九十七圓あり。右は貨幣整理資金の併合と共に債權として造幣局資金に繼承せられしが、更に大正五年二月法律第四號に依り、大正三年臨時事件費支辨の爲め、本資金中より一般會計に對し三百五十萬圓を繰替貸付したり。右兩種の繰替貸金合計五百七十八萬七百九十七圓は、大正末年度に至る迄未だ返還せらるるに至らずして、本特別會計資金部の債權として存するものとす。

第三項　印刷局特別會計

印刷局は造幣局等と同じく明治九年各廳作業費區分及受拂例則竝に同十年作業費出納條例に據り、明治九年度以降其の收支の會計を別途にせられしが、明治二十三年三月作業會計法の制定せらるるに及び、二十三年度以降同法に據り更めて特別會計を設置せらるることとなれり。同年度首に於ける本特別會計の資本額は、固定資本八十一萬八百三十五圓三十三錢一厘、据置運轉資本三十三萬九千百五圓三十三錢四厘、合計百十四萬九千七百四十圓六十六錢五厘なりとす。爾來本特別會計は引續き作業會計法に據りて經理せられ、何等の變更なくして大正末年に至りしが、唯其の間据置運轉資本額に就ては、兩三次に亙りて改正せられたり。卽ち明治三十三年一月法律第七號を以て印刷局据置運轉資本增加に關する法律を公布し、明治三十三年度に於て三萬八百九十四圓六十六錢六厘を增加することとしたり。蓋し明治三十二年度限り官報局廢止せられ、官報事業の印刷局に轉屬せられし結果、資本の增加を必要とするに至りたるものにして、之に依り印刷局据置運轉資本は總計三十七萬圓となれり。然るに印刷局事業の年々擴大せらるるに伴ひ更に資本の不足を告ぐるに至りしを以て、明治四十年三月法律第五號を以て、官廳に於て印刷局製造の物件を買入るる場合に於ては前金拂を爲すことを得るの制度を設け、以て運轉資本金の增加に代へしが、爾後更に運轉資本の增加を必要とするに及びて、明治四十四年三月法律第三十五號を以て作業會計法に改正を加へ、從來の据置運轉資本額に十萬圓を增して合計四十七萬圓と爲し、此の資本增加に要する資金は、明治四十四年度に於て一般會計より之を繰入るることとしたり。尋いで大正十年三月に至り、印刷局事業の增進及物

價騰貴に伴ひ資本の增加を行ふ爲め、法律第八號を以て再び作業會計法を改正し、印刷局據置運轉資本を總額百萬圓と定め、其の增額は大正十年度に於て一般會計より之を繰入れたり。

第四項　富岡製絲所特別會計

富岡製絲所も造幣局印刷局等の作業會計と共に、明治九年各廳作業費區分及受拂例則竝に同十年作業費出納條例に據り、明治九年度以降別途に其の收支を經理せられ來りしが、明治二十三年作業會計法の制定に至りて、更めて同法に據りて特別會計を設置せられたり。而して同年度首に於ける本特別會計の資本額は、固定資本一萬九千三百十三圓二錢四厘、據置運轉資本二十萬三千七百六圓七十六錢一厘、合計二十二萬三千十九圓七十八錢五厘なりとす。然るに富岡製絲所は明治二十六年九月に至り、之を民間に拂下げらるるに至りしを以て、同特別會計も從つて明治二十六年十一月末を以て終了することとなり、其の據置運轉資本金は明治二十六年度一般會計の歲入に繰入れて、本特別會計を結了したり。但し作業會計法中に於ける本特別會計に關する規定は、之と同時に整理せらるるに至らずして依然存續せしが、明治三十二年二月法律第十二號を以て作業會計法に改正を加へ、新に同法中製鐵所特別會計に關する規定を設けしを機として、始めて廢止せられたり。

第五項　電信燈臺用品製造所特別會計

明治十九年十二月遞信省電信燈臺貯藏物品資本取扱順序を定め、從前の電信局營業資本及燈臺局倉庫資本を夫々電信局又は燈臺局貯藏物品資本と改稱し、各別途の會計としたりしが、明治二十一年度以後は兩資本を併合して電信燈臺貯藏物品資本と改稱し、右資本は年々之を据置きて事業上に要する諸物品の製作購買貯藏の費用に充て、年度末に於て製作品の賣拂代價の收入等と差引き、差益を生ずるときは之を國庫へ納入するものとしたり。然るに明治二十三年三月作業會計法制定せらるるや遞信省に電信燈臺用品製造所を設置し、從來の電信燈臺貯藏物品資本を繼承して新に特別會計を設け、之が收支を經理することとなれり。而して同年度首に於ける本特別會計の資本額は、固定資本一萬七千二百七十二圓六十六錢五厘、据置運轉資本十一萬三千四百五十七圓八十錢九厘、合計十三萬七百三十圓四十七錢四厘なりき。本特別會計は爾後引續き作業會計法に據りて經理せられ、大正四年に至る迄何等の變化もなかりしが、他方民間に於ける電信燈臺用品の製造は漸次發達を遂げ、當時に於ては最早其の大部分は民間の供給に俟つも何等差支なきに至りしを以て、大正四年度に於て各種特別會計の整理を行はんとするに際し、本特別會計も同年度限り之を廢止することに決し、大正四年六月法律第五號を以て作業會計法に改正を加へ、電信燈臺用品製造所に關する事項を削除したり。斯くて大正四年度末に於ける本特別會計資金の殘額八萬四千五百二十四圓八十六錢八厘は、之を大正五年度一般會計の歲入に繰入れ、以て本會計を終結したり。

第六項　廣島鑛山特別會計

廣島縣鑛山は明治八年官行鑛山と爲り、十二年以降大藏省所管の下に、作業費出納條例に據り別途の會計を以て經理せられしが、明治二十三年作業會計法の制定せらるるに及びて、同法の規定に依り新に廣島鑛山なる名稱の下に特別會計を設置せられたり。而して設置年度首に於ける本特別會計

の資本額は、固定資本五千五百七十八圓五十六錢六厘、据置運轉資本十七萬九百六十圓九十六錢九厘、合計十七萬六千五百三十九圓五十三錢五厘なりき。廣島鑛山は其の後明治三十一年十月其の所屬を大藏省より農商務省に移され、尚ほ引續き官行經營せられしが、明治三十七年三月に至り民間に拂下げられしを以て、本特別會計も明治三十六年度限り廢止せらるることとなり、本會計所屬の据置運轉資本殘額七千二百六十三圓五十錢は、明治三十七年度一般會計の歲入に繰入れられたり。但し作業會計法中に於ける本特別會計に關する規定は、明治三十九年三月に至り法律第十一號を以て始めて削除せられたり。

第七項　專賣局特別會計

明治二十九年三月法律第三十五號を以て葉煙草專賣法を公布し、明治三十一年一月一日以後葉煙草專賣の制度を設けたり。卽ち之に依れば葉煙草の耕作は毎年一定の期間に屆出でたる土地に限りて之を行はしめ、其の收穫葉煙草は乾燥の後總て政府に納付せしむるものにして、政府は之を鑑定して、豫め公示せる葉煙草賠償金表に依り賠償金を交付し、右收納葉煙草は總て定價を以て之を買受人に賣渡すものとす。而して右葉煙草專賣制度の創始に伴ひ、葉煙草賠償の爲め新に葉煙草專賣資金を置き、葉煙草賣渡代金を以て歲入とし、葉煙草納付者に對する賠償金を以て歲出として、之を特別に經理せしむることと爲し、明治二十九年四月法律第七十九號を以て左の如く葉煙草專賣資金會計法を制定したり。

葉煙草專賣資金會計法（明治二十九年四月十一日法律第七十九號）

第一條　葉煙草專賣法ニ依リ政府ニ於テ收納スル葉煙草賠償ノ爲葉煙草專賣資金ヲ置キ特別會計ヲ設置ス

第二條　每會計年度ニ於テ其ノ歲入ノ葉煙草賠償金ニ超過スルモノハ同年度一般ノ歲入ニ編入シ資金ハ翌年度ニ繰越スヘシ

第三條　政府ハ每年葉煙草專賣資金特別會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ帝國議會ニ提出スヘシ

第四條　葉煙草專賣資金ノ收入支出ニ關スル規程ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條　此ノ法律ハ明治三十一年一月一日ヨリ施行ス

右法律の制定に伴ひ明治三十年三月勅令第五十三號を以て、左の如く葉煙草專賣資金の收支に關する手續を定めたり。

葉煙草專賣資金會計規則（明治三十年三月二十九日勅令第五十三號）

第一條　葉煙草專賣資金ハ葉煙草賣渡代金ヲ以テ歲入トシ葉煙草納付者ニ對スル賠償金ヲ以テ歲出トス

第二條　歲入歲出ノ豫定計算書ハ主管大臣之ヲ調製シ前年度八月三十一日迄ニ各省豫定經費要求書ト俱ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第三條　主管大臣ハ其ノ年三月三十一日ニ終リタル會計年度ノ受拂勘定表ヲ調製シ歲入歲出ノ豫定計算書ニ添付スヘシ

第四條　歲入歲出ノ決定計算書ハ主管大臣之ヲ調製シ翌年度八月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣

ニ送付スヘシ

歳入ヲ調定スル官吏ハ會計檢査院ニ證明ノ爲メ毎年度歳入調定額計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ年度經過後二箇月以內ニ其ノ歳入事務管理廳ハ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ

仕拂命令官ハ會計檢査院ニ證明ノ爲メ毎月支出ノ計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ翌月十五日迄ニ主管大臣ニ送付シ主管大臣ハ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ

第五條　各年度ニ於テ收入ヲ爲スヘキ權利ヲ得テ當該年度內ニ收入濟トナラサルモノハ收入未濟トシテ順次翌年度ニ繰越シ現ニ收入ヲナシタル年度ノ歳入ニ組入ルヘシ

第六條　各年度ニ於テ支拂ヲ爲スヘキ義務ヲ生シ當該年度內ニ仕拂命令ヲ發セサルモノハ支出未濟トシテ順次翌年度ヘ繰越シ當該年度經過後滿五箇年內ハ支出ノ請求アル毎ニ仕拂命令ヲ發スヘシ

第七條　主管大臣ハ葉煙草專賣所ノ出納官吏ニ現金前渡ヲ爲スコトヲ得

第八條　前渡ヲ爲シタル現金ノ支拂殘額ハ翌年度四月三十日迄定額戻入ヲ爲スコトヲ得

第九條　歳入ノ收入濟額、收入未濟額、資金ノ受入額、資金ニ屬スル現金ノ持越額及總葉煙草ノ價格ヲ以テ受入トシ歳出ノ支出濟額、支出未濟額、資金額、賣渡代價收入濟葉煙草ノ價格、賣渡代價收入未濟既出葉煙草ノ價格及損失ニ歸シタル葉煙草ノ價格ヲ以テ拂出トシ受入額ヨリ拂出額ヲ控除シ過剩アルトキハ葉煙草專賣益金トシテ之ヲ同年度一般ノ歳入ニ納付スヘシ

前項ニ揭クル葉煙草ノ價格ハ總テ賠償價格ヲ以テ計算スヘシ但シ每年度ノ終ニ現在スル葉煙草ノ價格ハ每年ノ賠償價格ニ比準シテ之ヲ改算スヘシ

第十條　會計規則第九十五條ニ依リ收入官吏ノ會計檢査院ニ提出スヘキ計算書ヲ事務管理廳ニ送付スルハ每年度經過後二箇月以內トス

第十一條　葉煙草專賣事務管理廳ハ日記簿、原簿及補助簿ヲ備ヘ其ノ事務ニ關スル一切ノ計算ヲ登記スヘシ

第十二條　本規則ニ依リ出納官吏ヨリ會計檢査院ニ提出スル所ノ證明書ニ關スル規程樣式ハ會計檢査院ノ定ムル所ニ依ル

第十三條　前條ノ外本規則ニ揭クル諸書類帳簿ノ樣式ハ大藏大臣之ヲ定ムヘシ

附　則

第十四條　本規則ハ明治三十一年一月一日ヨリ施行ス

葉煙草專賣資金特別會計は斯くの如くにして、明治三十年度（三十一年一月一日より設置せられ、其の資金を四百萬圓と定められしが、明治三十二年三月葉煙草專賣法を改正し、葉煙草の輸入も亦政府の專賣權に屬せしむるに及びて、此の輸入葉煙草の購入も亦本資金に依らざるべからざるに至りしを以て、同年三月法律第二十九號を以て、葉煙草專賣資金會計法第一條中『收納』の下に『及輸入』の三字を追加して之を補正し、之と同時に本資金額を五百萬圓に增加したり。

明治三十二年三月法律第三十號を以て作業會計法に改正を加へ、三十三年度以降專賣局を作業所の一として、作業會計法に依り其の會計を經理せしむることと爲し、其の據置運轉資本は明治三十三年四月一日現在の葉煙草專賣資金を以て之に充て、漸次增加して八百萬圓に至らしむることと定め

之と同時に法律第三十一號を以て葉煙草專賣資金會計法を明治三十二年度限り廢止したり。蓋し從來の制度に於ては專賣事業中收支會計を特別にせるは、葉煙草の賣拂代金を收入とし賠償金を支出とする葉煙草專賣資金の計算のみに止まり、賣拂代金以外に收入する雜收入竝に專賣事業の經營に要する諸經費は、總て一般會計の經理に屬するものなるが故に、專賣事業全體としての收支計算は之を明確ならしむるを得ざるの慨あり。曩に專賣制度の創始に際しては準備未だ整はざるが故に暫く資金の收支のみを特別會計と爲すに止めしが、其の制度として不合理なるは固より言を俟たざるを以て、實施後二箇年を經、準備略〻成るに及んで、資金會計を廢して作業會計と爲し、事業經營の爲めに固定及据置運轉の兩資本を置き、作業上の收入及附屬雜收入を以て作業上一切の經費を支辨し、差引純益は之を一般會計に編入することと爲せしなり。斯くて專賣局特別會計は葉煙草專賣資金特別會計に代りて、明治三十三年度より設置せられしが、其の設置年度首に於ける資本額は、固定資本三百八十九萬二千二百六十七圓二十四錢五厘、据置運轉資本五百萬圓、合計八百八十九萬二千二百六十七圓二十四錢五厘なりき。

專賣局の据置運轉資本は、明治三十二年作業會計法の規定に依り、漸次增加して八百萬圓と爲すことを得るものなりと雖も、實際に於ては其の後も五百萬圓に止めて、未だ增額せらるることなかりしが、明治三十七年四月煙草專賣法發布せられ、同年七月以降新に製造煙草の專賣をも開始することとなり、勢ひ資本額を增加せざるべからざるの必要を生じたり。然れども運轉資本の增額は當時國庫多端の時に際し財政上之を許さざるものありしを以て、明治三十八年二月左の如き法律を制定し、融通證券の發行に依りて運轉資本の不足を一時補足するを得るの制度を設けたり。

法律第十七號（明治三十八年二月十六日）

第一條　煙草專賣局及製鐵所ノ据置運轉資本ニ不足ヲ生シタルトキハ大藏大臣ハ融通證券ノ發行ニ依リ一時之ヲ補足スルコトヲ得但シ其ノ金額ハ煙草專賣局ニ在リテハ七百萬圓製鐵所ニ在リテハ五百五十萬圓ヲ超過スルコトヲ得ス

第二條　前條ノ融通證券ハ遲クトモ翌年度ニ於テ之ヲ償還スヘシ

第三條　本法ニ依リテ發行スル融通證券ニ關シテハ本法ニ規定スルモノノ外大藏省證券條例ヲ準用ス但シ大藏省證券條例第四條第一項ハ此ノ限ニ在ラス

右法律に依る資本不足額の一時補足は、其の後四十四年三月に至りて、融通證券の發行の外、大藏省預金部よりの借入金に依ることを得るものと改めしが（法律第八號）、大正十年四月に至り右大藏省預金部なる制限を撤廢して借入の範圍を擴張すると共に、大藏大臣は借入金又は融通證券の發行に代へ、當該會計年度內に限り國庫餘裕金を繰替使用するを得ることとせり（法律第三十二號）。而して此の借入金又は融通證券の發行制限額は最初は七百萬圓なりしも、爾後事業の擴張に伴ひ、明治三十九年四月には之を千六百萬圓に（法律第二十七號）、同四十一年三月には二千萬圓に（法律第十二號）、大正九年八月には九千萬圓に（法律第二十四號）、同十五年三月には更に之を一億千萬圓に（法律第二十八號）增額したり。

專賣局の据置運轉資本額は前述の如く八百萬圓迄增加するを得るの規定に拘らず、實際に於ては五百萬圓に止められしが、明治四十一年度より各種の專賣行政を統一して、煙草の外鹽及樟腦の專賣に關する事業をも專賣局に統轄せしむることとなりし結果、運轉資本の增加を必要とするに至り、之を七百萬圓に增加したり。然るに爾後專賣品特に製造煙草販賣高の累增と物價竝に勞銀の騰貴と

に因り、右の運轉資本額竝に借入金及融通證券の制限額を以てしては、到底專賣事業の自然的發達に應ずることを得ざるに至りしを以て、大正四年六月法律第五號を以て作業會計法に改正を加へ、專賣局据置運轉資本を千萬圓に增額し、右增加額は之を專賣局益金中より繰入れたり。爾後專賣局特別會計に就ては大正末年に至る迄何等の變化無きものとす。

明治三十三年度以降專賣局を作業所の一として、作業會計法に依りて其の會計を經理せしむるや之が收支に關する手續に就ては他の諸作業所と多少趣を異にするものあるを以て、作業及鐵道特別會計規則に依らずして、特に專賣局作業會計規則を制定することとなり、明治三十三年二月左の如く之を公布したり。

專賣局作業會計規則（明治三十三年二月二日勅令第二十號）

第一條　歲入歲出ノ豫定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ前年度八月三十一日迄ニ各省豫定經費要求書ト俱ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第二條　所管大臣ハ其ノ年三月三十一日ニ終リタル會計年度ノ受拂勘定表及固定資本價格增減表ヲ調製シ歲入歲出ノ豫定計算書ニ添附スヘシ

第三條　歲入歲出ノ決定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ翌年度十二月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

專賣局長又ハ專賣支局長ハ會計檢査院ニ證明ノ爲每年度歲入確定額計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ年度經過後二箇月以內ニ其ノ歲入事務管理廳ニ送付シ歲入事務管理廳ハ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ

專賣局長又ハ專賣支局長ハ會計檢査院ニ證明ノ爲每月支出ノ計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ翌月十五日迄ニ其ノ所管大臣ニ送付シ所管大臣ハ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ

本條第二項第三項ノ計算書ハ特ニ所管大臣ヨリ委任ヲ受ケタル官吏ヨリ直ニ會計檢査院ニ送付セシムルコトヲ得

第四條　歲入歲出ノ豫算ハ決定ノ後所管大臣之ヲ專賣局長及專賣支局長ニ命シテ執行セシムヘシ

第五條　專賣局長又ハ專賣支局長ハ歲出ヲ支出スル爲金庫ニ向テ仕拂請求書ヲ發スヘシ

第六條　仕拂請求書ヲ發スル官吏ハ葉煙草ノ賠償及購買費、外國ニ於テ仕拂ヲ爲ス經費及支部局ノ經費ニ限リ專賣局又ハ專賣支局ノ出納官吏ニ現金ノ前渡ヲ爲スコトヲ得

第七條　各年度ノ歲出ニ屬スル仕拂請求書ヲ發スルハ每年度三月三十一日限リトス

仕拂請求書發行及取扱ノ手續ハ仕拂命令ノ例ニ依ル

第八條　各年度ニ屬スル定額戻入ヲ爲スハ每年度三月三十一日限リトス

第九條　每年度內ニ收入ヲ爲スヘキ權利ヲ得テ當該年度內ニ收入濟トナラサルモノハ收入未濟トシテ順次翌年度ニ繰越シ現ニ收入ヲナシタル年度ノ歲入ニ組入ルヘシ但シ明治三十年勅令第三百七十五號ニ依リ延納ヲ許可シタル葉煙草ノ代金ニ限リ翌年度七月三十一日迄ハ當該年度ノ歲入ニ組入ルヘシ

第十條　每年度內ニ仕拂ヲ爲スヘキ義務ヲ生シ當該年度內ニ仕拂請求書ヲ發セサルモノハ支出未濟トシテ順次翌年度ヘ繰越シ當該年度經過後滿五箇年內ハ支出ノ請求アル每ニ仕拂請

求書ヲ發スヘシ但シ支出未濟ノ繰越額ハ支出濟額ト合シテ豫算定額ヲ超過スルヲ得ス

第十一條　毎年度内ニ於テ仕拂請求書ヲ發シ金庫ニ於テ仕拂ノ請求ヲ受ケサルモノハ仕拂未濟トシテ之ニ相當スル資金ヲ翌年度ヘ繰越シ仕拂ノ請求アル毎ニ仕拂ヲ爲スヘシ

第十二條　前條ノ仕拂未濟金ハ會計法第十八條ニ依リ仕拂義務ヲ免レタルトキハ其ノ期滿免除トナリタル年度ノ一般ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第十三條　仕拂請求書ノ執行ニ關シテハ仕拂命令執行ノ例ニ依ル

第十四條　收入官吏ハ其ノ取扱タル收入ヲ記入スル帳簿ノ結果ニ依リ毎月收入報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ翌月十五日迄ニ專賣局ニ送付スヘシ

專賣局ハ作業全部ノ毎月收入總報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ其ノ翌月中ニ所管大臣ヲ經由シテ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第十五條　金庫出納役ハ毎月仕拂請求書受領濟報告書ヲ調製シ其ノ翌月中ニ大藏省ニ送付スヘシ

第十六條　資本ハ總テ價格ヲ付シテ計算スヘシ

第十七條　資本ノ價格ハ左ノ方法ニ依テ之ヲ定ム

一　土地ハ近隣地ノ賣買價格五箇年間ノ平均ニ依ル近隣ニ比較スヘキ相當ノ土地ナキトキハ五人以上ノ評價人ヲ定メ其ノ評定價格ノ平均ニ依ル

二　建造物及其ノ他ノ物品ハ建築費又ハ購入價格ニ依ル建築費又ハ購入價格ノ不明ナルモノハ物件ノ輕重ニ依リ二人以上ノ評價人ヲ定メ其ノ評定價格ノ平均ニ依ル

三　葉煙草ハ賠償又ハ購買價格ニ依ル其ノ沒收等ニ係ルモノハ其ノ比準價格ニ依ル

第十八條　土地ノ價格ハ前條ノ方法ニ依リ毎五年ニ之ヲ改定スヘシ

第十九條　建造物及其ノ他ノ工作物機械器具及其ノ他ノ物品ハ永遠保存品ヲ除キ總テ保存期限ヲ定メ其ノ期限ニ應シテ毎年價格ヲ遞減スヘシ

前項中固定資本ニ屬スル物件ヲ修理シタルトキハ其ノ修理費ヲ以テ現年ノ價格ニ加ヘ再ヒ保存年限ニ應シテ價格ヲ遞減スヘシ

第二十條　前條ノ物件ヲ修理シタルトキハ保存年限ヲ改定シテ之ヲ延フルコトヲ得

第二十一條　毎年度ノ終リニ現在スル葉煙草ニシテ毀損又ハ變質ニ因リ其ノ價格減少スルトキハ當時ノ賠償又ハ購買價格ニ比準シテ改定スヘシ

第二十二條　歳入ノ收入濟額、收入未濟額、据置運轉資本ニ屬スル現金ノ持越高、總葉煙草ノ價格、總備品ノ價格ヲ以テ受入トシ歳出ノ支出濟額、支出未濟額、据置運轉資本額、賣拂代價收入濟物品ノ價格、賣拂代價收入未濟物品ノ價格ヲ以テ拂出トシ受入ノ總額ヨリ拂出ノ總額ヲ控除シ殘餘アルトキハ作業ノ益金トシテ其ノ事業ヲ營ミタル年度ノ一般ノ歳入ニ納付スヘシ

第二十三條　大藏省ハ專賣局作業會計ノ主計簿ヲ備ヘ歳入ノ豫算額、確定額、收入濟額、收入未濟額、歳出ノ豫算額、支出濟額ヲ登記スヘシ

第二十四條　專賣局ハ日記簿、原簿、補助簿ヲ備ヘ其ノ事業ニ關スル一切ノ計算ヲ登記スヘシ

第二十五條　收入官吏ハ收入簿ヲ備ヘ歳入ノ種類ヲ區分シ確定額、收入濟額、收入未濟額ヲ登記スヘシ

第二十六條　專賣局ハ歳入簿ヲ備ヘ歳入ノ種類ヲ區分シ歳入ノ豫算額、確定額、收入濟額、收入未濟額ヲ登記スヘシ

第二十七條　金庫出納役ハ支出簿ヲ備ヘ歳出ノ豫算額、仕拂請求書受領濟額ヲ登記スヘシ

第二十八條　此ノ規則ニ規定セサルモノハ總テ會計規則ノ各條項ヲ適用ス

附　則

本令ハ明治三十三年度ヨリ施行ス

右專賣局作業會計規則は爾來一般會計法規の改正、專賣制度の擴張、專賣機關の變更等の原因に基きて、屢〻其の一部を改正せられたり。今左に順次此等改正勅令の全文を列記すべし。

(一)勅令第百三十號（明治三十三年三月三十一日）

專賣局作業會計規則中左ノ通改正ス

第三條第二項中「確定」ヲ「徵收」ニ改ム

第十四條　歳入ヲ徵收スル官吏ハ其ノ徵收簿ノ結果ニヨリ毎月徵收報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ翌月十五日迄ニ專賣局ニ送付スヘシ

專賣局ハ作業全部ノ毎月徵收總報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ其ノ翌月中ニ所管大臣ヲ經由シテ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第二十五條　歳入ヲ徵收スル官吏ハ徵收簿ヲ備ヘ歳入ノ種類ヲ區分シ確定額、收入濟額、不納缺損額、收入未濟額ヲ登記スヘシ

第二十六條　專賣局ハ歳入簿ヲ備ヘ歳入ノ種類ヲ區分シ歳入ノ豫算額、確定額、收入濟額、收入未濟額ヲ登記スヘシ

第二十七條　金庫出納役ハ支出簿ヲ備ヘ歳出ノ豫算額、仕拂請求書受領濟額ヲ登記スヘシ

第二十八條　此ノ規則ニ規定セサルモノハ總テ會計規則ノ各條項ヲ適用ス

附　則

本令ハ明治三十三年度ヨリ施行ス

右專賣局作業會計規則は爾來一般會計法規の改正、專賣制度の擴張、專賣機關の變更等の原因に基きて、屢〻其の一部を改正せられたり。今左に順次此等改正勅令の全文を列記すべし。

(一)勅令第百三十號（明治三十三年三月三十一日）

專賣局作業會計規則中左ノ通改正ス

第三條第二項中「確定」ヲ「徵收」ニ改ム

第十四條　歳入ヲ徵收スル官吏ハ其ノ徵收簿ノ結果ニヨリ毎月徵收報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ翌月十五日迄ニ專賣局ニ送付スヘシ

專賣局ハ作業全部ノ毎月徵收總報告書ヲ調製シ參照書類ヲ添ヘ其ノ翌月中ニ所管大臣ヲ經由シテ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第二十五條　歳入ヲ徵收スル官吏ハ徵收簿ヲ備ヘ歳入ノ種類ヲ區分シ確定額、收入濟額、不納缺損額ヲ加フ

第二十六條中「收入濟額」ノ下ニ「不納缺損額」ヲ加フ

附　則

本令中第三條第一項ニ關スル改正ハ明治三十五年度會計ヨリ適用ス

(二)勅令第百六十二號（明治三十七年五月二十五日）

專賣局作業會計規則中左ノ通改正ス

第三條第二項中「二箇月以內」ヲ「五箇月以內」ニ改ム

第十七條第一號ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ新ニ購入又ハ交換シタルトキハ購入價格又ハ交換價格ニ依ル

(三)勅令第二百三號（明治三十五年八月二十日）

專賣局作業會計規則中左ノ通改正ス

第三條第一項中「十二月三十一日」ヲ「十一月三十日」ニ改メ第二項中「年度經過後五箇月以內ニ」及第三項中「翌月十五日迄ニ」ヲ削ル

第二十三條中「收入濟額」ノ下ニ「不納缺損額」ヲ「歳出ノ豫算額」ノ下ニ「翌年度繰越額、殘額」ヲ加フ

第二十六條中「收入濟額」ノ下ニ「不納缺損額」ヲ加フ

附　則

本令中第三條第一項ニ關スル改正ハ明治三十五年度會計ヨリ適用ス

(四)勅令第百六十二號（明治三十七年五月二十五日）

專賣局作業會計規則中左ノ通改正ス

第三條第二項中「二箇月以內」ヲ「五箇月以內」ニ改ム

第十七條第一號ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ新ニ購入又ハ交換シタルトキハ購入價格又ハ交換價格ニ依ル

(三)勅令第二百三號（明治三十五年八月二十日）

專賣局作業會計規則中左ノ通改正ス

第三條第一項中「十二月三十一日」ヲ「十一月三十日」ニ改メ第二項中「年度經過後五箇月以內ニ」及第三項中「翌月十五日迄ニ」ヲ削ル

第二十三條中「收入濟額」ノ下ニ「不納缺損額」ヲ「歳出ノ豫算額」ノ下ニ「翌年度繰越額、殘額」ヲ加フ

第二十六條中「收入濟額」ノ下ニ「不納缺損額」ヲ加フ

附　則

本令中第三條第一項ニ關スル改正ハ明治三十五年度會計ヨリ適用ス

(四)勅令第百六十二號（明治三十七年五月二十五日）

專賣局作業會計規則中左ノ通改正ス

第三條及第五條中「專賣局長又ハ專賣支局長」ヲ「煙草專賣局長、葉煙草收納所長又ハ煙草製造所長」ニ、第四條中「專賣局長及專賣支局長」ヲ「煙草專賣局長、葉煙草收納所長及煙草製造所長」ニ、第十四條、第二十三條、第二十四條及第二十六條中「專賣局」ヲ「煙草專賣局」ニ改ム

第六條　仕拂請求書ヲ發スル官吏ハ煙草ノ賠償及購買費職工人夫ニ給スル諸費外國ニ於テ仕拂ヲ爲ス經費及支部局ノ經費ニ限リ煙草專賣局、葉煙草收納所又ハ煙草製造所ノ出納官吏ニ現金ノ前渡ヲ爲スコトヲ得

第十七條第三號ヲ左ノ如ク改ム

三　葉煙草ハ賠償又ハ購買價格ニ依リ既製品ハ生產費又ハ購買價格ニ依ル其ノ沒收等ニ係ルモノハ其ノ比準價格ニ依ル

同條ニ左ノ一號ヲ加フ

四　葉煙草以外ノ材料素品及機械ノ運轉用品ハ購入價格ニ依ル

第二十一條　每年度ノ終リニ現在スル葉煙草又ハ輸入製造煙草ニシテ毀損又ハ變質ニ因リ其ノ價格減少シタルトキハ現時ノ價格ニ比準シテ之ヲ改定スヘシ

第二十一條ノ二　每年度ノ終リニ現在スル葉煙草以外ノ材料素品及機械ノ運轉用品ニシテ市價ノ低落シタルトキハ現時ノ市價ニ依リ其ノ價格ヲ改定スヘシ

前項ノ物品ニシテ毀損又ハ變質ニ因リ其ノ價格減少シタルトキハ其ノ割合ニ應シテ價格ヲ改定スヘシ

第二十一條ノ三　每年度ノ終リニ現在スル既製品ニシテ毀損又ハ變質ニ因リ其ノ價格減少シタルトキハ現時ノ生產費ニ比準シテ其ノ價格ヲ改定スヘシ

第二十一條ノ四　葉煙草以外ノ材料素品及機械ノ運轉用品ニシテ不用ニ歸シタルモノハ總テ損失トシ不用物品ニ組入レ之ヲ賣拂フヘシ

第二十二條　歲入ノ收入濟額、收入未濟額、据置運轉資本ニ屬スル現金ノ持越高、總葉煙草ノ價格、總既製品ノ價格、葉煙草以外ノ總材料素品ノ價格、總機械運轉用品ノ價格、總備品ノ價格ヲ以テ受入トシ歲出ノ支出濟額、支出未濟額、据置運轉資本額、賣拂代價收入濟物品ノ價格、賣拂代價收入未濟物品ノ價格、消費シタル材料素品ノ價格、消費シタル機械運轉用品ノ價格、損失ニ歸シタル物品ノ價格ヲ以テ拂出トシ受入ノ總額ヨリ拂出ノ總額ヲ控除シ殘餘アルトキハ作業ノ益金トシテ其ノ事業ヲ營ミタル年度ノ一般ノ歲入ニ納付スヘシ

附　則

本令ハ明治三十七年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

(五)勅令第二十九號（明治三十八年二月六日）

專賣局作業會計規則中左ノ通改正ス

第九條中但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ煙草賣拂代金ニ限リ翌年度七月三十一日迄ハ當該年度ノ歲入ニ組入ルヘシ

(六)勅令第三十七號（明治三十九年三月三十日）

專賣局作業會計規則中左ノ通改正ス

第三條及第五條中「葉煙草收納所長又ハ煙草製造所長」ヲ「葉煙草收納所長、煙草製造所長、煙草販賣所長又ハ煙草專賣局直屬分工場長」ニ改ム

第四條中「葉煙草收納所長及煙草製造所長」ヲ「葉煙草收納所長、煙草製造所長、煙草販賣所長及煙草專賣局直屬分工場長」ニ改ム

附　則

本令ハ明治三十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(七)勅令第三百二號(明治三十九年十一月二十八日)

專賣局作業會計規則中左ノ通改正ス

「煙草專賣局長」ヲ「煙草專賣局長官」ニ、「葉煙草收納所長」ヲ「煙草收納所」ニ改ム

附　則

本令ハ明治三十九年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

(八)勅令第五十四號(明治四十一年三月三十日)

專賣局作業會計規則中左ノ通改正ス

第三條　歲入歲出ノ豫算ハ決定ノ後所管大臣之ヲ調製シ翌年度十一月三十日迄ニ之ヲ大藏大臣ヘシ

第四條　歲出豫算ヲ執行スル官吏ハ歲出ヲ支出スル爲金庫ニ向テ仕拂請求書ヲ發スヘシ

第五條　歲入歲出ノ決定計算書ハ所管大臣之ヲ專賣局長官及他ノ官吏ニ命シテ執行セシム

ニ送付スヘシ

歲入ヲ徵收スル官吏ハ會計檢査院ニ證明ノ爲每年度歲入徵收額計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ其ノ歲入事務管理廳ニ送付シ歲入仕拂請求書ヲ發スル官吏ハ會計檢査院ニ證明ノ爲每月支出ノ計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ其ノ所管大臣ニ送付シ所管大臣ハ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ

前二項ノ計算書ハ特ニ歲入事務管理廳又ハ所管大臣ヨリ委任ヲ受ケタル官吏ヨリ直ニ會計檢査院ニ送付セシムルコトヲ得

第六條　仕拂請求書ヲ發スル官吏ハ煙草又ハ鹽ノ賠償及購買費、鹽ノ交付金、樟腦又ハ樟腦油ノ補償金、荷造費、職工人夫ニ給スル諸費、外國ニ於テ仕拂ヲ爲ス經費竝支所ノ經費ニ限リ所屬ノ出納官吏ニ現金ノ前渡ヲ爲スコトヲ得

第九條中「煙草」ヲ「煙草、鹽、樟腦及樟腦油」ニ改ム

第十四條、第二十三條、第二十四條及第二十六條中「煙草專賣局」ヲ「專賣局」ニ改ム

第十七條中第三號以下ヲ左ノ如ク改ム

三　煙草、鹽、樟腦、樟腦油及煙草越幾斯ハ賠償、補償若ハ購入價格又ハ生產費ニ依ル但シ其ノ沒收等ニ係ルモノハ各其ノ比準價格ニ依ル

四　材料素品及機械運轉用品ハ購入價格又ハ生產費ニ依ル

第二十一條　每年度ノ終ニ現在スル煙草、鹽、樟腦、樟腦油又ハ煙草越幾斯ニシテ毀損又ハ變質ニ因リ其ノ價格減少シタルトキハ現時ノ賠償、補償若ハ購入價格又ハ生產費ニ比準シテ之ヲ改

定スヘシ

第二十一條ノ二中「葉煙草以外ノ」ヲ削ル

第二十一條ノ三　材料素品、機械ノ運轉用品及其ノ他ノ物品ニシテ不用ニ歸シタルモノハ總テ損失トシ不用品ニ組入レ之ヲ賣拂フヘシ

第二十一條ノ四ヲ削ル

第二十二條中「總既製品ノ價格、葉煙草以外ノ」ヲ「總製造煙草ノ價格、總鹽ノ價格、總樟腦及樟腦油ノ價格、總樟腦及樟腦油ノ價格、消費シタル葉煙草ノ價格、收入未濟物品ノ價格」ニ改メ「賣拂代價收入未濟物品ノ價格」ノ次ニ「消費シタル葉煙草ノ價格、」ヲ加フ

附　則

本令ハ明治四十一年度ヨリ之ヲ施行ス

（九）勅令第四十七號（大正四年三月三十一日）

專賣局作業會計規則中左ノ通改正ス

第八條ノ二　煙草、鹽、樟腦及樟腦油ノ賣拂代金ハ其ノ納入告知書ニ指定シタル納期末日ノ屬スル年度ノ歳入トス

第九條中但書ヲ削ル

第二十二條中「收入未濟額、」ノ下ニ「賣拂代價翌年度納付許可額、」ヲ「總備品ノ價額」ノ下ニ「大藏省證券發行繰入金受入高、借入金受入高」ヲ「支出未濟額、」ノ下ニ「前年度益金納付額、」ヲ「賣拂代價收入未濟物品ノ價格、」ノ下ニ「賣拂代價翌年度納付許可物品ノ價格、」ヲ「損失ニ歸シタル物品ノ價格」ノ下ニ「大藏省證券發行繰入金償還額、借入金償還額」ヲ加ヘ左ノ但書ヲ加フ

但シ賣拂代價翌年度納付許可額ニ相當スル金額ハ翌年度ノ一般ノ歳入ニ納付スルコトヲ得

附　則

本令ハ大正三年度分ヨリ之ヲ適用ス但シ第八條ノ二ノ規定ハ大正四年三月三十一日迄ニ納入告知書ヲ發スルモノニハ之ヲ適用セス

（一〇）勅令第三十五號（大正十一年三月二十七日）

專賣局作業會計規則中左ノ通改正ス

第一條中「八月三十一日」ヲ「九月三十日」ニ改ム

第四條　削除

第五條中「十一月三十日」ヲ「七月三十一日」ニ改メ同條第二項乃至第四項ヲ削ル

第六條中「仕拂請求書ヲ發スル官吏」ヲ「支出官」ニ「仕拂」ヲ「支拂」ニ「現金」ヲ「資金」ニ改ム

第七條　毎年度ニ屬スル歳出ヲ支出スル爲小切手ヲ振出スハ當該年度三月三十一日限トス但シ會計法第十九條ノ規定ニ依リ歳出金ニ繰替使用シタル現金補塡ノ爲ニスル支出ニ付テハ翌年度四月三十日迄小切手ヲ振出スコトヲ得

第八條　毎年度ニ屬スル定額戻入ヲ爲スハ當該年度三月三十一日限トス

第十條　毎年度内ニ支拂ヲ爲スヘキ義務ヲ生シ當該年度内ニ小切手ヲ振出ササルモノハ支出未濟トシテ遞次翌年度ニ繰越シ時效完成ニ至ル迄ハ支拂ノ請求アル毎ニ小切手ヲ振出スヘ

シ但シ支出未濟ノ繰越額ハ支出濟額ト合シテ豫算定額ヲ超過スルコトヲ得ス

第十一條　削除

第十二條　削除

第十三條　削除

第十五條　支出官ハ毎月支出濟額報告書ヲ調製シ之ヲ專賣局長官ニ送付スヘシ

第十五條ノ二　專賣局長官ハ支出濟額報告書ニ依リ毎月支出總報告書ヲ調製シ支出濟額報告書ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第二十三條　削除

第二十五條　削除

第二十六條中「確定額」ヲ「調定濟額」ニ改ム

第二十七條　專賣局ハ歳出簿ヲ備ヘ歳出ノ豫算額、豫算決定後增加額、支出濟額、翌年度繰越額及殘額ヲ登記スヘシ

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第八項　製鐵所特別會計

明治二十九年政府は國防上の見地より軍需品の供給を圖ることを主眼とし、併せて一般工業上の需要に應ずることを目的として、官營製鐵所を設立することと爲し、第九回帝國議會に於て之に關する經費豫算の協賛を經、翌三十年より起工に着手せしが三十二年度に至りて漸く作業の一部を開始することを得るに至れり。茲に於て右製鐵所の會計は之を特別とし、作業會計法に基きて經理せしむることとと爲し、明治三十二年二月法律第十二號を以て作業會計法を改正し、製鐵所を作業會計法に於ける作業所の一に加へ、而して其の據置運轉資本を四百五十萬圓として、漸次一般會計より繰入ることとし、三十二年度より之を實施したり。斯くて製鐵所は據置運轉資本として、三十二年度に於て先づ十萬圓を受入れ、其の作業を開始せしが、設備の充實と共に漸次運轉資本を增加し、翌三十三年度には之を二百萬圓とし、三十四年度に至りて作業會計法の制限額四百五十萬圓に達したり。然るに當時に在りては創業日尚淺く、其の設備及機關も未だ十分の效果を擧ぐるに至らざりしを以て、創立後年々缺損を生じ、三十四年度決算に於ては前述四百五十萬圓の運轉資本中約百二十萬圓の缺損を生じ、且其の殘餘中約三百十萬圓は作業材料として固定し、翌三十五年度に繰越すべき運轉資本の現金は約十五萬圓を剩すのみとなれり。他方三十五年度に於ける材料資金は約四百四十六萬圓を要し、製品の回收見込額約二百四十萬圓を控除するも、同年度に於て運轉資本額に約二百萬圓の不足を生ずるの計算となれり。茲に於て右不足額は一時一般會計より借入を行ふこととし、明治三十五年三月法律第三十號を公布し、製鐵所據置運轉資本に不足を生ずるときは、明治三十五年度に限り金二百萬圓以內に於て一般會計より一時借入を爲すことを得るものと爲し、且右の借入を爲すときは製鐵所作業會計に於て之を歳入に編入し、返償するときは之を歳出として拂出すべき旨を定めたり。右法律に據る借入金二百萬圓は翌年度に於て返償せられしが、製鐵所の作業は爾後明治四十三年度に至る迄年々多少の缺損を生じ、爲に据置運轉資本に生じたる缺額は年々一般會計より補塡せられ

たり。

製鐵所据置運轉資本は創立後事業の擴張に伴ひ漸次不足を生じ、明治三十七八年の頃に至りて之が增加の必要に迫られたり。然れども當時我國は露國と交戰中なりしを以て、運轉資本の增額は之を中止し、必要の場合に融通證券を發行することに依り、一時補足を爲すの制度を設くることとし、明治三十八年二月法律第十七號を以て之に關する法律を公布したり。右法律に依れば製鐵所の据置運轉資本に不足を生じたるときは、大藏大臣は五百五十萬圓以內に於て融通證券を發行して一時之を補足することを得、右の融通證券は遲くとも翌年度に於て之を償還するを要するものとす。後四十四年三月に至り更に借入金に依る一時補足の途も開かれたり。其の詳細は前項を參照すべし。斯くて本特別會計に在りては其の据置運轉資本に不足を生じたるときは、常に右法律に基き融通證券の發行又は借入金に依りて一時の補足を爲し、運轉資本の增額は一回も之を行ふことなかりき。從つて右の借入金又は融通證券發行の制限額は、事業の擴大に伴ひて屢〻增額せられ、明治三十九年四月之を千二百萬圓に擴張（法律第二十七號）せしを始めとして、大正九年八月には之を六千萬圓に（法律第二十四號）翌十年三月には更に之を九千八百萬圓に增加したり（法律第三十二號）。然るに大正十五年三月に至り製鐵所特別會計制度の變革行はるるに及びて、右法律も大正十五年度限り廢止せられたり。

製鐵所特別會計は明治三十二年度以來引續き作業會計法に依りて其の經理を行はれ來りしが、大正十五年三月に至り本特別會計に關して獨立の單行法を制定したり。抑〻製鐵所の事業を最も適切に經營するが爲めには、常に斯業の情勢に順應して、必要に應じて其の擴張又は改良を行はざるべからざるは勿論なるが、從來の如き作業會計の組織にては、資本の擴張は一般會計の負擔に於て行はるるものなるが故に、一般財政計畫の影響を蒙りて其の施設が斯業の發達に順應せざるの憾を存したり。茲に於て從來の制度を改めて、其の設備の擴張改良は製鐵所特別會計自身の負擔に於て之を行ふこととしたり。卽ち製鐵所特別會計の經理は之を一般會計との交涉より切離して、獨立會計の組織と爲し、製鐵所の擴張改良の資源は原則として其の作業益金を以て之に充當することとしたり。而して製鐵所の事業は他の作業會計に於ける政府の作業と其の趣を異にし、民間當業者と同一地位に立ちて市場に其の製品を供給するものなるが故に、其の會計方式の如きも民間事業會社に成るべく近似せしむるの必要を認め、右特別會計法に於ては固定財產に就ては明確に原價償却を行ひ、過去及將來の借入資金に對しては、之が元利の償還を負擔する等の方法に依り、損益計算を的確明瞭ならしめ、以て從業者をして其の精勵の效果を自覺せしむると共に、延ては其の經理狀態を良好ならしめんことを圖れり。今右法律の全文を揭ぐれば左の如し。

製鐵所特別會計法（大正十五年三月三十一日法律第四十六號）

第一條　製鐵所ノ事業ヲ經營スル爲從來ノ固定資本及据置運轉資本竝將來ノ製鐵所益金及本會計ノ負擔ニ屬スル公債又ハ借入金ヲ以テ資本ト爲シ其ノ歲入ヲ以テ其ノ歲出ニ充テ特別會計ヲ設置ス

第二條　製鐵所ニ於テ固定財產ノ擴張及改良ニ要スル經費ヲ支辨スル爲必要アルトキハ公債ヲ發行シ又ハ借入ヲ爲スコトヲ得但シ公債又ハ借入金ノ額ニ付テハ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

製鐵所ニ於テ運轉資金ニ充ツル爲必要アルトキハ最高六千萬圓ヲ限度トシ公債ヲ發行シ又

ハ借入ヲ爲スコトヲ得

第三條　左ニ揭クル國債ハ本會計ノ負擔トス

一　製鐵所ノ創設及擴張ニ必要ナル經費ヲ支辨スル爲從來發行シタル公債及之カ借換ノ爲從來發行シタル公債

二　前條ノ規定ニ依ル公債又ハ借入金

三　前二號ニ規定スル國債ノ借換ノ爲起債シタル國債

前項ニ規定スル國債ノ償還金、利子、割引料竝發行及償還ニ關スル經費ノ支出ニ必要ナル金額ハ毎年度之ヲ國債整理基金特別會計ニ繰入ルヘシ

第四條　本會計ハ之ヲ資本勘定、用品勘定及作業勘定ニ區分ス

第五條　資本勘定ハ作業益金繰入金、固定財産減價償却繰入金、公債募集金、借入金、固定財産ノ賣拂代金其ノ他附屬雜收入ヲ以テ其ノ歲入トシ固定財産ノ擴張費改良費補充費、本勘定ニ於テ使用スル固定財産ノ維持修理費、國債償還金其ノ他附屬諸費ヲ以テ其ノ歲出トス

第六條　用品勘定ハ用品收入、工作收入其ノ他附屬雜收入ヲ以テ其ノ歲入トシ用品費、工作費、本勘定ニ於テ使用スル固定財産ノ維持修理費減價償却金其ノ他附屬諸費ヲ以テ其ノ歲出トス

第七條　作業勘定ハ作業上ノ諸收入、固定財産ノ貸付料、預金利子其ノ他附屬雜收入ヲ以テ其ノ歲入トシ作業上ノ諸費用、總係費、本勘定ニ於テ使用スル固定財産ノ維持修理費減價償却金、國債ノ利子割引料其ノ他附屬諸費ヲ以テ其ノ歲出トス

第八條　需要ノ增加ニ因リテ生シタル豫算ノ不足ヲ補フ爲用品勘定及作業勘定ノ歲出ニ豫備費ヲ設クヘシ

第九條　用品勘定又ハ作業勘定ニ於テ使用スル固定財産ノ減價償却金ハ之ヲ資本勘定ニ繰入ルヘシ

第十條　用品勘定又ハ作業勘定ニ於テ決算上生シタル利益又ハ損失ハ之ヲ資本勘定ニ移シ整理スヘシ

第十一條　資本勘定ニ於テ決算上生シタル利益ハ之ヲ製鐵所益金トシ資本ニ組入ルヘシ

資本勘定ニ於テ決算上損失ヲ生シタルトキハ之ヲ製鐵所損金トシ資本ヲ減額スヘシ

第十二條　政府ハ毎年本會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第十三條　本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ最高千萬圓ヲ限度トシ一時借入ヲ爲シ又ハ融通證券ヲ發行スルコトヲ得

一時借入金及融通證券ニ依ル資金ハ當該年度內ニ之ヲ返還スヘシ

第十四條　本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルヘシ

第十五條　本會計ノ收入支出及損益計算ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

第十六條　本法ハ大正十六年度ヨリ之ヲ施行ス

第十七條　作業會計法第一條第一號乃至第六號ヲ左ノ如ク改メ同法第二條第三項ヲ削ル

第一　印刷局